午前１０時２９分開会

〇大坂委員長　おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。以後、着座にて進行させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、総括質疑を続けたいと思います。

本日、まずは保健福祉部所管の項目に関する総括質疑を受けたいと思います。

どうぞ。（発言する者あり）

〇木村委員　ちょっと心の準備ができていない。（発言する者あり）居住支援協議会について伺いたいと思います。よろしいですかね。

今、居住支援協議会がいろいろ本当に旺盛に、いろんなことをご検討していただいているというふうに思います。それで、今年度２回検討会が開かれまして、そこで幾つか方向性も見定まってきているんじゃないかと、そういう印象を受けています。その到達を改めてこの場で確認しながら、提案もさせていただくということで、お願いしたいと思います。一つは支援対象者、それから支援内容、推進体制と、この三つの点で質問させていただきます。

まず支援対象者です。議事録を拝見すると、まず高齢者を、今その支援の対象を絞ると。高齢者を４象限に分けて、昨日もちょっと牛尾委員が紹介したけれども、所得と、あと体が動けるかどうかで四つに分けていくと。当面、対象者を、動けて困窮なしというところに絞っていくというふうに読めたけれども、それでよろしいんでしょうか。

〇佐藤福祉政策担当課長　委員ご指摘のとおり、今年度の居住支援協議会では、再開をいたしました後、議論を経まして、高齢者を対象として中心に、メインの対象者として進めることとなりました。その際に、対象者の高齢者を、動けるか動けないか、困窮があるかないかという４象限に分けまして、ご指摘のとおり、もう高齢者であるというだけで、財産があっても住み替えがなかなか思うようにいかないという実態の中で、まずそこの課題を解決することによって、困窮のある方に対しても住宅の紹介ができるきっかけになるのではないかということで、そのような対象の絞り方をした次第でございます。

〇木村委員　そういった議論がありました。ただ、同時に、もう一方で、ほかの委員さんから、いろんな相談を受けている実感としては、動けて困窮しているという方が多くて、非常に切実だというお話もあったかに思うんですね。それで、動けて困窮しているという方への支援を強めて、住まいが確保できたら、動けて困窮なしの人はおのずと安定した住まいを確保できるんじゃないかと、そういうふうに考えるわけですね。そうではなくて、動けて困窮なしという人を、まず重点的に支援していくというのは、うーん、ちょっと私はどうなのかなというふうに、私もいろんな相談、ほかの議員さんもそうだと思うんだけども、いろんな相談を受けて、やはり困窮ありの方のほうがやっぱり多いわけですよ。その辺については、今後、居住支援協議会の対応としてはどうしていくのか。もちろんそこはやりながらも、困窮ありの人はまずちょっと待ってくれという対応なのか、ちょっとその辺を確認したいんですけれど。

〇佐藤福祉政策担当課長　このような対象者を絞ることになりました中では、不動産関係団体の方から、そういった紹介に当たってのオーナーの方の意識についてのご発言がございました。その中で、例えば困窮されているというカテゴリーに入る方で、実際には生活保護もあり、例えばそれで、もうご病気で入院されているというような方の住居の確保に

当たりまして、実際には何のリスクもない貸出しになる、貸付けになるということなんですけれども、それでも、そういった状況があるということだけで、オーナーの方のご先入観から成約に結びつかないようなケースもあるというふうに伺いましたので、まず、いろいろなオーナーの方、不動産業界の方から通じまして、区の支援もございますし、そういった、必ずしも一見相談の内容からちょっとリスクを背負うのでないかと思われるケースでも、細かく見ていくことでそうではないケースもあるということで、そういった実態をご理解いただくということを取り組んでいくという意味で、今年度このような対象の絞り方をしているというところでございます。決して何かそういった、その他の象限に属する方の相談を何かないがしろにするとか、そういったことではございません。

〇木村委員　そうしますと、この支援の仕組みを本当に多くの関係団体に知っていただく、協力団体に知っていただくことが非常に大事だというふうに思うんですね。

　それで、支援対象としては、ほかの三つの分類にされた人たちへの支援も、別におろそかにするものではないということは確認できたと思うんで。

　続いて、支援内容のメニューなんだけれども、こういった住まい困り事、相談手引きを使って、これをいろんなところに置いて、様々な相談窓口を設置することで、住宅に困っている方たちがアクセスしやすい環境をつくっていくという点では、大いに国も、ハブというふうな言い方をされていましたけれども、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思うんですね。

　それで、この支援内容のメニューの中で、ちょっとこれは確認なんだけれども、支援内容というのは、入り口だけ、要するに住まいを見つけたというだけでなく、その後の支援も、居住を継続できるような支援も、居住支援協議会としては見据えた支援策ということで捉えていいわけですよね。入り口だけでなく、その後、住んでからもずっと安心して継続できるような、オーナーさんが安心できるような、そういう支援策も継続していく。その面も含めた支援ということで捉えていいわけですよね。

〇佐藤福祉政策担当課長　今回の協議会での議論の中で、オーナーの方々がご心配されているのは、高齢者の方の場合、特に孤独死をご心配されているというふうに伺っております。その中で、やはり入居しておしまいということではなくて、日常生活においての見守りであるとか、あと具合が悪い方、悪くなった場合に、その状況を察知するような、そういった仕組み、あとは万が一そういった孤独死というふうに至ってしまった場合でも、その後の片づけといいますか、そういったことであるとか、お亡くなりになった後の財産の整理であるとか、そういったことをトータルでやはり支援する必要があるという下で、サービスをまとめているところでございます。

〇木村委員　この支援メニュー、これは確認なんだけれども、区の支援メニューで、安心居住制度がございますよね。安否確認であるとか、緊急時対応サービス。これは、緊急通報システムについては、これは現在は千代田区の場合は、全額無料ということで利用できるということでよろしいわけですよね。

〇佐藤福祉政策担当課長　こちら、ちょっとご案内が紛らわしいということで、こちらには東京都の防災・建築まちづくりセンターの安心居住制度のサービスのみ掲載しているんですけれども、区の在宅支援課で所管している救急通報システムのほうは、委員ご指摘のとおり無料でご利用いただける状態でございます。

〇木村委員　やはりオーナーさんが安心して、いわゆる住宅、要配慮者という方への住宅を提供していただくためには、やはり様々な支援のメニューがあるから大丈夫ですよということをきちんとお話しして、説得していただくということが大事だと思うんですね。仮に亡くなった場合であるとか、あるいは家賃の滞納であるとかということも心配されると。家賃の滞納についてはどういうメニューがあるんでしたっけ。
〇佐藤福祉政策担当課長　家賃債務保証制度、保証料助成という制度がございまして、こちらは住宅課所管の事業かと思いますけれども、こういった制度を手引きの中に掲載しているところでございます。
〇木村委員　確かに家賃債務保証サービス、その保証料を、たしか安心居住制度だと半額助成するのかな。確かにそういう制度はあるけれども、これはオーナーさんへの保証ですよね。住んでいる方が仮に滞納した場合には、オーナーさんに対しては保証会社が補償すると。しかし、住んでいる方が滞納したら、今度は滞納されている方に保証会社から取立てが行くわけですよ、仕組みとしては。そうすると、住んでいる方は保証会社に追い出されちゃうんでしょうかね、もし滞納したら。要するに払えなくなったら。その辺はちょっと福祉総務課では難しい。難しいか。
　いや、というのはね、滞納しないためには、例えば年金暮らしでなかなか大変だったといった方には、区の居住安定支援、家賃助成があると。こういったのも組み合わせながら、住まいの安定、保障を図っていく必要があるんじゃないかと思うんだけども、この居住安定支援家賃助成が５年間で切られるわけですよ。これはどうなんでしょう。５年で家賃補助がなくなりますというのは、入り口でオーナーさんの、要するに家賃の滞納を心配されているオーナーさんにとって、ちょっとこれは困るという、ネックになるんじゃないでしょうか。福祉総務課に聞かれても。
〇緒方住宅課長　ただいまのは住宅課が所管している居住安定支援助成のお話でしたので、住宅課長から答弁させていただきたいと思います。
　おっしゃるとおり、上限５万円で５年間ということで、こちらのほうで助成している制度でございます。それが切れた後ということで、ご質問かと思いますけども、やはりこちらは、そもそもの要件としまして、立ち退きですとか、そういう状況の方に支援するということで、５年の間に何か次の手を打っていただくというのが前提で、もちろんご本人に任せているわけではなくて、住宅課ですとか福祉部局も協力して支援をいたしますけれども、やはりある程度の期限を切って助成をするという考え方の下でやっている助成でございます。
〇木村委員　制度は私もよく承知しています。実際、明渡しを求められた高齢者の方が、次の住まいを探すと、これは非常に現状はご苦労されています。その人たちの入居支援、円滑な入居を支援しようということで、居住支援協議会が私はあるんじゃないかと思うわけですよ。オーナーさんは家賃滞納を心配されている。亡くなった場合については、見守りサービス等でフォローがある。家賃を滞納したときには債務保証会社のサービスもある。これも使うと。で、２分の１は助成すると、こういう仕組みもある。ただ、居住安定支援家賃助成という最大５万円助成するのが５年間で、最大５年間で切られるといった場合、それはオーナーさんにとってちょっと不安材料になるんじゃないかなと、これを聞いているわけです。ご本人の自立だとか支援だとかというのはあるけれども、オーナーさんにと

っての不安材料になるんじゃないか。それはどうでしょうかね。
〇緒方住宅課長　木村委員のご質問のとおり、５年で切れるという前提の下でお貸しになる、オーナーさん側の不安といいますか、そこはおっしゃる部分もあるかと思いますけれども、やはり先ほど来申し上げているように、本制度といたしましては５年という期限を切ったものでございますので、その後の何か支援につきましては、やはり今、物価高ですとか様々な社会情勢も変わってきておりますので、こちらにつきましては、昨日、高優賃の４万円の助成についても、何か別で区でできないかというようなご提案を頂きました際に、国の制度なので難しいと答弁をさせていただいたとおりでございますので、何か福祉部局と、改めて区としての対応をできないかというのは、これから議論を重ねていきたいと考えてございます。
〇木村委員　ぜひお願いしたいと思うんですね。今日は環境まちづくり部じゃないんで、あまりこれ以上やりませんけれども、やはり公共住宅に入れた方とそうでない方のやっぱり不公平感というのはありますし、分譲マンションを買った方のローン減税だって１３年間でしょ。５年間のはちょっと短過ぎるんじゃないかと、そういった意味で。その辺はひとつご検討いただきたいと。
　最後に推進体制の問題です。これ、どこもそうだけれども、総務課というところは忙しいでしょ。福祉総務課だって、いろいろ基本計画づくりだとか、ねえ、風ぐるまも質問出るか知らないけど、いろんな、扱っている。で、居住支援でこれをやっていくと。本当に推進体制、いろんなところネットワークを組みながらやっていくということなんだろうけれども、区の中の推進体制について、ちょっと伺いたいんですね。やっぱり区がやっぱり本当に中核、ハブにならないと、この事業というのは動かないと思うんですね。そこでどれだけ推進体制を強化できるのかというところにかかっているんじゃないかなと思うんですよね。窓口がいろんなところに今度はできるわけで、あんしんセンターもそうだし、住宅課もそうだし。直接不動産業者のところに行って、あれを見ながら、それから区に相談をするということもあるでしょう。ですから、それ、福祉総務課が窓口になるんだろうけれども、その辺の体制について、全体を連携しながらハブとしての役割を果たす上で、その体制、現状で大丈夫なのかと、これはちょっと心配があるわけで、その辺についての見通しも含めてちょっとお聞かせいただけたらと思います。
〇佐藤福祉政策担当課長　居住支援協議会の取組につきましては、福祉的な面から住居のことを考えるという、ある意味住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるという、地域包括ケアシステムの視点から進めていくものというふうに認識をしております。その中では、住まいに限らず様々な相談が寄せられている中で、幾つか重要なトピックについてはそれぞれの会議体が設けられるという形で、課題の検討をしているところでございます。居住支援協議会につきましても、当面は、まだ再開してから１年もたつかたたないかという状況ですので、当面は今の、今年度定まった実施方針の下、事業を動かしてみまして、またそこで得られた情報を基に、次の展開については考えてまいりたいと考えております。
〇木村委員　いいです。
〇大坂委員長　よろしいですか。
〇岩田委員　関連。
〇大坂委員長　関連。関連項目。岩田委員。

〇岩田委員　家賃保証会社の話がちょっと出ましたので、それは自分もテナントさんを入れるときに家賃保証会社を使っている身からして、ちょっとお話をさせていただきますが、オーナーが家賃保証会社を使うときに、不動産会社に聞かれるわけですよ。例えば、今度そちらの部屋を希望されている方が高齢者の方なんですが、どうしますかというふうに聞くところがあるわけです。そのときに、孤独死はともかく、家賃のことに関してちょっと心配があるというときに、先ほど木村委員のおっしゃっていた、そういう区の助成があるんですよというのを不動産会社から言われれば、あ、そうなのかというような安心するような面もありますので、やっぱりそこはちょっと考えていただければなと思います。

　あと、その前にも緊急通報システムの話も出ましたので、それもちょっと一緒にやらせていただきます。緊急通報システム、あれですよね、ボタンを押すだけで民間事業者の受信センターに連絡が行くというシステムだと思うんですけども――あ、それ大丈夫ですかね、それ。はい。で、それって、ちなみに孤独死の数というのは把握されていますか。

〇大坂委員長　これ、次の別の項目の質問ということでよろしいですか。

〇岩田委員　いや、緊急通報システムの話が出たのでと思ったんですけど、じゃあ、別でやったほうがいいなら、別でやります。

〇大坂委員長　ちょっと待ってくださいね。小枝委員……

〇小枝委員　私も別ですから。

〇大坂委員長　別で大丈夫ですか。

　じゃあ、そのまま続けていただいて大丈夫です。

〇岩田委員　いいですか。すみません。孤独死の数は把握していますかね。

〇菊池在宅支援課長　孤独死の件数についてなんですけども、区としましては、警察から通報のあったものについては把握してございます。ちなみに令和３年度は２件ございました。

〇岩田委員　この緊急通報システムも、確かにボタンを押すだけでというのはいいんですけども、そのボタンがあるところまでちょっとたどり着けない場合もあると思うんですよ。ある魔法瓶の有名な会社の、なんとか印というところが「みまもりほっとライン」というのをやっているんですね。昔、ＣＭで何か「電波がピピピ」なんていうようなコマーシャルがあったと思うんですけども、ああいうのというのは区としてできないんですかね。別にそこの回し者じゃないですけど、あれは設置も工事も不要だし、利用者さんがボタンを押すと、情報が送信器を通じてデータセンターに届いて、そのデータセンターがお子さんのケータイとかのメールに届くとかパソコンでも見れるとか、１週間ぐらいグラフで見れるとか、あとはポットもコードの抜き差しをすると、それでもう、あ、ちゃんと作動しているなというのが届いたりするというんですけども、そういうような感じの策というのは、区ではできないでしょうかね。

〇菊池在宅支援課長　委員ご指摘のそういった商品があるということについては承知をしております。ポットの操作を感知して、家族などにメールで安全を通知するといったものであると承知しています。また、類似の商品につきましては、運送事業者の中にも、区としても内部で調査をしたことはございます。

　一方、この緊急通報システムの設置目的は、事務事業概要にも記載がありますけれども、病弱な独り暮らしの高齢者が緊急事態に陥ったときに、民間事業者による安否確認と緊急

対応で安全を確保することというところが目的になっております。執行責任のある区としましては、この高齢者に何かあったときにお知らせするだけで、救助はできないといったようなシステムにつきましては、多少不十分ではないかと考えております。したがいまして、区としましては今後も、何かあったときに救助まで駆けつけていただける緊急通報システムの普及を目指してまいります。
○岩田委員　じゃあ、この今の、何だ、連絡するだけじゃ不十分というんでしたら、その連絡した後もこういうふうなことができるみたいな、その先をつなげて何かできればというふうに僕は考えていますので、今後何か考えていただければと思います。
　で、今これって、何台ぐらいの普及になっていますか。
○菊池在宅支援課長　累計の設置台数が１９９台でございます。
○岩田委員　これは独り暮らしの高齢者の何％ぐらいで設置されているんでしょう。
○菊池在宅支援課長　世帯のベースで計算したことはないんですが、大体高齢者の数が１万２,０００人程度おりますので、大体２０分の１程度というふうに考えております。
○岩田委員　その１万２,０００人ぐらいの高齢者というのは独り暮らしということですかね。じゃない。独り暮らしではない。独り暮らしの高齢者というのはどれぐらいいらっしゃるんでしょう。
○菊池在宅支援課長　独り暮らしのみの高齢者の数というところは、今のところちょっと把握しておりません。
○岩田委員　それにしても、高齢者が１万２,０００人いらっしゃるということで、１９９台って、あまり普及していないように思うんですけども、何で普及していないんでしょうね。ただなのに。ただって、言い方が変ですね。設置も、あれですね、無料でやっていただいているのに。なぜなんでしょう。
○菊池在宅支援課長　ご利用者の考え方を正確に把握しているわけではないんですが、一つの理由としましては、緊急時にお部屋に侵入するというそういったシステム上、自宅の鍵をお預かりするというところがあります。そこに抵抗感を持つ方もいらっしゃいます。また、一方で、この機械の性質上、固定電話の電話につなぐような仕組みになっているので、昨今、固定電話を持たないお年寄りの方も増えています。そういった事情もあるかというふうに考察しています。
○岩田委員　あとは、知らない方も結構いらっしゃると思いますので、今後ぜひ広報に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○菊池在宅支援課長　今後この制度につきましては、少し拡充を図ってまいりたいと考えております。その際には、これまでも利用を推進してきました町会の方につきましても、こちらから出向いて周知を図る。それからマンション住民の方も増えていく傾向でございますので、マンション連絡会の活用、それからＳＮＳなどのメディアによる呼びかけといったことも努めてまいりたいと考えております。
○大坂委員長　じゃあ、次の項目。
　小枝委員。
○小枝委員　宿所提供施設、居住のない人に対する入居制度についてということで、伺います。大丈夫ですか。よろしくお願いします。
　民間の団体が調査された、行政も協力してくださって調査された資料によりますと、こ

のコロナがあって、また顕在化したんだと思いますけれども、住まいのない人に対する一時入居保護先というの、ビジネスホテル、無料低額宿泊所、宿所提供施設、そして自立センターと、その他というふうになっておりますが、なかなか千代田区では、この宿所提供施設というところがあまり使われておりません。どちらかというと無料低額宿泊所が多いんですね。この辺、これについては、どうなんでしょう。今年、２０２２年の利用状況と、それから、なぜこのいわゆる無低というのが多くて、宿所提供施設というのが使われない状況なんでしょうか。お答えください。

〇大松生活支援課長　今、２点ご質問いただきました。一つはこの宿所提供施設が使われない理由と、あともう一つ、使われている件数につきましてでございますが、まず件数につきましては、今現在の宿所提供施設に入っていらっしゃる世帯数は３世帯でございます。次に、無料宿泊――失礼しました。

〇小枝委員　無料低額宿泊所。

〇大松生活支援課長　無料低額宿泊所につきましては、今現在、７月までなんですけど、６４世帯でございます。

　次に、この無料低額宿泊所に比べて宿所提供施設が使われない理由でございますが、宿所提供施設というのは、生活保護上、住宅扶助、住まいを提供する保護施設でございまして、言い方を変えれば、それ以外はご自身で、一人で身の回りのことを全部できる方が入る、こちらのほうから申込みをする施設になっております。それに比べて、無料低額宿泊所というのはそういった要件がございませんので、そういった要件のあるなしがこの差に結びついていると存じます。

〇小枝委員　そうですね。その住まいの提供、私も不勉強で、実は最近までよく中身については知らなかったんですが、このサービスというのは、特人厚、いわゆる特別区人事・厚生事務組合、ちょっと正式名称、特人厚というんですね、のところがやっている住まいに困窮する方、中身については、例えば家族の不和で居所を失った方や、生活保護を受けるまでの間、そこに３か月、長い場合は１２か月まで、若干の家具があっても入居できるということで、今、千代田区では、かなり土地の売買というか、古くからいる方なんかがいいお家にいられても、それが売買されてしまって居所を失うと。また家族間が必ずしもよろしいかどうか分からない。いろいろな様々な事情がある中で、生活保護でお世話になる事例も、これはあります。

　個々個別のことは伺いませんが、例えば練馬区なんかは２０２１年度で、無料低額宿泊所は４０件に対して、宿所提供施設というのは２６件利用されているんですよ。実はこの施設を利用するというのは、職員にとっての負担はとても大きいんだということも伺ったことがあるんですね。女性にとっては、本当にホームレスというわけに、特に女性が、時々見ますけれども、路上に行かざるを得ないなんていう事態は、極力避けなければならない状態の中で、こういった、課長おっしゃるとおり住まいの提供をする場というのは、これからますます、大変この生活保護を受けるまでの、何というんですか、また先ほど木村委員などが質問されたように、高齢者の場合、その先の住まいの確保というのも困難を極めるわけですね。その先どうするんですかということになりますから、でも、その間、自治体の行政が一緒に次の住まいの場についても一緒に考えるよということで、例えば老人ホームであるとか、養護老人ホームであるとか、いろいろな組合せがあるわけですので、

そうした方々に寄り添って、かつ生活の継続ができるようにということで、こうした宿所提供施設というものをもっと活用することが必要とされているんではないのかと。

先ほど練馬区の事例を挙げましたけれども、いわゆる無低の件数は同じですね。恐らく区内にあるんだと思うんですよね、近くに。という立地の条件もあると思いますが、そこのところ、どうなんでしょう。少しここ、こういうことも、今３件対応しているということですから、視野に入れて、常に窓口の対応を受ける際に、あ、ここについてはどうかなということを意識の中にもっと入れながら対応できると、受皿が広がるんじゃないかというふうに感じているんですけれども、いかがでしょうか。

〇大松生活支援課長　今ご指摘がございましたが、いわゆる宿所提供施設というのは、生活保護を受けるまでと、ちょっと１点、受けるまでの過渡期というよりは、生活保護を受けている方、あと、もしくはもう要保護と、ほぼ調査の結果分かる方がそこを利用する施設でございまして、この宿所提供施設というのは。全く聞き取りもしない段階でそこに申し込めるというものではちょっとございませんので、ちょっと一言申し添えたいと思います。

その上で、生活保護の流れに沿って、まず生活保護を受給されるまでの生活、私どもの生活保護相談員の聞き取りの中で、今の資産状況でございますとか健康状況ですとか、もちろん宿所の、お住まいがない場合は、どういった住まいがあるかどうか、お話はもちろんこれまでもしておりますが、今、委員のご指摘もありましたし、またほかの自治体の例も踏まえまして、これまで以上に柔軟対応を聞き取りの上でしていきたいと存じます。

〇小枝委員　そうですね。ぜひ先方の施設などともつながっていただいて、そうすると、若干のもう、女性の場合、もう何も身ぐるみがないで行くということはないので、若干の物が移送も必要になる場合がありますね。そうすると、移送費なんかも手配の仕方でできるなど、やはり生活の継続をどうしたらできるのかという、そういう仕組みになっているらしいんですね。でも、実際は結構空いてしまっている。それはやっぱり自治体側の負担が大きいからということがあるらしいんです。

というのは、無低と言われるところであれば、来てくれる。要するに自分でやってくださいということになる。でも、この宿所提供施設だと、連れ添って一緒に行かなきゃいけないとか、いろんな先方施設との交渉があるであるとか、かなりお世話をするボリュームが、今、１人当たりケース、何だっけ、１５０までというんでしたっけ、私ちょっと数を、何人までとかというのがあるんですよね。そういうふうな中で、千代田区も少なくはないと思うので、本当にご負担だと思うんですけれども、スキルを、経験値をどんどんどんどん高めて、相手先との関係もつくっていけば、そうした前例がまた次のノウハウになっていくんではないかと。

また、先ほど私が申し上げたのは、生活保護を待つ間じゃなくて、申請をすれば、申請をしなければ駄目なんですけれども、申請をすれば、それはもう使えるということでありますので、ぜひここの活用を、用途についての経験値をもっと深めていただいて、ほかでも、先ほど練馬区と言いましたが、葛飾区でも無低が３２件で宿泊提供が１４件というのがありますね。自治体によってかなり、台東区でも宿所提供が２５件というふうになっていますね。そうしたところでは、千代田区は２０２１年から始めて２件ということで、多分恐らく今年でもう１件ということなのかもしれませんが、というところが、本当に一生

懸命やっていただいていると思うんですけれども、さらにさらに、そういう意味での寄り添う支援を深めていただきたいと、頑張っていただきたいということで、今回はその宿所提供施設について伺いました。ご答弁をちゃんと頂ければと思います。
〇細越保健福祉部長　小枝委員のご質問でございますけれども、今、担当課長が申し上げましたように、審査、決して職員の負担がかかるからこの施設は使わないということではございません。それはまず明確に申し上げておきます。審査に当たりましては、その対象者ご本人の心身の状態はもちろんですけれども、今後のやはり日常生活を送る上での適応力、こういったものも踏まえて、考慮して判断をしております。特に住まいのない方に対しては、そうした点を重視してしっかりと対応しているところでございます。
　今回の件につきまして、私も若干携わっていましたんで承知しておりますけれども、面談に当たりましては、ケースワーカーとか相談員さんですか、本当にこれまで様々なケースに対応してきた方が、専門職の立場から寄り添って本人から事情を聴いて、今回の対応はその本人にとって一番最善の方法をご提案したというふうに認識をしております。
　生活保護を申請する方というのは様々な事情がございますので、いろいろ問題を抱えている方もあるかと思います。やっぱりもちろん本人の希望に添うように我々も努力いたしますけれども、やはり日常生活、入った後、日常生活に支障を来すようであれば、それはまた元も子もなくなりますので、そういったことも踏まえまして、我々しっかりとご本人に寄り添って柔軟な対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
〇飯島委員　関連。
〇大坂委員長　関連。飯島委員。
〇飯島委員　今の無料定額の宿泊所なんですが、３件とおっしゃいましたね。三つ。（「宿所……」と呼ぶ者あり）あ、宿所。じゃあ、無料定額のほうは、従来どおり１件ということで。（発言する者あり）
〇嶋崎副委員長　そこでやり取りしちゃ駄目だよ。
〇飯島委員　千代田区内にあるので、今、無低が個室化ということで、法律が変わって、無料化になっていくと、なかなか千代田区内にある無低が経営が大変ということを伺っているんですね。それで、今後、個室化ということに対応できるような区との関係になっているのかどうか、伺いたいと思います。
〇大松生活支援課長　今の委員のご指摘のとおり、無料低額宿泊所は個室化の流れになっておりまして、全部ではございませんが、千代田区内の無料低額宿泊所も、令和５年３月をめどに全室個室化するようになっております。ただ、その個室化の部分が、それぞれの無料低額宿泊所の経営に及んで私どもとの関係に支障を来すというようなお話は、私の下には来ておりません。
〇飯島委員　そうすると、現在入居されている方は、もう個室化になっても、全員がそのまま移行できるという、そういう計画になっているんですか。
〇大松生活支援課長　はい。その個室の数とかを調整しながら、全員が、同じ建物内に入れるというふうに、ちょっと今のところちょっと保障できかねますが、別の無料低額宿泊所も含めて、無料低額宿泊所から退去しないような調整をする予定でございます。
〇飯島委員　中にはもう１０年以上そこで生活されている方もいらっしゃって、一時的なというふうには言えないわけですね。ぜひ全員がきちっと住まいが保障されるというかね、

そこのところは、ぜひ区としても関心を持って見守っていただきたいというふうに思います。
○大松生活支援課長　それぞれの被保護者のケースワーカー、担当者と、もちろん私も含めまして、お住まいにはなるべく、お住まいには柔軟な寄り添った対応を、今、委員ご指摘のとおり取っていきたいと存じます。
○大坂委員長　はい。よろしいですね。
○飯島委員　はい。
○大坂委員長　次の項目の質疑を受けます。
○たかざわ副委員長　今後の新型コロナウイルス感染症に対する区の対応について、お伺いいたします。いいのかな。
○大坂委員長　どうぞ。
○たかざわ副委員長　よろしいですか。新型コロナウイルス対策症が国内で確認されてから３年、もうじき３年になるんですよね。この新型コロナって、増えたり減ったり増えたり減ったりしていって、この夏は第７波というのが来まして、とても感染者数が多く出ました。ようやくそれも収束が見えてきたんですが、今後、年末から年始にかけて、様々なことが、イベントなどが行われると思うんですけども、専門家によっては、第８波が１月中旬に来るんではないかと、そういう見解を出している方もおいでになります。ただ、ワクチンやなんかがだんだん進んできて、重症化もしなくなってきましたよということなんですけども、そろそろ様々な活動を活発にしていく。旅行においても政府のほうで旅行支援を出したり、あるいは水際対策もどんどん緩めていったりということで、経済活動を含めた活動をどんどん活発にしていかないといけないねという思いもあるんで。ただ、先ほど申し上げたように、年末、それから、これから冬に向かいますので、インフルエンザなんかも心配されるわけです。私のところにもインフルエンザのご案内が来たんで、近いうち打とうかなとは思っているんですけども。
　そこで、今後に向けた新型コロナウイルス感染症、区の対応について何点かお伺いしたいと思います。まず、感染者数が過去最多となりました第７波、この第７波における千代田区の感染がどんなような状況だったか、あるいは保健所の対応がどうであったのか、お答えください。
○後藤健康推進課長　今年７月から感染拡大を生じました第７波におきましては、ピーク時には１週間で１,０４５人の感染者の方を認めました。今年４月に構築しました保健所応援体制のフェーズに基づき、全庁から応援職員を配置して体制強化を図り、患者対応に遅れを生じることなく取り組んでまいりました。また、区独自で区内医療機関に病床を確保し、速やかに医療につなぐ体制を整えてまいりました。第８波が生じた際も適切に対応してまいります。
○たかざわ副委員長　そうしましたら、４月につくった応援体制で、保健所はうまく回っていったよということですね。
○後藤健康推進課長　おっしゃるとおり、４月に応援体制のフェーズを定めておきましたので、大変スムーズに対応が行えました。
○たかざわ副委員長　それは何よりのことだと思います。
　それで、先月でしたかね、全数把握をしない。それからまた発生届の対象が変わりまし

た。医療機関や保健所の負担を軽減する仕組みとなったということですが、どのような方が発生届を出す対象なんでしょうか。また、現在、区の発生届の件数はどれぐらいあるのか。現在の感染者数なども含め、お答えいただけますか。
○後藤健康推進課長　９月２６日の発生届の限定化により、６５歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり新型コロナウイルス治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断する方、妊婦の方の４類型になってございます。そのため、発生届出数は大きく減少しておりまして、１０月３日から９日までの１週間の発生届出数は５人となってございます。発生届の対象外となった人については、日ごとの総数及び年代別の総数は医療機関から報告されますが、住所地の記載がないため、区民の総数把握は終了となってございます。１０月３日から９日までの日ごとの総数につきましては、１６５件となってございます。
○たかざわ副委員長　先ほどご答弁いただいたように、区内でも１,０００人を超えるような発生がありましたと。その中で、当時、大変人数が増えてきたときに、報道の中では、自宅療養されている方が急変したときにどのような対応ができるのか。入院できないんじゃないかというような話があったんですが、千代田区、本区ではそういうことはなかったですか。
○後藤健康推進課長　本区におきましては、幸いにも重症となった方はいらっしゃらないこと。それから、先ほど申し上げましたように、区独自で区内医療機関に病床を確保しておりますので、入院ができなかったという方はいらっしゃいません。
○たかざわ副委員長　発生届の件数が大幅に減少したということですね。
　次に、これまで言っていた自宅療養の支援などに変更はあったんでしょうか。健康観察なども含め、必要な方に必要な支援が届くような、対象の方の発生届、対象でない方、それぞれ区はどのように対応していたのでしょうか。発生届の対象でない患者は、何か登録を行う必要があったのでしょうか。お答えください。
○後藤健康推進課長　発生届出の対象となる方はハイリスク者であるため、今までどおり、まずＳＭＳにて相談先や支援の申込み先をお知らせし、その後、保健所からお電話をして状況を確認、必要な支援につないでございます。
　発生届の対象とならない方については、ご本人に東京都陽性者登録センターにご登録いただくことで、健康観察や食料品、パルスオキシメーター配送、宿泊療養などの支援が今までどおり受けられます。体調不良や療養時の困り事は、うちさぽ東京にご相談ができます。また、東京都陽性者登録センターに登録をされなくても、うちさぽ東京の利用や緊急時の支援は可能となってございます。
○たかざわ副委員長　引き続き丁寧な支援をしていただきたいと思います。
　次に、第７波が落ち着きつつある中、これまで長期にわたって新型コロナウイルス感染症の対応をしてきた保健所の取組について、今後、感染拡大に備えて見直しなどは行っているのでしょうか。
○後藤健康推進課長　これまで患者対応につきましては、国や都の動向を注視し、変異株の特性も考慮に入れ、区民の皆さんの健康と生命を守るための対策を講じてまいりました。次の感染拡大に備え９月に導入をしました患者情報システムを活用し、速やかな患者情報の共有と適切なハイリスク者支援を行ってまいります。

　また、これまでの感染症対応を次の感染拡大の教訓とするため、今後は保健、医療分野に関する記録の作成、保存、課題抽出について取り組んでまいります。
○たかざわ副委員長　それでは、ワクチンについてお聞きします。オミクロン株対応ワクチンの接種が各自治体で始まっているということですけども、区の取組状況をお聞かせ願えますか。
○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長　現在、区では、オミクロン株対応ワクチンの接種を進めるべく、９月２８日より重症化リスクが高い方に、１０月１１日からはそれ以外の方への接種を開始したところです。接種に当たりましては、区民の方々の個々の状況に配慮しまして、より接種を行いやすい環境を整える観点から、高齢者等のための移動支援として、集団接種会場へのタクシー送迎、あとは乳幼児の保護者が安心して接種できるよう、集団接種会場での託児サービスを引き続き実施し、より多くの方にワクチン接種が実施できるように取り組んでおるところでございます。
○たかざわ副委員長　今後懸念される第８波に向けて、区の安心・安全を守る観点から、子ども、小児４歳からですかね、高齢者まで幅広い世代に対してワクチン接種を進めていく必要があります。そのための区の今後の取組についてお聞かせ願えますか。
○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長　新型コロナウイルス感染症が、毎年、年末年始に流行していることを踏まえまして、対象者には可能な限り早急に接種の準備を進めてまいりたいと思っております。まず、４回目の接種を既に完了して、今後５回目の対象となる方に対しましては、接種間隔がさらに短くなることも想定しまして、１０月末に接種券を発送するよう準備を行っているところです。また、ワクチン接種の対象が生後６か月から４歳の乳幼児にも広がるため、区民の利便性をより高める観点から、乳幼児や小児につきましても、より身近な個別のクリニックで接種が可能となるよう、現在、医師会とも調整を図っているところです。
○たかざわ副委員長　４回目を打った方も、今は５か月空けてくださいということなんですけども、政府のほうで期間短縮を検討しているようですが、その状況について、分かる範囲でお答えいただけますか。
○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長　現時点で政府は、１０月末までに、接種間隔を現状の５か月から短縮を見据えた議論をするということが、今現状、政府から案内をされているところでございまして、１０月下旬ぐらいには厚生科学審議会のほうで接種間隔短縮に向けた議論がなされるだろうというふうに考えております。
○たかざわ副委員長　先ほどもインフルエンザのことをちょっとお話ししましたけども、南半球ではインフルエンザが大流行したということなんですけども、このインフルエンザと新型コロナ両方はやってきて、感染者が増えてきたということになりますと、新型コロナウイルスのワクチンとインフルエンザのワクチンの接種について、接種間隔などはどうしたらいいのか。あるいは５か月というのはちょっと無理だと思うんで、その辺の説明をお願いできますか。
○後藤健康推進課長　この冬は新型コロナとインフルエンザのツインデミックの懸念がされているところでございます。まず区民の皆様には、日常生活において基本的な感染対策を継続していただきたいと考えてございます。換気と手洗いの徹底、会話時のマスク、有症状時には外出を控えることをお願いいたします。

　また、二つの疾患のワクチンにつきましては、このたび同時接種が可能となってございます。一度に医療機関に行っていただき、同時に接種をしていただくということが可能となってございます。また、千代田区は今年度もインフルエンザ特別対策として、６０歳以上、６５歳未満の方や妊娠中の方、１９歳以上６０歳未満の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能の障害があり１級の障害者手帳を持っている方については、無料で接種いただけます。区民の皆さんにはこの二つのワクチンについて接種の検討をしていただければと考えてございます。
○たかざわ副委員長　基本的な感染対策のうちに、マスクについてお伺いしたいと思います。コマーシャルなどでも、現在、厚生労働省のほうで、表にいるときはマスクをしなくていいですよというようなことを盛んに流しておりますけども、今でも、外しても問題のないと言われている屋外においても、大勢の方がマスクをされております。これから海外から観光客もおいでになるということで、海外の方は外している場所でも日本人はマスクをしているということで、困惑するかもしれないんですよね。マスク着用のタイミングについて、保健所の見解をお聞かせください。また、この感染症の原因は主に飛沫感染ということなんですけども、パーティションの設置について、注意点をお伺いできればと思います。
○後藤健康推進課長　マスク着用につきましては、令和４年５月に国が見解を発表してございます。そのマスク着用の主な判断目安としては、屋内か屋外、人との距離が２メートル以上確保できるか、会話の有無、となってございます。屋外におきましては、距離が確保できずに会話をする場合は着用を推奨、その他はマスク不要としております。屋内につきましては、距離が確保でき会話がほとんどない場合はマスク不要、その他は着用を推奨としてございます。通勤ラッシュ時や人混みの中、高齢者の方と会うときや病院に行くときには着用は推奨されております。お子さんについては、２歳未満には着用は推奨せず、２歳以上就学前については、人との距離にかかわらずマスクの一律着用は必要ございません。諸外国の対応と異なる部分があること等により、国はマスク着用ルールの検討を行うとしており、専門家会議の意見を踏まえて具体化する方向となってございます。ルールが定まり次第、区民の皆さんに周知をしてまいります。
　また、パーティションの設置につきましては、空気の入り口と出口を確認し、空気の流れを阻害しないことが重要でございます。空気の流れに平行に配置することや、空気のよどみをつくらないように３方向を塞がない、そういったことに留意をお願いいたしたいと存じます。
○たかざわ副委員長　最後に、いまだに会合ですとかイベントその他、中止になるものも結構あるんですね。保健所の見解として、こういう会合、イベントについてお考えがあれば、お聞かせ願えますか。
○後藤健康推進課長　今までの日常を取り戻すという意味で、感染対策を徹底していただいた上で、会合等は開催していただいて差し支えないと考えてございます。先ほど申し上げました基本的な生活スタイル、また換気等を徹底していただき、ワクチン接種も考慮いただき、様々な日常生活を進めていただければと考えてございます。
○たかざわ副委員長　はい。ありがとうございます。
○大坂委員長　よろしいですか。

関連。牛尾委員。
○牛尾委員　関連で質問させていただきます。
先ほど第７波のときの保健所の体制が、大丈夫だったというようなお話があったと思います。ある区民の方で、入院までいかないけれども、小さいお子さんとかご自身が気管支の病気を抱えているということで、病院には行かないけれども、療養施設に行きたいといって探した場合に、相当苦労をしたというような話を伺いました。療養施設を希望する場合は、これは、まず、どこに連絡をすればいいんですかね。
○後藤健康推進課長　感染者の方が宿泊療養をご希望する場合は、ご自身でお申込みが可能となってございます。また、保健所を通して申し込むことも可能でございます。
○牛尾委員　基本的に第一に療養施設を申し込む場合は、区の保健所ですか、それとも東京都のほうですか。
○後藤健康推進課長　まず感染者の皆さんにお送りしているＳＭＳの中に、宿泊療養の申込み先も記載してございます。そこからお電話を頂くのが一番早いかとは存じますが、その後、重症化リスクの高い方には保健所が感染者の方にお電話を差し上げますので、そこで宿泊療養ご希望ということであれば、保健所からも東京都に申し込むことが可能でございます。
○牛尾委員　なかなかその方は、申込みをしたけれども、なかなか連絡が来ないとか、電話口で相当時間がかかったとかいう話を聞きました。もちろんそのお申込みの方が多数いらっしゃったということもあるんでしょうけれども、そこで相当不安を感じたという方もいらっしゃいました。区として、そうした不安を抱えている方の相談の体制も、第７波のときはしっかりできていたというご認識ですかね。
○後藤健康推進課長　宿泊療養につきましては、第７波のときにかなり申込者の方が多かったと伺ってございます。令和４年７月１４日から、高齢者や基礎疾患のある上昇化リスクの高い方が入所可能となりました。それまでこういった方は入所ができなかったところでございますが、可能となったため、高齢者の方、基礎疾患のある方、同居者に基礎疾患を有する人や妊婦がいる方等が優先的に入所となってございます。そのため、それらに該当しない方については、少し優先順位が下がってしまった可能性はあろうかと存じます。そのため、やむを得ず自宅療養となった方につきましては、健康観察や、また電話、オンライン診療や、往診、訪問看護ステーションとの連携による医療支援体制の強化等を駆使しまして、自宅療養の方の支援をしてまいりました。また、もちろん保健所にも保健師等看護職がございますので、相談体制も取ってきたところでございます。
○牛尾委員　これから第８波も来年予想されていると。第７波ぐらいの感染者が出るかもしれないと。そうなった場合には、そうした方々が不安を持たないような体制というのは、引き続き取っていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。
○大坂委員長　答弁をお願いします。
○後藤健康推進課長　委員ご指摘のとおり、感染者となった方は大変な不安に陥る可能性があると考えてございます。保健所職員が一丸となって、寄り添った対応をしてまいりたいと考えてございます。
○大坂委員長　よろしいですか。
○牛尾委員　はい。

○大坂委員長　はい。ほかの項目について質疑を受けます。
○岩田委員　自動通話録音機についてお伺いしたいんですが、大丈夫でしょうか。
○大坂委員長　はい、どうぞ。
○岩田委員　はい。これは、６５歳以上の希望者の方に、２０１８年６月１日からでしたかね、配付を始めたんだと思うんです。もちろん機械、その機器や設置費用は全て無料で。これ、そもそも普及していますかね。
○菊池在宅支援課長　自動通話録音機についてのご質問でございます。事業実績につきましては、令和元年度から比較しますと、令和元年度は３００世帯ご利用の方がいらっしゃいましたが、令和３年度につきましては５５世帯と、残念ながら普及が進んでいない状況かと認識しております。
○岩田委員　これ、今までの全部のトータルで言うと、何世帯ぐらいやりましたか。そこまでは分からないですかね。
○菊池在宅支援課長　すみません。トータルでは、すみません、集計しておりません。
○岩田委員　当時のテレビのニュースでは、対象人数が約１万1,０００人で、8,２００世帯に配付するというような、ニュースでやっていたんです。どうでしょう、これは達成されていますでしょうか。
○菊池在宅支援課長　当初は、高齢者の方々に対するこういった危険防止の普及啓発活動として、区が機器を購入しまして、高齢者のご自宅に配付したといった経緯は存じております。
○岩田委員　すみません。もう一回言います。それは、この数は達成できたのかということです。
○菊池在宅支援課長　すみません。達成できたかどうかは確認できません。
○岩田委員　そうですか。ちょっと残念ですね。昔、昔って、随分前、普及していますかと言ったとき、恐らく、昔だったからなんでしょうかね。すごい普及していますよという答弁だったんですね。そのときに、実は私の周りの方で、民生委員だか何だかの方だか、ちょっと、すみません、忘れちゃったんですけども、お願いするような形で、すみません、何かちょっとあんまり普及していないと言われているんで、申し訳ないけど設置させてもらえないか、みたいなそういうお願いみたいなのがあって、仕方なくつけてみたいなような方がいらっしゃったなんて――僕の周りでですよ、あくまで。そういう方がいらっしゃった。その一方で、この話をすると、これは前の区長のときに僕が本会議で言って実現できたというようなお話をしたら、あ、そんなのがあるんだったらうちもつけたいなという方もいるわけです、一方で。ということは、この実際に必要としている人に届いていないんじゃないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。
○菊池在宅支援課長　この自動通話録音機の性質上、こういったことにだまされないというふうにおっしゃる方は依然として多いのは現実でございます。しかし、実際には、だまされている方というのは減っていないというのは現状でございます。ですので、委員がおっしゃっているように、そういう人にこそ必要性を訴えることも必要だと考えております。すなわち潜在的な需要の掘り起こしといったところも必要かと考えます。
○岩田委員　今後、警察とも連携を取って、ぜひ、広報に今以上に努めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○菊池在宅支援課長　これまで以上に普及啓発に努めてまいります。
○飯島委員　関連。
○大坂委員長　はい。関連。飯島委員。
○飯島委員　はい。おれおれ詐欺はいろいろ形を変えて今も来ているんで、本当にこの普及は必要だと思うんですね。中にはやはりさっき答弁にもあったように、来るのを待ち構えて、それを撃退するんだということで、つけない方も中にはいらっしゃるというのも、私も何人か接しています。でも、そういう方が本当にだまされないでちゃんと撃退できればいいんですけれども、そこは非常に危険なところかなと思います。
　このおれおれ詐欺の録音機というのは、固定電話につけるわけですよね。大体が、かかってくるのは固定電話ということで、それはそれでいいと思うんです。ところが、先ほど質疑の中で出た緊急通報システム、これと一緒にはできないわけなんですね。そこは今でも変わりないんでしょうか。
○菊池在宅支援課長　委員ご指摘のとおりでございます。こちら、緊急通報システムと自動通話録音機の設置につきましては、双方とも固定電話回線を占有するものですから、同時に設置した場合には、干渉し合ってしまって、正常に動作ができなくなる可能性があります。ですので、やむを得ずどちらか一方を選んでもらうというような状況になっているのは確かでございます。
○飯島委員　どっちの危険も、やはりお独り暮らしの高齢者の方、両方とも危険なわけですよね。そこで、緊急通報システムのほうがケータイでできればいいなということを私は思っているんですね。そこのところについて、どちらかが結局ケータイだったらいいわけで、おれおれ詐欺のほうは固定にすれば、緊急通報システムがケータイのほうでできればいいなということなんですが、これは、質問でも２０１９年にそこら辺を質問しているんですね。そのときに、緊急通報システムのほうがケータイにやると不安定なんで、なかなか安全が保障されないというような答弁だったんだけれども、ただ、そこら辺は研究をしていくというご答弁があったんですね。片方、固定のほうはおれおれ詐欺用にして、ケータイのほうを緊急通報システムにすると。その研究というのはどのぐらいされたんでしょうか。
○菊池在宅支援課長　委員おっしゃるとおり、２０１９年の答弁でそのような答弁をしております。私ども在宅支援課のほうでも、この固定電話に代わる携帯電話のシステムについても様々研究しております。次年度に向けての予算の話になりますが、こういった事業者を加えてサービスメニューに加えていくことも考えております。一方、携帯電話については、電波の届かないところについては使えないというデメリットもありますので、一方で固定電話のほうは確実につながるというメリットがございます。こういった両者のメリット、デメリットを比較していただいて、高齢者ご自身が選択できるようなバリエーションをつくってまいりたいと考えております。
○飯島委員　いいです。
○大坂委員長　よろしいですか。
○飯島委員　はい。
○大坂委員長　じゃあ、ほかの項目の質疑を受けます。
○牛尾委員　新しい日常店認証制度についてお伺いをいたします。この事業は、新型コロ

ナは今後も感染拡大が予想されている中で、感染症対策に取り組んでいる飲食店を認証していくというものであります。

まずこの新しい日常店の認証制度、事務事業概要２２４ページにありますけれども、これ、当初の予算と決算額は分かりますか。

○市川生活衛生課長　まず予算につきましては、これは令和２年度から行っているものですけれども、令和２年度の途中からこの事業を、８月から開始いたしましたので、予算的にはまず計上しておりません。それから、あと令和３年度５月から、CO_2センサー、二酸化炭素を測定するセンサーの配付事業というのも開始いたしましたが、そちらについても予算は計上しておりません。

購入費用に関しましては、生活衛生課の中の様々な入札案件や何かで出てきた差金ですとか、予算流用でもってセンサーの購入費用というのを捻出しております。

具体的な金額なんですけれども、金額といたしましては、令和３年度にCO_2センサーにつきましては１,４５０個購入しておりまして、購入した時期によって単価がちょっと変わるんですけれども、１個１万2,７００円のものが５００個、それからあと１万2,０００円のものが１,０７０個購入しておりまして、購入金額の総計は2,１１０万9,０００円でございます。

○牛尾委員　分かりました。ありがとうございます。

これ、購入したこのCO_2センサー、これ、旭化成と協定を組んで、旭化成のセンサーを配っていますよね。この金額とは別のセンサーですか。

○市川生活衛生課長　配付いたしましたセンサーは、全て旭化成製のセンサーになりますので、先ほど申し上げた金額はセンサーの購入金額でございます。

○牛尾委員　先ほど述べたように、区は新しい日常店に関する連携協定ということで、旭化成と提携したと。で、３密見える化ソリューションと、センサーで感知したCO_2の濃度が、ケータイのアプリで各店のを見られるというものであります。

まず聞きますけど、もう基本的なことですけど、当然この旭化成との提携というのは、これは感染対策ということで取り組んだわけですね。

○市川生活衛生課長　旭化成との連携協定につきましては、昨年１２月に協定を結んでおりますが、協定自体は、換気による新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する連携協定ということで、新型コロナウイルスの感染症の、ただの予防対策として、飲食店や何かの施設内の換気を重視していることを、多くの人に知ってもらうことを目的とした連携協定でございます。

○牛尾委員　これ、同じような取組をほかの企業とかが行っているんですけれども、これ、旭化成が選ばれた理由というのは何かあるんですか。

○市川生活衛生課長　新型コロナウイルス感染症の予防対策として、換気が重要であるということが明らかになった際に、換気の目安として、従来から、例えばこういった庁舎の建物のようなものについては、建築物衛生法で二酸化炭素濃度を１,０００ｐｐｍ未満に管理するということが推奨されておりました。そこで、二酸化炭素濃度を簡易に測れるものがないかということで、我々のほうとしましては、様々なメーカーの販売されているものを当たったところ、旭化成のものが、精度が高い割にはほかの機種と比較して金額が、当時大体販売されていたものというのが、旭化成と同等の測定方法で測るものが、大体３

万円から５万円ぐらいしていたところを、旭化成のものは非常に安かったということで、旭化成のものを選んだというのが、まず１点と。

それからあと、測定するに当たって、当然、測定器ですから、電池がもつ、もたないという問題がございます。旭化成のものは、一度充電しますと１年間充電なしで作動することができると。なおかつ測定した数値については、機械に表示されるものを読むのではなくて、スマートフォンの専用アプリでもって、ブルートゥースでもって無線受信ができれば、大体３０メートル以内のところにいれば誰でも数値が読み取れると。そのような利点があったために、旭化成のセンサーを購入することを決定したものでございます。

○牛尾委員　分かりました。これは旭化成さん自身も大きく宣伝をしておりまして、これは新聞折り込みに入ったものですけれども、外食は換気のよいお店でということで、このお店に行って商品をもらおうということで、××××××とかをお配りをしているというものです。

このＣＯ$_2$センサーを利用している飲食店さんから、確かにこういうふうにＣＯ$_2$の濃度を測るというのは、感染対策としては非常に大事だと思うと。ただ、一方で、このセンサーを利用しているお店は、換気をしたくても窓が十分に開かないお店で、どうしてもセンサーを置いても高めの数値が出てしまうと。もちろん地下にあるお店とか、本当に窓が開閉しないお店とか、換気が大変なお店もあります。ほかのことでこのお店は感染対策をしていると。消毒なり、お客さんの数を減らすなり、そうしたことをやっております。しかし、ＣＯ$_2$センサーだと、どうしてもほかの店より高めに出ちゃうと。

これ、私もアプリをダウンロードして見てみましたけど、各お店のＣＯ$_2$の濃度が出ます。高いお店、低いお店、当然出ます。そうしたお客さんにＣＯ$_2$濃度でお店を選ばせるということが、相談に来られたお店の方は、これによってお客が減るかもしれないというふうな不安もあると。そういうふうなことが本当に感染対策なのかという疑問が寄せられたんですね。そこについてはどのようにお考えですか。

○市川生活衛生課長　まず、新しい日常店認証制度につきましては、東京都の同じく新型コロナウイルス感染症の予防対策として、徹底点検というのを受けて、そこにクリアした施設に対して認証を出しております。それに加えて、店独自でもって新型コロナウイルス感染症の予防対策を独自に考案して実行している店、あとは二酸化炭素を測定して、きちんと換気量をコントロールできているお店というのについて認証を出しております。ですので、少なくとも新しい日常店の認証が出ているお店については、東京都のほうで、まず基本的な対策ができているということが、確認はまずクリアしているお店について認証を出しているということです。

それからあと、二酸化炭素につきましては、先ほど建築物衛生法で１,０００ｐｐｍの濃度が一つの基準値ですというふうにしましたが、１,０００ｐｐｍを超えたから危ないとかいうことではなくて、例えば日常の空気ですと、東京都辺りだと大体５００ｐｐｍ前後が外気のなんですけれども、そこと比較して、どのくらい高いのか低いのかということで、換気量の目安を判断しているものでございます。

ですので、例えば１,０００ｐｐｍを超えているお店が危ないとか、５００ｐｐｍだから安全だとか、そういうことでなくて、きちんと、例えば常時１,０００ｐｐｍ例えば超えたお店であったとしても、それが１,０００ＰＰＭ以上に上がらないのであれば、きち

んと換気ができている店ではないかというふうにこちらでも考えております。

よって、認証を出す際も、実際に施設に検査に行った際に、精密な測定器でもって、どのくらいの二酸化炭素の濃度かというのを測定するんですけれども、その結果、１,０００ｐｐｍを超えていたとしても、きちんと換気が管理されている施設であるということが確認できて、なおかつ基本的な感染対策ができているお店であれば、実際には認証を出しております。

ただ、我々のほうとしても、ちょっと今後気をつけなければいけない点というふうなものは、今ちょっとご指摘いただきましたとおり、二酸化炭素の濃度が例えば１,０００ｐｐｍだったら危ないけど、５００だったら安全だというふうに考える方が当然出てくるということがありますので、その辺のところは、１,０００ｐｐｍでも、きちんと管理されている施設であれば決して危ない施設ではないんですよというところを、ちょっと広報や何かがちょっと若干足りなくて、そのような不安に感じられた方がいたということであれば、二酸化炭素の濃度の管理の仕方ですとか数値の見方や何かについて、もうちょっと広報を充実させて、正しい数値の読み取りや何かができるように、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

○牛尾委員　そこは十分お願いしたいんですけれども、やっぱり二酸化炭素濃度、換気が十分かどうかというのは、数値を見て、やっぱりお店を経営している方がちゃんと判断をして対策を取るというのが第一だと思うんですね。

そこで、これを利用しているお店と、これは委員会のほうでも議論があったみたいですけれど、しかし、もう独自で買っちゃったというお店とあるじゃないですか。そこの差といいますかね、独自に買ったお店は当然これには出ないわけでしょ。しかも独自で買ったから、自分で負担をしていると。こっちのほうは無料提供ですよね。そこの差というのはどうなのかなというのが私はあるんですけれども、ほかの自治体では、もうCO_2センサーを全て無償で配付して、自分でしっかり管理してくださいよということもやっているし、２万円補助しているという自治体もあったと。そこの不公平感というかな、そこについてはどういうふうな考えですかね。

○市川生活衛生課長　まず、CO_2センサーについては、委員ご指摘のとおり、ご自分でもってあらかじめ用意して測定をしているというところもございます。ただ、そういった施設に対しても、例えばインターネット上の地図に、ご自分の二酸化炭素の濃度について公表を希望する方については、区のセンサーも併せて無償で配付をして、それを使うように促しておりますので、区のセンサーを使うか使わないかということについては、ある意味こちらのスタンスとしては、実際にお店側のほうでもって判断して決めていただくような選択肢を残しております。

○牛尾委員　今持っているところも新しく導入ができるという話は伺いました。

ただ、先ほど言ったとおり、やはり感染対策というのと、それをお客さんに選ばせるということが、本当に感染対策として、もちろんお客さんに見てもらうというのも大事かもしれませんけれども、やっぱり感染対策というのは、やっぱり総合的に俯瞰的にやるべきであって、どの店でも感染対策をしなければいけないというスタンスで、対策を取っていただきたいというふうに思うんです。

もう一つ、この旭化成のセンサーとアプリですけれども、これ、今は無償となっていま

すけど、これは今後、利用しているお店に対して料金がかかってくるというお話が委員会の中で議論されていまして、この秋頃に、来年度どうするかというようなことを検討するとなっていますけれども、この利用料金については今後どうしていく予定なんですかね。
○市川生活衛生課長　まず、利用料金につきましては、このセンサーの読み取った数値を読み取るアプリについては、これは無償アプリとして配付されておりますので、そのアプリそのものについては、今後もずっと無償で継続できるというふうには考えております。
　今、旭化成のほうから言われているというか、話をちょっと聞いているところでは、インターネット上にセンサーで測定した数値をアップロードするためには、サーバーを使用する必要がありますので、そのサーバーの維持費用がかかるということでございます。現在、新しい日常店に加盟している施設につきましては、サーバーの使用料金については旭化成の好意で、連携協定を結んでいる関係もあるんですけども、無料ということで使っておりますが、特に新しい日常店でないところでマップ上に掲載を希望する際には、一月５００円の経費がかかるというふうに伺っております。
　この無料の状態というのが、いつまで旭化成がちょっと続けていただけるかというところは、まだ旭化成のほうから具体的な話が出ておりませんが、連携協定につきましては１年ごとに見直しをするという内容でもって協定を結んでおりますので、この後、１１月、１２月中に、この費用についてもまた、どうするということについては議論をしていきたいと考えております。ただ、区といたしましては、新しい日常店の制度をやはりきちんと充実させていく意味でも、飲食店に対する負担がかからないように、無料継続を希望したいところではございますけれども、そこはちょっと旭化成のほうがどういうふうに判断しているかということ次第というのが、現在の状況でございます。
○牛尾委員　この旭化成のCO_2センサーは無料で提供されるということで、導入したお店が、何だ、お金がかかるじゃないかというふうにならないような、周知というかな、仮に一月５００円取るようになりますとなると、突然お金がかかるようになったと。こんな話じゃなかったというようなことのないように、ちょっと丁寧に対応していただきたいというのと、先ほど言ったとおり、換気と同時に、やはり感染対策としては、もちろん消毒もそうだし、こういったパーティションもそうだし、様々な感染対策があるわけで、そこは全体的な感染対策というのはどの店もできるように、しっかりと対策を取っていただきたいということを最後にお願いして質問を終わります。
○市川生活衛生課長　そうですね。まず費用につきましては、インターネット上の地図上にアップロードさえしなければ、引き続き無料で、このセンサー自体は無料アプリで持って引き続き使うことは可能ですので、あとはインターネット上の地図にその数値を掲載することについて、どの程度の費用でできるのかということについては、旭化成と協議してまいりたいと考えております。
　それからあと、感染対策につきましては、新しい日常店に限らず、全ての飲食施設あるいは興行場につきましても、引き続ききちんと感染対策を取って、安心して施設を利用できるようにする普及啓発活動と指導については、これからも継続してまいりたいと考えております。
○大坂委員長　はい。よろしいですか。
○牛尾委員　はい。

○大坂委員長　ほかの項目についてありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　よろしいですかね。それでは、保健福祉部所管の項目についての質疑を終了いたします。

　暫時休憩いたします。

午後０時００分休憩

午後０時５９分再開

○大坂委員長　それでは、委員会を再開いたします。

　ちょっと午後の質疑に入り前に、午前中の質疑の中で、岩田委員の質疑に対する答弁で、１点回答ができるというところがありますので、そこの点から一つお願いをしたいと思います。

○菊池在宅支援課長　お時間を頂戴して申し訳ございませんでした。先ほど岩田委員のご質問の中で、千代田区の独り暮らしの世帯の数と人数を教えてくださいというふうなご質問がございまして、私のほうで、把握していないというふうに申し上げたんですが、事務事業概要のほうに数字がございました。申し訳ございません。保健福祉部の事務事業概要１８０ページでございます。独り暮らし等の高齢者の世帯の数は６,２００世帯、８,２６９名でございました。おわびして訂正いたします。

○大坂委員長　はい。この件について、よろしいですか。

○岩田委員　はい。

○大坂委員長　はい。それでは、次に進めていきたいと思います。

　それでは、子ども部所管の質疑に入ります。質疑を受けます。

○小林たかや委員　それでは、千代田区の教育の在り方について、質問いたします。千代田区は区民が増加傾向にあります。昨今の社会状況によりまして、児童生徒数を取り巻く環境が激変しています。新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活の変化や、デジタル技術の進展、グローバル化、多様性への相互の個性や価値観、考え方を認め合うことなど、必要性が出てきております。本区においては、樋口区長、堀米教育長が着任され、新体制となって１年余、新たな教育行政の展開を期待しているところであります。こうした中で、千代田区の教育について、本日は現状と課題、今後の方向性について、お伺いしたいと思います。

　まず初めに幼児教育についてお伺いします。幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる極めて重要な時期でございます。幼児は生活や遊びを体験して、情緒的、知的な発展、あるいは社会性を養い、人間として社会人として、基礎を形成してまいります。本区では、幼稚園、こども園、保育園と様々な施設により、幼児教育を展開しておりますが、ここで質問いたします。

　まず、現在の区立幼稚園の入園状況についてお答えください。

○湯浅子ども支援課長　現在の区立幼稚園の園児数でございます。入園状況でございますが、麹町幼稚園８５名、すみません、９月１日現在でございます。九段幼稚園６３名、番町幼稚園５５名、お茶の水幼稚園３５名、千代田幼稚園６３名、昌平幼稚園５２名、いずみこども園９７名、ふじみこども園１４４名でございます。

○小林たかや委員　５月１日時点からも見ていますけれど、定員割れをしているところが

ありますが、その辺は分析をしておりますか。
○湯浅子ども支援課長　現在分析のほうを進めているところでございますが、具体的なところですと、やはり人口が少し減っているのと、コロナ禍の影響があるのと思われております。
○小林たかや委員　人口は増えているんじゃないですかね。本区の人口は増加傾向にあります。その辺はちょっとちゃんとつかんでほしいんですけど。幼稚園の入園数は減っているんですね。その要因は、人口とかコロナとか今言っていますけれども、よく分析してもらいたいんですけれども、ほかにもあるんじゃないかと私は思います。本区の幼稚園と小学校は併設されています。これは連続性を重んじる千代田区の特徴です。幼児教育が、これによって千代田区は特別に、一体、小学校と一体性になっているんで、いろいろな特徴があると思います。
　それで、この体制、当然、千代田区がずっと続けていく体制ですから、強化していかなくてはいけないと思います。その他、就労支援のためのニーズに応えていく必要があると思っております。昌平幼稚園や千代田幼稚園は、昌平幼稚園と千代田幼稚園を比べると、近隣にもかかわらず保護者は千代田幼稚園を選択しています。お茶の水幼稚園は５月１日時点で３歳が６名、４歳９名、５歳１６名、計３１名、先ほどちょっと若干違いましたけれども。麹町保育園は同じように幼稚園だけやっていますが、３歳だけで３１名と。また、昌平幼稚園は、５月１日ですけど、３歳１４名、長時間が１０名、長時間課程が１０名、千代田幼稚園も同じく１０名です。
　この神田地域は長時間を入れている、１０名ずつ。麹町は人口が増えているのかどうか、長時間は幼稚園では預かっていません。この長期課程でやっているところは、幼稚園の教育が充実していく、人数を確保するんですけど、やっていない先ほど言ったお茶の水幼稚園は１クラス６名です。このようなことで、今後幼稚園の教育の充実を図るために、どのような方策が必要と考えるか、まずご見解をお知らせください。
○湯浅子ども支援課長　今、委員ご指摘がございましたように、長時間につきましても、今実施していない園、こういった園でも対応していくように今年度も試行を始めているところでございます。
○小林たかや委員　そうですね。これ、やっぱりその長時間の中でも、今の長時間って５時でしたか。５時ですよね。そうすると、これ、保育園じゃないんで、幼稚園なんで、５時で終わっちゃうんですけど、親御さんは働くと、５時まで就業していると、帰ってくると５時１５分とか３０分になっちゃうんで、３０分ぐらい延長してくれないかといったこともあるんですけど、それは保育園でやって、その辺は考慮できませんと。幼稚園ではなくて延長課程でございますので、駄目だと回答がありました。ただ、この３０分でも親御さんは非常に助かるという声がある中で、そういうこれからの変化に対応していく中で、保育園も定員割れしているところも出てきているんですし、少しこの辺も考えていただけないでしょうか。
○湯浅子ども支援課長　委員ご指摘のとおり、やはり長時間をしていく中で、多少、就労要件というのは必要になってくるのかなと思います。そういった中では、もう少し長い時間、幼稚園のほうでも対応できるように、現在、検討を進めております。
○小林たかや委員　ありがとうございます。

現状をよく見て対応していただいているようですので、次の予算は期待していきたいと思います。

次に、児童・生徒の、学齢で小学校、小・中学校の教室の不足が言われていました。あと学級編制の影響についてお伺いしたいんですが、令和７年度まで小学校が学級人数を段階的に３５人とするという必要があると国から示されました。現在、各学校では特別教室等の改修や、麹町小学校では複合施設であるために区民集会室を改修し普通教室を増設することなど行っています。その対応もそろそろ限界に来ているのじゃないでしょうか。

そこでちょっとお伺いします。生徒・児童数の増加や、令和７年度を見据えて暫定的な改修等により教室増の対応はこれで大丈夫なのか、学校全体の改修計画は検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

〇原水教育政策担当課長　教室数に関してですけれども、区内の児童・生徒数の急増に伴う教室数不足につきましては、昨年度、人口推計等に基づく状況把握、課題の整理、課題解決の方向性を取りまとめたところです。今年度に入りまして、この課題解決に向けました具体的な取組、ロードマップについて検討を行っております。まず、喫緊の課題でございます教室数不足への対応につきましては、法令等を踏まえた必要諸室の整理、普通教室への暫定的な転用の可能性を模索しております。また、大学や企業等との連携や新たな選択肢を提供し、新たな学びを実現するための方策などを中長期的な視点に立った課題解決策についても将来的な展望を踏まえ検討を行っているところでございます。そのため、この暫定措置につきましては、こうした展望も踏まえて考えていっているところでございます。

〇小林たかや委員　すみません。学校全体の改修は検討されているんですか。それと今のご答弁の中で、１クラス３５人にしたときの対応については、何かむにゃむにゃしていると思いますけど、対応は可能なんですか。必ず教室は増えていくと。暫定処置だけで今大丈夫だと思って安心されているんじゃないかなと。その辺の確認をしています。いろいろな検討とか、それは行っているのはよく分かりましたんで、その辺、それをやっているから大丈夫だということでは困るんで、その辺をもう一度お答えいただけますか。

〇原水教育政策担当課長　まず３５人学級への移行ですけれども、これにつきましては令和７年度までに段階的に３５人学級化していくことを考えておりまして、そのため、昨年度人口推計を基に、段階的に３５人学級にしていったときにどのぐらい教室数が増えるかというところも検討した上で、教室数の各学校における改修等を行っているところです。また、学校の改修につきましては、老朽化を含めて各学校の改修についても検討しているところです。

〇小林たかや委員　人口増加が続いた千代田区、まだ人口増加が見込まれるんですけれども、今ちょっと安心しているんではないかなと思うんですけど、学校の再編の検討、それから現在行われている中学校の選択制については、この辺で効果、成果等の課題を踏まえて、今後も続けていくのか、どうするのかということのご見解、お願いします。

〇原水教育政策担当課長　まず、学校の再編等に関しましては、今現在の学校区の人口推計を考えながら学校の教室数不足が生じるかどうかというところを見極めていきたいと考えております。また、中学校の関係に関しましては、今のところ中学校に関しては教室不足数等生じておりません。中学校の選択制に関しての検証につきましても、今後の学校等

のあり方検討会で検討していければと考えております。
○小林たかや委員　えーと、今、バランスが崩れたのがちょっと戻ったよね。戻っていますよね。そうするとじっくりやろうと考えているんですけど、この体制を取るにはやはりちゃんと効果検証していないとばらつくんですよ。一時すごく麹町ががんと増えて一橋が減ってしまったりしたことがあったんで、この辺は引き続き検討してください。
　次に行きます。教科書採択事務についてお伺いします。
　改めて事務事業概要の３１２ページ、１３ページに教科書採択事務について事務事業概要に載っておりますが、改めて採択の方法と流れを説明していただけますか。
○山本指導課長　教科書の採択の流れにつきましては、事務事業概要３１３ページにも記載してございますけれども、まず、各学校におかれまして教科用図書研究会、こちらを設置いたしまして学校で検討を重ねます。その上で、教科用図書調査委員会、これは学校をまたいで各教科のスペシャリストの集団というふうにお考えいただければと思いますけれども、そちらのほうでも改めて検討を重ねます。さらに、教科用図書選定委員会において、これは管理職ですとか学識経験者、保護者代表等から成る委員会ですけれども、こちらのほうでも改めてその内容ですとか構成、分量等について、それぞれの観点に沿って調査研究を進めてまいります。その上で教育委員会に答申という形で上げたものを教育委員会が採択するというような流れとなってございます。
○小林たかや委員　今、ご説明いただきましたけれども、この教科書採択では教育委員会、図書選定委員会、図書調査委員会、図書研究会など、全て合わせると何人ぐらいが関わっているんですか。
○山本指導課長　まず、各学校における教科用図書研究会におきましては、各学校の教員が全て入っているというふうに認識をしております。また、教科用図書の調査委員会におきましては、それぞれの講習の教科ごとのスペシャリストということで５人から１０人、各教科でそれぞれ所属しているというふうに考えております。また、教科用図書選定委員会におきましては１５人程度というふうな構成になってございます。
○小林たかや委員　数十人関わっているということでよいですか。
○山本指導課長　それぞれの会にもよりますけれども、数十人というような認識でよろしいかと思います。
○小林たかや委員　３年度、中学校の歴史の教科書が改めて選定し直しております。ちょっとイレギュラーが起きているんですけど、本来は４年で１回、４年使ってそれから選択ということになっていると思うんですけど、まず、イレギュラーだったのは何か。それから次に、選定委員会から教科書ごとに複数答申があったものについて教育委員が採択して決定されるのでよろしいんですか。
○山本指導課長　まず初めに、令和３年度、中学校社会の歴史の教科書において採択を行ったということに関しましては、本来であれば令和２年度に中学校の教科書採択を行うこととなっており、その前年度の令和元年度に検定審査を合格したものを令和２年度に採択を行うというような流れになっておりますけれども、この１社に関しましては、令和元年度の文科省による検定審査不合格というようなことで、改めて令和２年度にこの検定審査合格を頂いたので令和３年度に１社採択の事務を行ったというような形になります。また、先ほどご指摘いただきましたとおり、教育委員会委員において採択を行うというような認

識でございます。
〇小林たかや委員　先日、報道で教科書会社から接待を受けた教育長が辞任しました。教育長、その事実はご存じですか。
〇堀米教育長　新聞報道等で見ております。
〇小林たかや委員　これは茨城県五霞町の教育長ですけれども、教科書会社の幹部と会食をし代金を全額負担してもらったということで、これについて教科書協会の自主ルールでは自治体の教科書採択関係者への接待などを禁じていますが、千代田区もこのルールで行っていますか。
〇佐藤教育担当部長　平成２７年にある出版社が小・中学校の校長、検定中の教科書を見せて謝礼を渡していた。これが社会問題化いたしました。区でも調査いたしまして４名が関わっていたことが判明して、それについては服務事故ということで処分をしております。その後はそういうことはないというふうに認識しております。
〇小林たかや委員　これ、ＰＴＡ会長も入っていますよね、委員、採択するときの関係者の中に。教科書図書調査委員ですか、入っていますよね。それはいろいろ多岐にわたって入っているんですけど、こういう事件が、先ほど処分と言ったんですけど、起きてから処分するんじゃいけないんですよね。こういう事件が発生しないように、委員にどのように周知し、こういう五霞町での教育長の辞職報道があったとき、教育長はどういう指示を出しましたか。
〇山本指導課長　委員長、指導課長。
〇小林たかや委員　教育長に聞いています。
〇大坂委員長　指導課長。
〇山本指導課長　それぞれの委員には委員をお願いする際にくれぐれもそういったことのないようにということで事前にお願い、指導をしているところでございます。また、各学校においても、教科書の関連会社の立入りを禁止するような指示を出しております。
〇小林たかや委員　あってはならないことなんで、この辺は再度周知をされたほうがいいと思いますので、これはお願いしておきます。
　次に、学校教育のＩＣＴのうちデジタル教科書についてお伺いしたいと思います。
　本校は全区に先駆けて学校におけるＩＣＴ教育の環境整備を行いまして様々な教育展開に活用されていることと思います。江東区ではデジタル教科書を導入し、来年度からはデジタル教科書を導入する小学校があると聞いていますが、デジタル教科書は便利な反面、読解など目にもよくない指摘や、今までの教科書と比較すると理解度の検証も必要かという指摘がございます。一方で、重たいランドセルを持たないで学校に行ける。デジタル教科書を導入することでこういう問題も大きく改善されると思います。こうしたことを踏まえて、本区におけるデジタル教科書の導入の状況と、その課題や成果を踏まえた今後の展開についてお考えをお聞かせください。
〇山本指導課長　まず、本区におけるデジタル教科書の導入状況ですけれども、令和２年の１１月に１人１台タブレットの導入をしたときから、国語、算数、それから中学校の数学においては全学年で導入をしております。また、今年度からは文科省の国のデジタル教科書実証事業を踏まえまして、英語において小学校５年生から中学校３年生までに導入をしている状況でございます。

○小林たかや委員　反面、デジタル化は便利なんですけど、危惧される点はどういうふうに考えているんですか。
○山本指導課長　先ほど委員ご指摘の視力の問題も一つ上がってくるかと思いますけれども、ほかにも学習中に操作に集中してしまって学習のほうに集中ができない。あるいはセキュリティ管理や破損等の対応等も課題というふうに認識してございます。
○小林たかや委員　便利になれば不便になる点もマイナスもあるんで、その辺はうまくバランスを取ってやっていっていただきたいと思います。
　それについて、今後、デジタル人材育成をしなくてはいけないんで、その点についてお伺いしたいんですが、デジタル技術が進む中で人材が不足すると言われていますが、デジタル人材の育成というのはどうなっているんでしょうか。
○山本指導課長　人材の育成に関しましては、昨今、委員ご指摘のとおり、各学校の授業においてもデジタル機器の活用というところは非常に重視されているところでございます。それらの状況を鑑みまして、研修会等で一人一人のスキル向上を目指して研修会を実施しているところでございます。
○小林たかや委員　デジタル人材って、ＤＸをやってどこも欲しいんで、いないんですよね、育てる研修だけじゃなくて。特に学校なんかも、これ１人１台事案になって必要なんで、これはデジタル人材の育成については、もう人事にも言っているんですけど、人事は今日はもういないみたいなんですけれども、デジタル人材の育成については――あ、いるか。これは人事と教育、これ一緒にやっていかないと、デジタル人材、ＤＸでどんどんいろいろなところも必要だということになっているんで、その辺は連携を取ってやっていっていただきたいんですけれど、いかがですか。
○神河人事課長　デジタルの人材について、子ども部と、あと人事、職員との間で連携をしていかなければいけないということのご指摘でございます。ただいまデジタル人材の育成につきましては、区としても様々な取組を行っているところでございます。その中の一つとしましては、今、ＤＸの取組の中で、ＤＸリーダーということで、各部からＤＸを推進していくリーダーとなるべき人材のほうを選任しまして、そのリーダーの取組の中でＤＸを進めているところでございます。ほかにも私ども人事課のほうでは、研修の中で、様々な機会で、例えば情報セキュリティの関係であるとか、そういった研修を行っているところでございますし、あとＩＣＴのリテラシーを今後向上させていくために、リテラシーに関する研修の取組なども計画しているところでございます。
○小林たかや委員　ちょっと教育のところなんでそっちに入っちゃうといけないんですけど、デジタル機器の操作とか、こういう人材育成していくんでしょうけど、育成するのに間に合わず、例えば分科会でも指摘しましたけれども、民生委員などが１人１台パソコンを預かって今までの業務をそれで行っていくとか、もうどんどん増えていっちゃうんで、人材についてはもう積極的に育成するのと、それから各課とも連携すること、特に教育も早いと思うんで、お願いしたいと思います。
　で、非常にデジタル化が千代田区は進んでいて、学校の、リモート授業が開催できる環境になりましたね。それでリモート授業ができるということは、授業で分からない児童・生徒に対して学び直しを家庭でするということが可能になってきていると思います。その点については、こういう学び直し、再度授業が受けられる環境がそろっているので、こう

いうことについてはどのような考えをしているんでしょうか。積極的にやっていくんでしょうか、お答えください。
○山本指導課長　ご指摘いただきましたリモート授業に関しましては、例えばコロナ不安等により登校ができない児童・生徒等に関しまして、自宅でも授業と同じ内容が学習できるというところで活用しているところでございます。また、今ご指摘いただきました家庭での学習というところに関しましても、１人１台タブレットを持ち帰りをしておりますので、タブレットの活用というところでは家庭でも行っているところです。家庭での学習において、例えば夕方、夜等に教員が学び直しをするということに関しましては、これから検討していく必要があろうかと思います。
○小林たかや委員　よろしくお願いします。
　それで、学校から各家庭に学習用にデジタル端末が１台ずつ配付されておりますけれども、令和３年度端末の故障、事故はどれぐらい発生し、修理費は年間どれぐらいかかりましたか。
○山本指導課長　まず、修理、故障につきましては、昨年度８月末までにリプレースということで全児童・生徒分のタブレットにつきましてリプレースを行ったところでございます。その際に、事業者側によるサーバー容量不足ということで、顔認証ができないというような事象が発生いたしました。この件につきましては、議員の皆様をはじめ、保護者、そして子どもたちに何よりもご迷惑、ご心配をおかけしてしまいました。大変申し訳ありませんでした。この顔認証につきましては、約２か月半ほど続きまして、１１月の中旬に全て完了して、その後使えるようになってございます。
○小林たかや委員　決算なんで、聞いたことは、端末の故障、事故はどれぐらいあったのか、それを修理した金額は年間でどれぐらいあったんですかと聞いたんですけど、その辺はどうですか。
○山本指導課長　大変失礼いたしました。子ども一人一人のタブレットに関しましては、昨年度故障の台数が２２０台ほどというふうになっております。また、この故障に関しましては、メーカーの保証ですとか契約会社との保証で賄えるというような契約となっておりますので、子どもたちがあるいは保護者が負担するということにはなってございません。
○小林たかや委員　端末を紛失した例はありますか。紛失した例があった場合は、そのときは誰が負担しますか。
○山本指導課長　昨年度紛失してしまいタブレットが見つからないというような事例については聞いてございません。そして、紛失ですとか盗難につきましては、児童・生徒に配付する際に、タブレットに関する要領ですとかガイドライン等をお示ししながら注意喚起をしているところでございます。
○小林たかや委員　先ほど事故の件は答えられていないんで、事故、あと故意に壊すとかというのはなかったんですか。
○山本指導課長　実際に昨年度、破損してしまった台数が２２０件余というところで、その中では、特に机からの落下ですとか持ち運びによる落下、それから操作中の故障というようなところがメインとなっておりますので、特段子どもたちが故意に破損してしまったというような事例は聞いてございません。
○小林たかや委員　せっかく端末を持ち帰ったんで大切に使っていただきたいし、先ほど

メーカーの保証ということがありましたけれど、メーカーの保証もいろいろあるでしょう、ずっと保証してくれるわけじゃないんで、その辺はメーカーの保証を取りながら保険とかも、端末に対する保険とか、今新しく出ているようなんで、その辺も検討されたらどうでしょうか。
○山本指導課長　今ご指摘いただきましたとおり、保険についても契約をしている状態でございます。今年度に関しましては１５０台ほど破損等がございます。原因につきましては、先ほど申し上げたものと同様となっておりますけれども、これらは保険での適用というところで基本的には対応しているところでございます。
○小林たかや委員　それはよかったんで引き続き検討してください。
　デジタル端末のそろそろ物自体の更新が来るんではないかと思うんですけど、導入時は補助金でそろえることができたんですけど、こういう更新の費用というのは区としてどのような考えでいますか。
○山本指導課長　機器の更新につきましては来年度を予定してございます。国または都からの補助金というようなアナウンスは現在聞いていないところですけれども、子どもたちが不利益を被らないようにしっかりと対応してまいりたいと思います。
○小林たかや委員　では、よろしく予算をつけていってください。
　次に、こうしたＩＣＴ教育や教室等の環境整備、幼児教育など様々な課題を踏まえて、区として教育大綱とその推進計画の改定について数年前から取り組むとしておりましたが、予算計上していたはずですけれども、本年決算においても進捗が見られておりませんので、いまだ改定の方向性などが示されていませんが、本区の教育と文化のまち千代田区宣言の位置づけ等についても、かねてから議会における議論において課題となっておりました。で、お伺いしますけれど、区長、教育長、教育と文化のまち千代田宣言についてはご存じですか。「はい」、「いいえ」だけで結構です。
○堀米教育長　存じ上げております。
○小林たかや委員　はい。お願いします。
○樋口区長　存じ上げております。
○小林たかや委員　存じ上げているのはもちろん分かっているんですけど、（発言する者あり）ここで、違うんですよ、お伺いしたいことは、教育委員会事務局と子ども部の事務事業概要の１ページ目に教育と文化のまち千代田宣言が書かれていたんです、ずっと。それが区長と教育長が就任したときからなくなりました。常に１ページ目に入っていたんです、事務事業概要の。（発言する者あり）この１ページ目に入って、これが令和３年度から消えちゃいました。（「最後に」と呼ぶ者あり）いや、１ページ目に、言っているのは。１ページ目になくなっちゃった。だから扱いが（発言する者あり）１ページ目とまあ違うんで、この辺はやっぱり千代田区の千代田宣言をどのように評価して、やっぱりちゃんと位置づけをしていかなくちゃいけないんで、（「そうかな」と呼ぶ者あり）教育大綱、教育推進改定の進捗状況等、今後のスケジュール、それからまた課題を踏まえて見直しの方向性や特徴、今の宣言がこれからの教育に生きてくるのかなど、その辺についてお伺いしたいと思います。（「最後かな」と呼ぶ者あり）
○原水教育政策担当課長　委員長、教育政策担当課長。
○大坂委員長　担当課長。

〇嶋崎副委員長　最後だからな。
〇原水教育政策担当課長　はい。まず、大綱ビジョンの見直しの進捗状況についてお答えいたします。
　まず、大綱につきましては、区長が開催いたします総合教育会議において教育委員と大綱案の協議を行っております。また、ビジョンにつきましては、現行の共育ビジョン及び共育推進計画についての成果検証を行いまして、その結果と社会情勢の変化を踏まえ、教育委員会において骨子を固め、それを基に作成した素案について協議を重ねているところでございます。今後、１２月を目途にパブリックコメントを実施し、３月末までに策定していく予定でございます。
　続きまして、見直しの方向性についてでございますが、平成２２年に策定いたしました教育マスタープラン以降、共育という理念の下、施策を展開してきたことによりまして、この共育という理念は浸透し、当たり前のものになってきました。これを前提といたしまして、新大綱及びビジョンでは「教えを受けて自分自身で心を育てる教育」という言葉に変更いたしますが、共に育て共に育つという考え方は継承していくこととしております。また、国際化の進展に伴いましてより一層多様性と包摂性が重視されることから、自己認識の起点となる文化に関する理解促進が必要と考えまして、大綱につきましては、区の発展、魅力あるまちづくりに向けた重要な要素である教育と文化に関する基本的な方針を示していくことを考えております。また、教育と文化のまち千代田区宣言に関してですけれども、宣言にございますとおり、魅力あるまちづくりのよりどころといたしまして、教育と文化の重要性を認識しているところでございます。例えば、宣言の五つ目の目標の一つに、私たちは地域に根差した人間性豊かな教育を行い、歴史に培われた郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の市民を育みますとございます。グローバル化が進展する中で、子どもたちが活躍するためにも、また多様性と包摂性が重視され、様々な人々と共に生きていくためにも、生まれ育った区に自分たちが住む地域の歴史・伝統文化について理解しまして、自己のアイデンティティを確立していくことが大切としております。そうした宣言の趣旨を踏まえながら、大綱ビジョンの策定を進めているところでございます。
〇大坂委員長　小林たかや委員。
〇小林たかや委員　最後に。これまで、担当課長、部長がご答弁いただきました。教育長は長きにわたり教員として教育に造詣が深いと理解しておりますが、そこで、本区の教育の現状についてどう捉えて、幼・小一体の学校施設の特徴や教員不足の対応、ハード面の環境整備及び社会状況の変化に対応した今後の教育展開について、千代田区の教育の在り方を総合的な観点からご見解をお伺いしたいんですけど、お願いします。
〇堀米教育長　小林たかや委員からご質問がありましたことについて答弁させていただきます。
　先ほどの話の中で、子育て・教育ビジョンにつきましては、今、教育委員とともに協議を重ねております。その中に具体的に私の教育委員会としての考えが載る形に今考えているところです。これからの次代を担う千代田区の子どもたち、やはり健やかに育ち将来にわたって幸せな生活を送れるように、まち全体で子どもの成長を見守っていく。また、子ども一人一人の可能性を最大限伸ばしていけるよう、個性や能力やニーズに合わせた指導・支援をこれからも行っていきたいというふうに考えております。そのような基本的な

方針をここで示していきたいというふうに思っています。０から１８までという、本区の教育のいわゆる保育・教育の在り方でございます。これを生かしながら、保・幼・小・中・中等までございます。これの一貫したやはり保育・教育をしていくと。これには子育て支援も含めまして一貫した保育・教育をこれからもしていきたいと、また充実させていきたいと、このように考えております。

それから、先ほどの教育と文化のまち千代田区宣言についても、これも非常にすばらしい宣言でございます。地域に根差した人間性豊かな教育を行うと。私も千代田区で生まれ育ちました。この千代田区を愛し、千代田区に誇りを持つ、そして様々な人たちと共に生きていけるような、これからも千代田区の子どもたちを育んでいくために、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○大坂委員長　関連ありますか。

米田委員。

○米田委員　小林（た）委員がＩＣＴのところでちょっと触れていましたけど、関連でさせていただきます。

ＩＣＴ教育の推進関連事業のところです。令和３年度も校務（支援システム）リプレースに合わせて必要なシステムを一体化し利便性の向上を図ったとあります。このことでどのようなことができるようになったのか、少し具体的に教えていただけますか。

○山本指導課長　令和２年１１月に１人１台タブレットを貸与し始めましてから、はや２年がたとうとしているところでございます。私も令和３年に着任してから学校のほうを何度も訪問させていただきました。その中で、やはり昨年度４月から今日に至るまで、各学校においては様々な教科、学年、単元、そういった場面でＩＣＴを活用している場面を見かけることが非常に多くなってまいりました。本当に学校の先生方は研修会等を通して、また自己研さんを通して、子どもたちのためによりよい学びのためにＩＣＴを活用してくださっているということを実感しているところでございます。

○米田委員　そういうことであれば、令和２年度に比べて３年度は授業の時間とか、ＩＣＴを活用することが格段に増えたと、こういった認識でよろしいですか。

○山本指導課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○米田委員　ということは、さっき課長もおっしゃっていたように、教員の方々も研修を受けて機器に慣れていただいてどんどん使っていただいているんだなと思っております。で、このＩＣＴ教育を進めた中での、さっき小林（た）委員も言っていましたけど、課題、先ほど述べたこと以外の課題とかはありますか。

○山本指導課長　課題といたしましては、先ほどの答弁と矛盾してしまうところがあるかもございませんけれども、例えば、一人一人使う頻度増えてまいりましたけれども、まだまだ一人一人の差があるというところでは課題と認識しております。また、もう一つの課題といたしまして、使う頻度は増えてまいりましたけれども、ただ単に使えばいいということではなくて、どの教科、どの場面でＩＣＴを活用することがより効果的な学びにつながるかというところの検証を踏まえて活用していくというところが課題ではないかと認識してございます。

○米田委員　その課題を踏まえてどんどんいいように活用していただきたいなと思ってい

ます。で、さっき小林（た）委員のところでも出たんですけど、故障に対して様々な故障があったと。これが課題だということもありました。で、一つ聞いているのは、保険とか、そういったリースですんで直ると、これはいいことなんですけど、修理に非常に日数がかかると聞いております。で、これ代替機、学校に置いていらっしゃると思うんですけど、その修理に対しての代替機の数の分というのは、こういうのはもう十分に確保されているんでしょうか。
○山本指導課長　今、委員おっしゃっていただいたとおり、各学校には予備分としての代替機を置いてございます。ただ、その故障ですとかのタイミングによっては少し待っていただく状況が発生することも可能性としてはございます。
○米田委員　ぜひそういう日数とか待っていただく日にち、使えないというのはよくないんで、改善していただきたいなと思います。
　もう一点改善をお願いしたいのは、代替機をお借りしたとしても、今まで蓄積されたその本人のデータ、これが移管できなくなっていると聞いております。この辺の課題も移管できるようにメーカー側と折衝していただきたいなと思いますけど、いかがですか。
○山本指導課長　その辺りもしっかりと実態を踏まえた上で対応できるように検討してまいりたいと思います。
○米田委員　あともう一つ、課長がさっき言っていたんですけど、サーバーの容量が足りなくて９月から使えなかったと。これの主な原因はもうサーバーの容量とあるんですけど、その辺はＩＴ推進課とか、そういったところと事前に打ち合わせておればこういうことはない、基本的な簡単なことですんで、そういうことが足りなかったなと思っているんですけど、その辺の認識はいかがですか。
○山本指導課長　サーバーの容量が不足していたということにつきましては、こちら側といたしましても進捗状況の把握ですとか、そういったところについては少し足りなかったかなというふうに反省しているところでございます。また、事象が発生してしまった以後につきましては、ＩＴ推進課とも連携をさせていただきまして対応してきたところでございます。
○米田委員　最初からタブレットの数が分かっているんで、こういうことがないようにぜひともやっていただきたいなと思います。で、小林（た）委員の質問の中でも、令和５年にもまた再度リプレースがあると聞いております。そのときにもこういうことが絶対ないように取り組んでいただきたいなと思っております。
　で、最後にしますけど、今後のＩＣＴ教育の推進、ますます進んでいくと思うんです。で、これには様々な課題もありますし、先進的に取り組んでいる自治体も多くあります。一番私が進んでいるなと思っているのは茨城県のつくば市、ここが一番進んでいるかなと思っております。こういった先進的な事例を参考にして、よく連携しながら今後のＩＣＴ教育をしっかり進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。
○佐藤教育担当部長　先ほどの小林たかや委員、今、米田委員から、これまでのＩＣＴ教育を進めていく上での課題についてご示唆、ご指摘を頂きました。こうしたご意見も踏まえ、先進的な、今ご紹介いただいたつくば市の事例なども我々として取り入れていきまして、ＩＣＴ教育をさらに推進していきたいと思います。我々としては「ちよだスマートスクール」ということで推進の方針を定めておりますので、これを十分推進していき、活用

に日本一ですね、使われて、さらに効果を上げるということでございますので、それを目指してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　よろしいですか。
○大串委員　関連。
○大坂委員長　関連で。では、大串委員。
○大串委員　小林たかや委員のほうからの大綱ビジョンについて質問がありましたので、それに関連しているんでやらせていただきます。
○大坂委員長　はい。
○大串委員　大綱ビジョンについてのスケジュール、これは答弁がありました。で、たかや委員のほうからも、現行の大綱ビジョンから何を引き継いで何が新たに加わるのかということもありました。そこで、説明の中で、共育は既に定着したので共育から教え育てる教育のほうにしますという説明があった。この点だけちょっと確認をしたいと思います。
　この共育が示されたのは、千代田区では平成２２年、教育マスタープランの中で明確に位置づけられました。これは事務事業概要の３９４ページにビジョン全文が載っていますけれども、最初のページ、３９４ページに、要するに今の共育ビジョンの何で定めるのかという理由がしっかりと書かれています。これは今までの共育マスタープランにおける教育の理念を引継ぎ、発展させるものとしてこの共育ビジョンを定めますとしました。で、その共育についてはどういうことかというと、共生の理念に支えられた人と人とのつながりの中で人が人を育て育てられ、大人も子どもも共に成長していく教育が必要なんだと書いてあるんですよ。私はこれは本当にいい共育の理念を示してくれたなと思っています。で、今までその基に保育・教育が実践されてきた。
　この平成２２年というのは、国連の子ども権利委員会から、日本に、何で日本の子どもたちはこんなにも幸福感がないんだと。これは全て親と――正確にはこういう、子どもの権利委員会から、２０１０年６月、平成２２年の６月に、驚くべき数の子どもが幸福感の低さを訴えている。その決定要因が親及び教師との関係性の貧困にありますよと勧告を受けた。つまり、子どもと大人の関わり方、関係性ですよ。そういう勧告があったときに、千代田区は、その共育の理念を示して、まさに大人と子どもの関係性を大切にしていきますよというのを理念にうたった。私はこれはもう定着したからいいだろうということはなかなか言えないんじゃないか。今も社会情勢、非常に子どもに対しての非常に悲惨な事件もあります。いじめも虐待もあります。そういう中でどうこの現行のビジョン、大綱の示した共育という考え方を今度、まあ年度内に策定するという説明もありましたけれども、どう落とし込んでいくのか、全くなくしてしまうということはあり得ないと思うんで、この点ちょっとお伺いしたいと思います。
○原水教育政策担当課長　共育の考え方についてですけれども、これまで使ってきました共に育てるという言葉については、教えを受けて自分自身で心を育てる本来の教育という言葉に変更させていただきますが、共に育って共に育つという大人も子どもも一緒に育っていくという考え方、この理念につきましては継承していきたいと考えております。また、今年度子ども基本法の制定もあったことから、子どもを中心に据えた施策の展開等を図っていくことなどについてビジョンのほうでうたっていきたいなと考えております。
○大串委員　名前はなくなるけどその考え方は引き継ぎますよということですね。しっか

りその辺分かるように記述のほうをお願いしたいと思います。
　それから、今、国のほうの動きとしてありましたけれども、この子ども家庭庁、それから東京都でも子どもの権利の条例もできました。そういった中で、いずれも中心にあるのが子どもの権利条約の考え方です。この考え方をどのようにビジョン、大綱の中に落とし込んでいくのか。千代田区では、共育ビジョンを策定したときに、小学生版の共育ビジョンを作成しました。それは子どもが自ら子どもの権利について分かりやすくイラストなんかを使って作成して、それでその冊子が全部の小学校に配られたということもあります。やはり子どもの権利、このことをやっぱりしっかりと据えて計画もビジョンもやってもらいたい。そのことが子どもの幸せにつながる、また子どもの幸福感の向上にもつながっていきますので、この点はしっかりと、区としても、また教育委員会としても中心に据えて行ってもらいたいというふうに思います。
　ちなみに、子どもの権利条約の一般原則四つあります。一つが差別の禁止、これ第２条です。それから子どもの最善の利益、第３条。それから生命、生存、発達に対する権利、第６条。そして意見表明権、第１２条です。これが一般原則と言われております。少なくともこの四つの原則をしっかりと果たせるようにつくっていく必要があるだろうというふうに思います。この点についてはどうでしょうか。
○原水教育政策担当課長　ただいまの子どもの権利条約の四つの権利に関しましても、このビジョンの中ではそれぞれ記載のほうをしていきたいと考えております。また、子どもたちの状況を把握しまして、この子どもの権利について知っていただくこと、大人にも子どもにも知っていただくこと。また、相談窓口などを普及啓発していくことが重要と考えておりますので、そういったリーフレット等の作成も検討してまいりますし、また、子どもたちに区政に関する情報を提供しまして、参画する機会や意見を表明する方法などについても検討していきたいと考えております。
○大串委員　委員長、子どもの権利擁護についても一緒にやっていいですか、関係しますので。
○大坂委員長　はい、どうぞ。
○大串委員　いいですか。
　その子どもの権利からもう一つ私が質問したいのは、第三者による子どもの権利擁護機関の設置です。この件については、私も平成２９年、そして令和元年とそれぞれ質問させていただきました。この今述べました一般原則をきちんと守るためには、第三者による権利擁護機関をつくらないといけませんと、いけませんというか、それが子どもを守るということで提案もさせていただきました。この件については予算化もされたんですけれども、なかなか昨年もその前も予算化されても中身が進まないわけです。で、今、答弁があったように、子どもの権利条約、大切ですね、これからもやっていきますよという答弁なんですけれども、この権利擁護機関の設置、これについてはどうでしょうか。
○原水教育政策担当課長　第三者機関の設置に関しましては、本区におきまして既に相談体制を強化し、子ども本人が相談できるよう「どんなことでもいいよ、一人で悩まないで、どうしていいか困ったら電話してね」というカードを、小学生、中学生と年齢に合わせた内容のものを全生徒に配付しているところです。また、いつでも相談できる２４時間３６５日相談電話を開設しているところでございます。子どもの権利擁護に関しましては、先

ほども申しましたが、来年４月に公布される子ども基本法につきまして、国の方向性とそごが生じないよう動向を見極めていく必要があると思います。来年度、国はこの子ども基本法に基づきまして、子ども施策を総合的に推進するための子ども大綱を策定することを予定しておりますので、そうした内容も把握した上で、第三者機関の設置等につきましても検討していきたいと考えております。また、第三者機関の設置に当たりましては、区でまず行っていることを子どもたちに知っていただくというためにリーフレット等の作成を検討していきたいと考えております。

〇大串委員　中にはなかなか相談が、関係する学校とか、それからもう、何というのかな、そういうところにできにくいというかね、そこにひょっとしたら原因があるやもしれんので第三者機関が必要なんだということなんですよね。この第三者機関の役割と機能ですけれども、第１に個別救済、本人の個別救済。そして第２に提案や勧告による子どもの権利を守るための制度の改善につなげるんだというのが２番目。３番目に行政から独立した立場から子どもの権利が守られているのかを監視する役割があると。で、第４に子どもの権利普及啓発と教育とされておりますので、いずれも大事な視点ですよ。ですから、今の答弁では国の法律を見て、また大綱ができるのを待って考えましょうということなんだけれども、既に法律としては児童福祉法の改正が平成２８年ですよ、行われて、第１条の理念のところにこの子どもの権利条約の精神というのが入ったんですよ。ですから、既に法律としてはもう既にそのことがうたわれております。その下に、千代田区としては国の動きを待っているよりも、自らそれはもうやってもらいたいと。

　このことを質問したときに、当時、教育長はこう答弁されました。ちょっと長いけど大事なことなんで引用させていただきます。全国でいじめ、不登校、児童虐待の件数は急増しており、残念ながら痛ましい事件も頻発しております。本区におきましても決して例外ではないというふうに認識しております。子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と、大きく四つの子どもの権利を保障するものとしております。子どもは大人の成長する過程で保護や配慮が必要ですが、子どもを単に庇護する対象、つまり権利の客体としてではなく、大人と同じように一人の人間として権利の主体として捉え直したものと理解しております。子どもを取り巻く家庭、地域環境の変化やいじめ、虐待など、差し迫った課題への対応といった昨今の状況を鑑みますと、子どもの個別救済はもとより、子どもにまつわる様々な制度の改善、提案等を行う第三者機関の設置、そしてそのことを視野に入れた条例につきまして検討を始める時期に来ていると認識しております。本区の実情を踏まえ鋭意検討を進めてまいります。このとおりですよ。この答弁を頂いたのは令和元年の第４回定例会、もう既に３年、４年とたつわけです。答弁を聞きますと全く進捗していない。この本会議場での教育長答弁は重いと思いますよ。この答弁に基づいて行政としてはしっかりやってもらいたいんだけど、残念ながらできていない。これを踏まえてしっかりと今後どうするのか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

〇原水教育政策担当課長　子どもの権利擁護につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、国の子ども基本法の制定ですとか、また、子ども大綱の策定がこれから行われますので、その内容も把握した上で、国の方向性とそごが生じないように区としても考えていきたいと思っております。

〇大串委員　じゃあ最後。

要は、じゃあやるという方向で、国の法律の改正、または大綱の策定を待ってそれから必ずやるんだということでいいんですか。
○亀割子ども部長　私のほうから答弁を補足させていただきます。
検討していないとか進んでいないということではなくて、令和元年以来、様々に検討を重ね、特に今年度につきましては、今、大綱の素案もできていて、共育のビジョンのほうの素案もできています。併せまして、まず条例をつくることの意義というものの確認、それから第三者機関を設置することの意義、有効性、公平性、透明性ですね。これは今年度に入りまして様々に議論を重ねております。条例につきましては、これこそ国の動向を見据えないと国のほうで大綱をつくったものと整合性があるということで、条例は一旦待つんですが、代わりに今やっています大綱の策定とビジョンの中ではその権利擁護の部分を強く打ち出していくと。区の姿勢として示そうということに今の段階では至っています。で、第三者機関につきましては、これも必要性、透明性とか様々に議論、まああればあるでもちろん効果はあるんだろうということで研究を重ねまして、区はご案内のとおり、いじめや権利擁護に類するような相談体制、相談窓口、区長部局をはじめ、教育委員会の中にも多数ございます。で、学校に対して児童・生徒にもアンケートを取りました、相談の状況ですとか。で、改めてその状況で確認ができたのは、まず、その相談できるところ等が分からないという声が多かったので、まずもってやらなければいけないのは区として充実しているこの相談体制を周知をしまして、それを活用していただく。そうした中で、やっぱりそこでも必要性が、ほかにもあったほうがいいよね、一応第三者機関は区長部局というところで教育委員会から離れたところにもあるんですが、それのニーズとか利用状況なんかも勘案しながら、第三者機関のほうに行ったほうがいいよと。まずは区でやっている充実した案内を子どもたちにちゃんと周知をして、この権利擁護の認識とともにそれに努めようということで現在に至っているということでございます。
○大串委員　よろしくお願いします。
○大坂委員長　よろしいですか。
それでは、ほかの項目について質疑を受けます。
○岩田委員　いじめのことで、第三者委員会の話を、私、２年半ぐらい前にしたんです。で、そこからどんな進捗があるのかなと思いながら、確認しながらちょっとお聞きしますんで。
まず、いじめの問題発生があった。その後、学校などで会議をして、その後、健全育成サポートチームに諮って、で、それでも解決しなかったらいじめ問題対策委員会にかける。これでよろしいでしょうか。
○大谷子ども総務課長　健全育成サポートチームから事実関係を調査したものの結果を教育委員会にご報告いただくこととなります。
○岩田委員　いじめ問題対策委員会というのは、今はないんですか。
○大谷子ども総務課長　教育委員会に報告の後、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会のほうに調査を命令するという形になります。
○岩田委員　それだったらそれも一度に言ってほしかったんですよね。
で、前、第三者委員会の話をしたら、第三者委員会の機能としては、本区としてはいじめ問題対策委員会というのを設置しておりますというお話で、ということは、いじめ問題

対策委員会というのがあるので、そもそも第三者委員会というものはない。もしくは問題が起きても設置はしないということなんでしょうか。
○大谷子ども総務課長　このいじめ問題調査委員会が第三者委員会……
○岩田委員　対策委員会じゃなくて。
○大谷子ども総務課長　あ、ごめんなさい。いじめ問題対策――ちょっとお待ちください。すみません。
　失礼いたしました。
○大坂委員長　はい、どうぞ。
○大谷子ども総務課長　いじめ問題対策委員会のほうが第三者委員会になります。
○岩田委員　ああ、つまり名称が第三者委員会というのじゃなくて、いじめ問題対策委員会というものなんですね。分かりました。
　じゃあその２年半前に答弁で、重大事態というのがあったときに、僕はこういう、何ですか、僕はそのときに、第三者委員会というふうに言ってしまったんですけども、このいじめ問題対策委員会をすぐに設置して何かしらの対策をするべきだと。その重大事態の定義というので、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというふうになっている。じゃあその子どもがいじめられて、全治数か月というお医者さんの診断書が出たら、この重大事態に当てはまるのかどうか。
○大谷子ども総務課長　具体的な内容を確認しないと何とも言えないところですが、今伺ったお話ですと、それに該当するのかなというふうに考えます。
○岩田委員　それで、クラスでいじめがあったとして、それでもやっぱり勉強というのはさせなきゃいけないですよね。いじめって大体１対複数だったりするわけです、多くが。で、そういうときに加害者数人と被害者一人がいて、学校で勉強させなきゃいけない、でもクラスにまた同じところに同じ教室にしてしまうと、また何か問題がある。じゃあクラスを分けようかというふうになったときに、どちらを別室で学ばせるんですか。（「さっぱり分からない」と呼ぶ者あり）すみません。分かりづらかったら具体的に実際にあった例とかで、じゃあ私の知っている範囲で言ったほうがいいですかね。
　被害者が、本来だったら問題のあるほうを、隔離という言い方はちょっと失礼かもしれない。別室に入れてそこで勉強させるなら分かるけども、被害者のほうを別室にして、そして加害者のほうをそのままにしておくというのはいかがなものかというのを私は言いたかったんです。実際にそういう事例があった。でも、それは区はそれを是としているのかどうか。
○山本指導課長　このような問題につきましては、本当に個々のケースによって様々だと思います。当然、その該当の児童・生徒から状況を丁寧に聞き取り、まずは未然防止のための策を講じるというのは大前提ではございますけれども、まず、そのような事態が発生してしまった場合には、しっかりと丁寧に当該の児童・生徒から状況を聞き取り、その都度その都度の対応でしていくというようなことが基本だというふうに考えております。
○岩田委員　基本は分かります、もちろん。ただ、普通に考えて、加害者でなく被害者を今までの環境と違う環境に持っていく。本来ならば被害者ですよ、被害者だったらもっと手厚くしてやるのが当たり前だと思うんです。もちろんそれは個別個別の案件ですから一概には言えない。けれども、そういうようなことが実際に行われた。それは区としてはど

ういうふうに考えているんですかね。つまりもちろんだから今最初にも言いましたよ、もちろん一つ一つ事案が違うから何とも言えない。けれど、そういうような対策をした。そして保護者の方もそれはおかしいんじゃないの。いや、僕もおかしいと思いますよ。被害者のほうを別の環境に持っていくわけですから。なのに、区はそのままずっとそういう対応をしていた。それというのはどうなんですかね、やっぱりそれはそういうふうにするべき事案だったということなんですかね。

○山本指導課長　先ほどもご答弁させていただきました。それぞれ当該の児童・生徒一人一人しっかりと聞き取りをまずさせていただいて、その加害あるいは被害と言われているお子さんの心理の状況までもしっかりと把握させていただいた上で、その心理状況にも寄り添った対応をすべきであるというふうに考えます。

○岩田委員　そして、じゃあ続けます。そしてそういう対応を区がしてきた。そのせいで、いわゆるその加害者少年たちはそのクラスに残っている。そうしたら、被害者少年がいなくなったら今度は別の子をいじめるようになった。そしたらそのまたいじめられた子がまた今度は別室に入ってきた。やってもやってもいたちごっこなわけですよ。だったらちょっとそのやり方を変えるべきなんじゃないかなということを言っています。

○山本指導課長　委員ご指摘のとおり、やり方につきましてもしっかりと確認をしていきながら、まずはその加害と言われてしまうお子さんがなぜそのような事態を引き起こしてしまうのかというような背景もしっかりと把握し、その背景も対応できるような対策も講じながら対応していくべきというふうに考えます。

○岩田委員　大変難しい問題だということは私も重々承知しておりますので、区もこれからしっかりと頑張っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大坂委員長　はい。よろしいですか。

　別の項目について質疑を受けます。（発言する者あり）飯島委員。

○飯島委員　あい・ぽーと麹町について、事務事業概要は１９２ページです。あい・ぽーと麹町の一時預かり保育について伺いたいと思います。

　参考に伺うんですが、児童館などでも一時預かり保育をやっています。その保育料の問題なんですが、児童館は１時間５００円ということになっていて、このあい・ぽーとの場合には１時間８００円になっている。早朝と夜間は１,２００円で、日曜・祝日は１,２００円と、あい・ぽーとはそうなっています。この保育料の違いというのは何か理由があるんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長　保育料の違いについて、あい・ぽーとさんとは我々協定を結びまして、保育料の決定については基本的にあい・ぽーとさんのご判断というふうに認識しております。

○飯島委員　保育の中身については特に変わりがないというふうに理解をします。その中で日曜・祝日の保育なんですが、７時半から２１時まで１時間１,２００円ということで日曜・祝日も１時間単位で預かってくださると。これについては、千代田区がないときに千代田区で働くお母さん、お父さん、日曜出勤のときには近隣区の日曜保育のところに預けていたというようなことがあって、千代田区でも早くやってほしいということであい・ぽーとでやってくださるということになってよかったなというふうに思っています。

　実績なんですけれども、現状としては日曜・祝日にお子さんが何人ぐらい預かっている

という、その実績について伺いたいと思います。
○吉田児童・家庭支援センター所長　日曜・祝日の実績、こちら令和３年度になりますけれども、延べ６８日ございまして、人数としては２４２人でございました。
○飯島委員　そうすると１日当たりが４人、えっ、４人ぐらいになるのかな。ですね。平日のほうが多いんだろうなというふうに思うんです。で、日曜・祝日というのは、今、働き方が多様になっていて、やはりとりわけひとり親家庭の方などは日曜・祝日を働かなきゃいけなくても見てくれるところがない。保育園はお休みになってしまうんで働くことができないと。そういった場合にここを利用したいと。しかし、１時間１,２００円ということが非常に金額が高いということでネックになっているのではなかろうかと。で、今、最低賃金が時給で１,０７２円と。その賃金よりも保育料のほうが高い。で、特にひとり親家庭の方で、お店など、サービス業のお仕事の方は日曜も休日も出勤が必要だと、でも見てもらえないから休むと、そういうことになってしまう。で、そういった場合に所得の基準を設けてでも減免制度というのがここで導入ができないか、それが質問です。
○吉田児童・家庭支援センター所長　あい・ぽーと麹町さんの一時預かりにおきます減免、これは減額減免制度ですね。こちらは今実施していないんですけれども、これは一時預かりを開始した当初からそのようになっています。ちょっと今手元にそれが何か理由があってそうしているのか、それとも特段の理由がないのかといったところはちょっと今分からないものもあります。なので、今後そういったところの確認も含めて、また減額といったところは、これはあい・ぽーとさんにおきます事務手続も発生しますので、相手のある話ということで、その辺はあい・ぽーと側とも話をしたいとは考えております。
○飯島委員　これは児童館などで行っている一時預かり保育も減免制度はあります。そういった意味で、ぜひあい・ぽーと麹町の一時預かり保育のほうにも減免制度を導入していただきたい。検討をお願いします。
　それともう一つ、保育の体制についてお伺いしたいんですね。お子さんが平均で４人ということなんで、常時４人ということではないとは思うんですけれども、お子さんがいらっしゃるときの保育の体制として、ここはあい・ぽーと独自の支援の講座というのがあるわけなんですけども、それ以外に、やはり保育士の資格を持った方が常時いないと非常にまずいんじゃないかなというふうに思っているんですね。その点はどのようになっているでしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　あい・ぽーとにおきます一時預かり、これにつきましては国の一時預かりの実施要綱、これに基づきまして対応に当たる職員の半数以上は保育士ということになっております。あい・ぽーとにおきましても、これを遵守して保育を行っている状況でございます。
○飯島委員　一人で保育をされるという、そういう時間帯も中にはお子さんの人数との関係であるそうなんですね。そういうときにもきちっと保育士資格をお持ちの方が当たっているということはご確認できていますか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　特に日曜日が人員体制が薄くなる日というふうに聞いております。で、その日におきましても、必ず複数職員を配置することとしまして、必ず保育士も配置するということを行っているというふうに聞いております。
○飯島委員　それは何か区と約束事項というのがあるんですか。預けられた保護者の方に

よると、お一人しかいなかった。複数ではない時間帯があると伺っていますが、間違いないですか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　私が聞いている報告では、今申し上げたように、日曜日の人員が少ないときでも必ず複数は配置して必ず保育士も配置するということで聞いております。
○飯島委員　いや、じゃあ区との約束事の中で、保育士が必ず複数、しかも保育士の資格を持った方という約束事というのはあるわけですか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　区との取決めの部分につきましては、まず、大前提といたしまして、先ほど申し上げた国の一時預かりの実施要綱、これを遵守するということでまず運営してもらっている。そこで保育士を半数以上配置するということになっております。また、区との協定の中につきましては、その保育士、またはあい・ぽーと麹町が育成する子育て家族支援者、この資格ですね、研修を受講してそれを満たした者、それを配置するという取決めになっております。
○飯島委員　ちょっと通じていないんですけど、かみ合っていないんですが、その働いている中で半数が保育士の資格とかというんではなくて、その１時間というか、その時間帯、切り取って、そこで複数でない。しかも保育士の資格を持っていないという方が保育に当たるということがあるのかないのかということなんです。
○吉田児童・家庭支援センター所長　今回、私も最近ですけれども、改めてあい・ぽーとにも確認いたしまして、まず、基本、我々に届け出ている職員、これは全員保育士の資格を有している職員であるということは確認しております。お名前も入った名簿で確認しております。で、あと要は突発的な事情で、例えばＡさん、Ｂさんが何か急病であるとかで急に仕事に来れなくなった、そういったときにじゃあスポット的に当日入れる、要は保育資格は持っていないけれども一定の研修を受けて要件を満たした職員、こういったものがスポット的に応援に入る、こういったことはあり得るというふうに聞いております。
○飯島委員　そういうスポット的臨時緊急じゃなくて、きちっと保育資格を持った方、あそこのあい・ぽーとの中では独自の講座があります。だからその支援者としての講座を受けるということと同時に、保育士の資格をきちっと持った方、そういう方が一人で保育に当たるようなことがあるのかないのか、ちょっとそれはもう一回きちっと確認を求めたいというふうに思います。ちょっと……
○大坂委員長　一人で保育、その資格を持っていない方が一人で見る……
○飯島委員　一人でね。
○大坂委員長　ということがあるのかないのかですよね。
○飯島委員　そうそうそうそう。そこをもう一回ちょっと確認。それが約束事、区との取決めの中でそういうことはあってはならないというふうになっているのかどうかということ。
○大坂委員長　暫時休憩します。

午後２時２２分休憩
午後２時２３分再開

○大坂委員長　再開いたします。
　センター所長。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　まず実態としまして、保育士資格を有していない職員がじゃあ一人で保育に当たる時間があるかということは、これはないというふうに私は報告を受けております。で、一方で取決めの中で、じゃあそういったことがない。要は保育士資格を有していない子育て家族支援者の要件だけ満たしている職員が一人で保育に当たることがないようにするという、そこを何か明文化しているかというと、そこは協定の中では明文化はしていないという状況でございます。
〇大坂委員長　飯島委員。
〇飯島委員　ちょっと明文化する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、それはぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。
　以上です。
〇大坂委員長　答弁をお願いします。
〇吉田児童・家庭支援センター所長　あい・ぽーととの協定につきまして、何といいましょうか、点検といいましょうか、改めてその全文を読み返して、適切な表現になっているか、つくりになっているかというところは改めて確認したいと存じます。
〇亀割子ども部長　すみません。答弁を補足させていただきます。
　飯島委員ご案内かと思いますが、基準上は一時預かり保育事業は全員保育士でなくても構わないと。で、半数保育士であることということで、このあい・ぽーと施設、単価が違ったり時間が違ったりというコンセプトは、これ民設民営という形でＮＰＯ法人のあい・ぽーとさんにお願いしていると。これすみません。推測も半分入るんですが、保育措置というよりは、地域で子育てを見守りましょうというところの拠点施設にしましょうというコンセプトがあります。ですので、多分減免を入れずに来る方は来て、しかも登録制なんですね。登録していただいて、一時預かりを利用するんであれば子育て広場にも参加してください。そういうことで交流を広げましょうといった施設のコンセプトがあると思います。したがいまして、単価とかスキームが違うと。ただ、利用する側からはそうは見えないということもあるんで、ちょっとそこはニーズを把握して、あい・ぽーとさんと相談して単価や減免措置等はちょっと相談をしていきます。
　保育士の配置につきましては、そういうことで、基準を満たしていれば我々のほうではあえて仕様書の中で全員保育士ということは今入れていない現状です。ただし、こちらは今あい・ぽーとさんのほうでは、保育士さんプラス子育て家庭支援者、あい・ぽーと独自の子育ての研修を受けた者が従事しているんですが、その従事している方が全て保育士資格を持っているということで、今は区のほうの縛りというよりも、あい・ぽーとさん自らがそういった方を支援に入れてもらっているということで、全員資格があるということを聞いておりますが、もし資格のない方がいたということであれば、また教えていただければちょっと確認してみます。
〇飯島委員　いいです。
〇大坂委員長　よろしいですね。
　ほかの項目の質疑を受けます。
　西岡委員。
〇大串委員　関連です。
〇大坂委員長　関連で行きますか。

じゃあ、すみません、関連で大串委員、先にお願いします。
〇大串委員　あい・ぽーとのことが質問に出たんで一言。私もあい・ぽーとさんが行う研修に参加して、本会議場でも述べたとおり、子育て支援員の資格を取りました。長谷川委員もそうです。で、あい・ぽーとさん非常によくやってくれています。それで、今、話があった一時預かり、それから子育て広場、あそこに子育て広場があるおかげで本当に子どもが明るくなりましたという声も非常にたくさんあります。ですので、あい・ぽーとの今果たしている役割は非常に大きいものがあります。で、子育て支援養成講座を行って、それが大変評判がいいので、厚労省がそのものを参考として厚労省資格とまでしたという経緯があります。今後とも、あい・ぽーとさんには千代田区の子どもさんのためにぜひ頑張っていただきたいと思います。
そこで一つだけ、協定を結んでいるわけですけど、その協定の中で、設備が老朽化したときの、民設民営なんですけれども、ＮＰＯ法人としてはとっても高額な設備の更新ができないということで、そういう場合は区のほうが設備の更新に当たっては協力していただけるのか、この点だけちょっと確認したいと思います。
〇赤海子ども施設課長　その都度、児童・家庭支援センター及びあい・ぽーとさんとお話を承りながら、可能な対応であれば対応をしていきたいと思います。
〇大串委員　可能な対応というのは、そうしたらかかる費用は区のほうで持ちましょうよということでよろしいんでしょうか。
〇吉田児童・家庭支援センター所長　ちょっと具体的なところで恐縮ですけれども、例えばエアコンが壊れたとかですね、そういった修繕的なものはたまにお話を頂いて、その費用も含めて、基本的にこちらのほうで対応をしているというふうに認識しております。
〇大串委員　はい。
〇大坂委員長　はい。よろしいですか。
それでは、次の項目を受けます。
西岡委員。
〇西岡委員　キャリア教育についてお伺いいたします。
キャリア教育というのは職業教育と異なって、特定の活動ですとか、指導方法に限定されるものではないわけで、様々な教育活動を通じて実践されるものですよね。社会人とか職業人としての自立を促す視点で学校教育を構成していくための理念と方向性を示していくという、これは概念ですけれども、実は文科省の中教審で、キャリア教育の必要性と充実を図ることがもう明示されたわけですけれども、新しい小学校、中学校学習指導要領に改めてキャリア教育の充実を図るということも改めて明示をされております。
まず、ちょっと大まかなところをお聞きしたいんですけども、千代田区でキャリア教育を推進するに当たっての具体的な取組としてはどのような施策を現在展開しているのか、これまでの取組も合わせてまずお聞かせいただけますか。
〇山本指導課長　ただいま委員ご指摘いただきましたとおり、学習指導要領あるいは中教審の答申においてもキャリア教育の充実を図ることということにつきましては述べられているところでございまして、千代田区教育委員会においてもキャリア教育に関する様々なことに取り組んでいるところでございます。具体的には、中学校、中等教育学校において、職場体験活動等、キャリア教育に関する体験的な活動を推進しております。また、小学校、

中学校においてキャリアパスポートというものを活用して、発達の段階に応じた系統的な指導を推進しているところでございます。
○西岡委員　実は経産省が今年１月ですけれども、文科省と厚生労働省と共同主催で令和３年度キャリア教育推進連携シンポジウムを開催しています。これ、例年どおりやっているわけですが、全国のキャリア教育で優れた企画は表彰もされているような企画なんですけれども、できたら地域の特性を生かしたキャリア教育に取り組んでいただきたいというふうに思っています。ここで挙げられているのが、例えば山や海がある自治体でしたら、農林水産業、農業、林業、水産、漁業での体験ですよね。これはやはり地方に根づいてほしいという思いもあってこういう取組を行っているんだと思いますけれども、ほかにも産学協同で地域コンソーシアムをつくったりとか、様々皆さん工夫をしていらっしゃいました。
　千代田区はキャリア教育の素材の宝庫だと思うんですね。伝統文化・芸能、伝統行事の継承ですとか、あと大学、企業もたくさんありますし、企業体験なども可能だと思います。国際理解教育の推進に、例えば今年度の予算で４,６００万円つけていますし、例えば放課後の英語サロン、イングリッシュシャワーとか、体験型の英語学習施設の東京グローバルゲートへの国際理解の教育の機会、こういったもののプログラムですとか、ウエストミンスターの友好関係もあって、例えば海外とのこういった連携も取れると思うんですけれども、いずれにしても、この子どもたちの将来を育むための、やはり今すぐ成果の可視化というのはもちろん難しいかもしれないんですけれども、ぜひこういった海外との連携、オンラインを使った連携というのも可能なんじゃないかなというふうに思っています。工夫をぜひ凝らしていただきたいというふうに考えています。
　それで、姉妹連携の五城目町ですとか、嬬恋村とのキャリア教育との連携というのが今までなされてきたのかなというふうに思ったんですね。というのも、五城目町ですと、ご存じの方もいるかもしれませんが、キッズクリエイティブマーケットというＮＰＯ法人と合同会社が主催する職業体験プログラムがあるんですが、このプログラムというのは子どもたちが３人から５人程度のチームをつくって話し合いながら、五城目の歴史がある朝市で販売する商品ですとか、サービスを開発して製作をしています。で、アイデアを形にする手法というのが、企業や学校で問題解決に使われているデザイン思考メソッドというのも使われているんですね。朝市当日に実際にお店を出したりして子どもたちが店頭に立って商品、サービスを販売していく。で、手にした収益の使い道というのも決めるのも子どもたちであると。こういったせっかく姉妹連携の都市でこういうふうにやっている部分もあるので、ぜひそういったところと今までの連携があったのか、ちょっとそこはぜひお聞かせいただきたいのと、そうですね、まずそこをお聞かせいただきたいです。お願いします。
○山本指導課長　委員ご指摘のように、まさに千代田区はこういったキャリア教育、人材の宝庫であるというふうに我々も考えているところです。先ほどご答弁申し上げました職場体験学習の具体的な例といたしまして、例えば、区内の企業ですとか、接客、販売など、様々な形態、業種の区内商店、公共施設などを体験先として子どもたちが選ぶ、そして自分でアポを取って活動するというようなケースも多々ございます。また、海外との連携という点につきましてもご提案いただきました。この点においても、まさに時差の関係等は

あるかもしれませんけれども、英語教育、国際教育という観点からは非常に価値のあることではないかというふうに考えますので、その点につきまして中学校等にも助言してまいりたいというふうに思っております。
○西岡委員　ぜひ行っていただきたいと思っています。今、適性に基づいたキャリア教育ですとか海外との連携等、例えば千代田区に本社があって支店が海外とか、いろんなパターンが考えられると思うので、そういったものを工夫して行っていただけたらいいのかなというふうに感じています。
　あと、オンラインでももちろんＩＣＴを活用して今様々な国と地域とつながれるわけですから、そういったところとも連携していただきたいと思っていますし、かといってもちろんオンラインだけではなくて、オフラインとして両方つながっていくことが大事なのかなというふうに考えています。
　先ほども申し上げましたけれども、なかなか今すぐ成果の可視化というのがなかなか目に見えなくて難しいとは思いますけれども、今のうちにやはり子どもの頃から種をまいておけば大きくいずれ実ると思うんですよね。だからこういった部分にぜひしっかりと予算をつけていって育んでいただきたいというふうに感じています。
　この間の一般質問でも、私は幼児教育からＩＣＴ、プログラミング教育とか、様々語学教育ですとか、幼児教育を充実させていってほしいということをお話させていただきましたけれども、ぜひそういったところもつながるような教育方法を今後とも本区としてもぜひお願いしたいと思っています。なかなか理想とする大人のモデルというのが見つけにくい昨今ですし、コロナ禍というのもあって、なかなか外出できないとか、なかなか子どもたちもオフラインとしての活動というのがなかなか難しいというふうに思いますけれども、どうやって子どもたちの精神的育成ですとか、将来観につながるような手の差し伸べ方というのがとても大事だというふうに感じています。やはり学校主導で、今のやり方ですと、生徒がもちろん主導となっているわけですけれども、こういった子どもたちも学校も行き詰まることもあると思うので、そういったときに行政がいかにサポートできるかというのが重要なことになってきますので、ぜひ行政としても、今後、熱量を持って子どもたちの将来観につながるように手の差し伸べ方というのを工夫していただいて、体制をまず整えていただきたいなというふうに思っています。その辺に対してはいかがでしょうか。
○山本指導課長　ただいまご指摘いただきました。まず、オンラインでの交流というところにつきましては、実際に本区の企業と中学校が年間を通じて職場体験学習、これはミッションを頂いてミッションを解決していくというような形でのオンラインでの職場体験というような形態での活動をしている学校もございます。また、まさにフェイス・トゥー・フェイスの体験活動も重要というところの認識、おっしゃるとおりでございます。今年度も実際に企業、商店、公共施設等に行った職場体験もしているところでございます。そういった点も踏まえて、子どもたちのキャリア教育、将来につながる学習というところで学校をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。
○西岡委員　最後にさせていただきますけれども、ぜひ、今、子どもたちが、よくキャリア教育って４領域８能力とか言われていたのが、今１２能力とかいう様々な工夫を凝らしてつながる教育というふうにやっているわけですけれども、今後、要は職場体験としてつながっていけるように、キャリア教育を、はい、しましたというだけではなくて、今後じ

ゃあそれをいかにどうやって生かしていくのかというところの手の差し伸べ方がとても大事だと思いますので、ぜひそこは引き続き区としてもよろしくお願いいたします。

それで、今このキャリア教育での教育委員会としての関わり方というのは何かありますか。

〇山本指導課長　特段、教育委員会のほうで企業ですとか商店、業者をあっせんするということは行っておりません。ただ、学校がどのような業者さん、企業というふうに連携をしていくか。あるいは事前、事後にどのような学習をしているかというようなところもしっかりと把握させていただき、また体験先についてはリストアップさせていただいているところでございます。

〇西岡委員　ごめんなさい。これで本当に最後にします。

分かりました。やはり行政との関わりが産官学協同でコンソーシアムがつくられているようなところもあって、そこが優勝しているわけですけれども、ぜひ本区としましても、このキャリア教育推進連携シンポジウムでこういう大会でも表彰されるような、それくらい、目指すべきは表彰されることではないかもしれないけれども、それくらいのいいキャリア教育が目指せるようにお願いしたいというふうに思います。

さっき五城目町と嬬恋の話を出しましたけれども、姉妹連携というのがせっかくあるわけですから、ぜひ、これは千代田区にないもの、要は千代田区の素材を生かすというのも大事なんですが、千代田区にはない、そのほかの地域にもいろいろ目を向けてあげられるような手を差し伸べていただきたいというふうに思っていますので、大人が様々な子どもたちに職業の選択肢を明示してあげるということが大事だと思うんですけれども、これは今後課題だと思いますけれども、こういったところにも目を向けて、ぜひ今後引き続き頑張っていただきたいと思います。取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇佐藤教育担当部長　委員から様々なご指摘いただきました。今、キャリア教育ですね、ご紹介いただきましたけども、区内にはいろんな企業、大使館、人材も含めて、様々なリソースがあります。で、五城目、嬬恋ですね、姉妹提携先、残念ながら今のところキャリア教育の観点ではなかなか交流ができていないというところでございますので、そういうアイデアも頂きまして、千代田区にはないもの、まさに自然の宝庫でもありますので、そういうところで職業観として養われるものもあるだろうということで、この辺も検討していきたいと思います。

いずれにいたしましても、子どもたちの自己の進路先、進路の選択決定できる、主体的にそういったものができる能力を高めていきまして、将来必ず直面します社会人、職業人として自立していくことができるようなキャリア教育を進めていきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

〇西岡委員　お願いします。

〇大坂委員長　よろしいですか。

関連、特にないですかね。

そうしたら、ちょっと暫時休憩いたします。

午後２時４３分休憩

午後３時００分再開

○大坂委員長　それでは、委員会を再開いたします。
　引き続き子ども部所管の項目についての質疑を受けます。
○長谷川委員　子ども発達支援についてお伺いします。
　まず、さくらキッズについてです。利用者が増えているのにもかかわらず、何年も続けて要望されているさくらキッズですけれども、なかなか拡充が進んでいません。必要な回数が受けられない。また、対象も学年を上げてほしい。そういう要望が出ているのは担当としてもよくご存じ、ご理解いただいているところだと思います。療育の専門的な立場からの指導・相談が必要な方に必要な療育が受けられるようにするための拡充、なぜそれが進まないのか、どこが問題なのか、お答えいただけますでしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　さくらキッズにつきましては、今、神田さくら館の６階で事業を運営しております。で、ここにつきまして、確かに利用される方、これは増えている状況でありまして、ただ、繰り返しになりますけれども、利用の際に初回の面談、これを丁寧に行いまして、そのお子さんお一人お一人に必要な療育というのを提供しているということで、そのサービス提供の責任者のほうからは、そういったことで必要なことはできていますという報告を受けています。ただ、今後これ以上人数が増えた場合に、今の場所においては、さすがになかなかこの先々厳しくなってくるという状況はご指摘のとおりです。なかなか拡張の工事というのが建物的にはそれは難しい状況がありまして、今こういう状況になっているというところでございます。
○長谷川委員　令和３年度の主要施策の成果の４０ページの実績によると、これ、利用登録者が４２６人、で、利用延べ人数で言うと5,９０７、これ一人当たりが１０回ちょっと受けているかどうか、１０回ぐらいですかね。受けているかどうか、月１回ないぐらい、まあ平均でですから、その必要に応じてというところでは月に２回、３回、週１回とかと受けられている方もいるのかもしれないですけれども、実際に本当に必要な回数受けられているかというのは、保護者としてのニーズにも――ニーズというか、保護者としての利用頻度がそれで必要な回数を受けられているという認識があるかどうかの調査とかはしているでしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　まず、我々として、保護者の方への、すみません、ニーズの調査というのは行っていませんが、現場のサービス提供の責任者からは、ほかの自治体でも事業を運営しておりまして、そことの比較といいましょうか、そういった観点からは、千代田区におきましては、今、さくらキッズにおいて必要な療育は提供できているという認識であるというところでございます。
○長谷川委員　分科会でお話しされたところによると、さくらキッズの療育の機会が不足しているところは、そこの部分を利用可能なリソースといったものを紹介しているというようなお話がありましたけど、具体的にどんなご紹介をされているのか。それで、紹介した後にフォローができているのか。どういうふうな支援につながっているかというのを教えていただけますか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　必要に応じまして、さくらキッズの利用者の方と我々児童・家庭支援センターの発達支援の専門の職員が相談対応、こちらを行いまして、例えば、児童福祉法に基づく通所の支援サービス、こういったものにおつなぎするですとか、また、民間のクリニック、こういったところでの療育におつなぎするですとか、そう

いったことを行っております。
○長谷川委員　具体的に件数が分かるでしょうか。通所の紹介をして、クリニックの紹介をしてということですけども、例えば、クリニックでの療育って、すっごくニーズが高くて、そういうクリニックでの療育って、受けるのがなかなか難しい状況だと思うんです。それがちゃんと支援につながっているのか。紹介はしたけど、使えていないという状況だと、何にもならないんで、紹介だけに終わってしまうので、そこのところをお答えください。
○吉田児童・家庭支援センター所長　具体的に、さくらキッズの利用者の方で、例えば、面談を行って、相談を行って、何か別のサービスにおつなぎした人数というのは、すみません、人数として、今、集計しておりませんが、先ほど申し上げた児童福祉法のサービスにしても、そのほかのサービスにいたしましても、継続的にご相談をお受けしておりますので、そういったところで、その場の状況というんですか、その後の状況はきちんと我々としてもフォローしているというところでございます。
○長谷川委員　それは、さくらキッズのほうで面談してご紹介してということのようですけれども、それがどのくらい支援につながったのかというのを把握していないと、それはすごく無責任じゃないかなと思うんですね。さくらキッズで利用できない部分、ほかでやってくださいということになっているわけですから、そこのところは、しっかり把握していただきたいと思いますが、いかがですか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　すみません。そうですね、さくらキッズさんのほうの相談と、あと、我々、同じ建物におります児童・家庭支援センターにも発達の専門の職員がおりまして、そこと連携、日々行っておりますので、要は、さくらキッズのほうから我々の相談のほうにつながるケース、そこから、先ほど申し上げたサービスにつながるケース、そこについてはフォローを行っていきまして、継続的に面談を行いますので、ちょっと今ここに、手元に集計した人数というのはないんですが、今後、引き続き、しっかりと把握していきたいと考えております。
○長谷川委員　今後、具体的にどういうふうな、何でしょう、支援につながったかというのと人数とは把握しておいていただきたいと思います。
　それで、療育について、受けられない方々がほかのところで療育を受けるわけですよね。そういった場合に、なかなか療育というのは、公的機関がやっているところでない限り、かなり高額で、今、物価が高騰している現状で、なかなか家庭でも負担は大きくなっていると思うんですね。ずっと助成の、療育助成の費用額が変わっていないのは何ででしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　ただいまおっしゃったのは、事業としては、療育、発達障害等相談療育経費助成のことと思いますが、こちらについては、平成１８年から事業を開始いたしまして、特に、すみません、今、この額は、上げる、上げないというところは、特段、議論を行っていなくて。なので、特段、今、そういうお声がないわけではないと思うんですけれども、様々に関しまして、特段、今、額を上げるという必要性は検討していないという状況でございます。
○長谷川委員　例えばのところ、療育、民間のところで受けると、１万円とか１万５,０００円、１回当たりかかるわけですよね。安いところももう少しあるかもしれないですけ

ども、比較的、そのくらいの額が平均かなと思っています。それを月に２回、３回、４回と受けるとなると、かなりの高額です。そこのところは、さくらキッズで本来受けられていれば、そこで、近くで通える、足を遠くまで運ばなくても通えるという状況であったのに、そういうなかなか遠くに行って、お金もかかるという負担があるので、拡充するなら、さくらキッズが拡充できるのならいいんですけれども、そうでない場合には、療育のほうも費用をある程度負担したほうがいいのではないかと思われますので、そこもご検討いただきたいと思います。

　あと、放課後デイサービス――あ、ちょっとさくらキッズとは離れますけど、発達支援なので、一緒にお話しさせていただきます。今、学校に、小学校において、支援を必要とするお子さんに対して、補助員さんがつけられていますけれども、それが、今、小学校でついている方が何人いらっしゃるかというのと、放課後デイサービスを利用できないお子さんが学童保育を利用するとき、発達障害があるお子さんが学童保育を利用するときに、安全確保等による職員の加配が必要ではないかと思いますけれども、加配がされているのかどうか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　まず、放課後デイサービス等になかなか行けないお子さんの場合で、学童保育に行っているお子さん、こういった場合に、区内の、千代田区内の区立ですとか、区立でも対応していますけど、民間の学童クラブにおきましても、我々の補助制度がありまして、そこにおいては、障害児の方を受け入れるに際しまして、職員の加配ができるように補助金の加算を行っているという状況でございます。

〇長谷川委員　具体的に、今、小学校の学校に通っているお子さんで、補助員がついている方、学童で補助員がついている方が何人いるか、教えていただけますか。

〇山本指導課長　各小学校におきましては、特別支援傾向に対するお子さんに対する対応といたしまして、特別支援教育の講師ですとか専門員、そして、支援員と、立場は異なりますけれども、学校によって、５人から１０人の人員を配置してございます。

〇長谷川委員　それは個別についているというわけではなく、学校全体としての人数という把握でよろしいんですか。

〇山本指導課長　それぞれの学校のニーズによりまして、お子さんについている場合、学級についている場合、それから、学校全体で曜日によって移る場合、様々だというふうに認識しております。

〇長谷川委員　ありがとうございます。

　児童館のほうでは、支援員さんというのはついているんでしょうか。そこの人数を教えてください。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　学童クラブにおきまして、先ほど申し上げた障害児の方を受け入れる場合ということで、今、受け入れている人数のほうは把握できている、５０人ぐらいなんですけれども、実際に、個別に対応している職員が何人雇われているかというのは、ちょっと今、手元、集計したものがございませんので、申し訳ありません、分からない状況です。

〇長谷川委員　安全面であったりとか、やはり、いろいろな、何でしょうね、パニックが起きちゃったりとか、何かそういう非常時――非常時というか、アクシデントがあったときに、対応できる職員さんが必要なのかなと思いますので、そこのところは、今後、検討

していただきたいと思います。

あと、まあ、これで最後にしますね。幼児期、学童期の療育って早期発見、療育、継続した療育は本当に大切なものです。一人一人がちゃんと必要とする回数が受けられることがもう必須だと思っていて、ずっと毎回のように、さくらキッズについては要望しています。療育は、適正に行われたかどうかによって、大人になってからの生活力につながるのか、生きづらさを抱えることになるのか、本当に未来を担う千代田区民の一人一人に関わる大きな問題だと思うんですね。この重要な事業を拡充しなければいけないんじゃないかと思っています。新たに施設整備をするのか、また、療育の回数が受けられるような工夫、何らかの検討をしていただきたいと思います。

もう、このさくらキッズの前身であった１７年前ですかね、まだ今のところにある前には、私の息子の、自分事ですけども、息子はほかの児童館で療育を受けました。対象年齢が本当に学童期だけだったので、数か月しか受けられませんでしたけども、言葉を獲得していない子どもが言葉についての理解がすごく進んだ時期です。その数か月の大切な時期があって、療育に出会えたから、子どもの発達につながったと思っています。小さい頃の療育、本当に大切です。しっかり考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　まず、さくらキッズにつきまして、今後とも、必要な療育を提供できるように、さくらキッズのスタッフとも、我々、コミュニケーションを取っていきたいと考えています。

また、区立の児童館をはじめ、学童クラブですとか、そういったところに、今、我々児童・家庭支援センターから専門職が巡回しまして、その現場の職員ともコミュニケーションを取って、様々、助言等を行っているというところもあります。なので、さくらキッズに限らず、我々、区全体として、お子様の一人一人の成長を支援していけたらというふうに考えております。

〇牛尾委員　関連で。

〇大坂委員長　関連で。

牛尾委員。

〇牛尾委員　これは、分科会でも議論になりましたけれども、さくらキッズの利用が増えているというのは認識されているというのは、分科会でもおっしゃっていますけれど。私も、子どもを療養させていましたけれど、前は週１回受けれたんですよね。利用が、人数が増えてきて、週１回受けられない。月何回、月１回という場合も出てきたと。それだけニーズが高まっているわけですね。発達障害ということに関しても、認識が広がっていって。

以前は、区は、麹町のほうにも必要だねというような、なかなか場所が難しいし、お金もかかるし、大変だけれども、必要だという認識だったわけですよ。そして、先ほど言った発達の療育経費助成についても、小学校１年まではさくらキッズを利用できるけれど、２年生以降は、そういったところを利用しなければいけない。お金もかかる。補助制度を拡充してくれないかということについても検討するという答弁があったわけですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だから、いま一度、以前の執行機関の答弁なんかも見ていただいて、しかも、保護者のニーズも聞いていないというのは、ほんと、（発言する者あり）長谷川委員が言うとおり、無責任だと思いますよ。ちょっと姿勢を改めていただいて、

（発言する者あり）この問題は本当に大事な問題だと思いますんで、やっぱり区全体で考えていっていただきたい問題と思いますが、いかがですかね。
〇亀割子ども部長　さくらキッズについて、様々ご質問いただきました。
　まず共通認識に立ちたいんですが、療育プログラムが足りていないというのは、それは違いまして、私も４月にここに着任しまして、現場に行って、先生方とお話をしています。療育プログラムは、ご存じのとおり、機能訓練ですとか集団適応訓練を通じて、心身の発達に課題がある幼児、児童の発達と成長を支援するというものです。
　ですので、前は、週１回、週２回、今は隔週となっても、先生方は隔週でもこのプログラムを受けて、あとは、おうちで言われたこと、宿題等をやってくれれば、それで成り立つよということで、今、（発言する者あり）療育自体は、プログラム的には不足していることはない。それは所長が答弁したとおりです。しかしながら、ニーズが高いというのは、これはうれしい悲鳴で、我々、これ、法外施設として利用料を取らない形にしています。それと、事業者さんも非常によくやってくれて、中身がとってもいいので、評判がよくて、保護者の方たちはなるべく受けさせたいというニーズが高い。これが今の現状です。
　ですので、療育プログラムが受けられていない、足りないということではなくて、もっと受けたいよというニーズがあります。区としても、このニーズには応えるべきということで、障害福祉計画にももう一か所というのを明記しましたんで、これはこれで進めていく姿勢ではおります。しかしながら、場所の問題ですとか、建物を建てるのはなかなか簡単ではないので、今、所長が答弁申し上げたとおり、様々なリソースで、もし、これ以上受けたいよということのニーズに応えるんであれば、ほかの機関を紹介したり、次年度以降は、地域にも様々なニーズがあって、大学等でもやっている部分がありますので、そこを紹介しながら、情報共有しながら、少しでも療育が受けられるニーズに応えられるような形でやっていきたいというのが今の姿勢です。
〇長谷川委員　すみません、今のことで。
〇大坂委員長　はい。長谷川委員。
〇長谷川委員　プログラムは不足しないというわけではないというお話でしたけれども、やっぱり、これは、何というのかな、必要回数、指導される方がこのお子さんには必要な回数がこのくらいだということで受けられていることだと思うんですけれども、その小学校１年生までは受けられるけど、その後のフォローとしては、やっぱり拡充をして、月１回とか、そういう回数で受けてくださいというわけではないんです。そこまでは言っていないんですけれども、小学校の教育と療育の指導というのは、やっぱり生活力につながるか、学習面かと、違うんですよね。だから、例えば、２年生以降になって、つながらなくなっちゃったというよりも、それ以降も学校での指導を受けながら、時々、１か月に１回でも、２か月に１回でもいいです。通って、こういう指導で、今こういう状況だけど、それでいいのかどうか、お子さんの様子を見て、保護者の方にアドバイスをしてあげるような、そういう場所が必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
〇吉田児童・家庭支援センター所長　今、さくらキッズは小学校１年生までということで、小学校２年生以降はないんですけれども、そこは小学校でも様々な支援が行われていますのと、先ほど申し上げた児童福祉法に基づく通所のサービスがございます。また、その後のフォローという意味では、我々児童・家庭支援センターの発達支援の専門職員が継続的

にお話を伺う、そういった機会も設けることもありますので、そういった中で、適切に対応していきたいというふうに考えております。
○大坂委員長　はい。よろしいですか。
○木村委員　関連。
○大坂委員長　関連ですか。
　木村委員。
○木村委員　子どもの発達支援、ちょっと違った角度で質問いたします。
　今年の３月の予算委員会で、牛尾委員が発達障害の子どもたちが習い事に通うことで、自己肯定感を育んできていると。保護者に対しての経済的支援を検討してもらえないか、そういう質問をいたしました。それで、そのとき、子ども部長がこういう答弁だったんです。かわいい子どもたちのために何かをしてあげたいという気持ちは全く一致していると。それで、しっかりと胸に受け止めて、前に進んでまいりたいというご答弁でした。さらに、前に進んでいただきたいという思いで、質問いたします。
　今の長谷川委員がいろいろ紹介されましたけれども、発達障害支援士という方の資格のテキストをちょっと私も読んでみたんですね。今言われたように、発達障害、本当のリスクは二次障害だと。二次障害というのは、鬱病や不登校やひきこもりや対人恐怖症やと。こうした二次障害につながる要因というのは、自己肯定感の低下にあると。自分のことは誰も分かってくれない。自分は何もできない。いつも自分だけしかられると。こう考えると、自己肯定感が低下して、それが二次障害につながる。これを放置しておくと、それがだんだんだんだんひどくなってくるという、そういう非常に子どものときの支援は大事だということだと、私も全く同じ意見です。
　やはりどの子にも自己肯定感をしっかり育んでほしいと。これは、もう区民全体の願いだと思うんですよ。大人たちや保護者はもちろんのこと。区ももちろん同じ考えですよね。全ての子どもたち、もちろん発達障害を持つ子どもたちも、しっかり自己肯定感を育んでほしいと。まあ、確認というより、それは当たり前のことだと思うんだけども、一応、ご答弁ください。
○吉田児童・家庭支援センター所長　区としても、お子さん一人一人に自己肯定感を育んでもらえる、そういったような支援を行っていきたいと考えています。
○木村委員　それで、具体的に発達障害の子どもさんたちをかなり受け入れていらっしゃる書道教室に子どもさんを通わせている保護者の方の声を聞かせていただきました。自分の子どもがどのように変化してきているのかということを温かい目で見詰めてきたその変化なんですね。一人の方がこう言っています。字が上手になりたいということで習い始めたが、賞をもらえたことで、ますますその気持ちが強くなった。この賞というのは、書道教室でやっているんですね。ゆっくりした動きが苦手だったが、少しずつゆっくり字を書くことができるようになった。以前は、多動ぎみで３０分も椅子に座っていることができなかったが、現在は１時間以上座れるようになった。
　これは、２人目の方、こうおっしゃっていました。書道はとても楽しいようで、喜んで通っていますと。字を丁寧に書くことを覚えて、つけるところ、伸ばすところなど、字の形を意識するようになりました。人と比べて劣っていることを指摘されることが多い中、級を上がれること、健常児と同じところに名前が載ることも大きな自信になっています。

それと、もう一人だけちょっと。学校の掲示物が誰よりも下手で、恥ずかしく思っていた。しかし、字がうまくなることで、恥ずかしくなくなり、自信が持てた。学校の先生や友達にも褒められるので、自己肯定感が高まり、前向きになったと。

こういう声が、まだちょっとあるんだけども、時間の関係で、お三方にとどめたいと思います。

この書道教室では、先生はもっと発達障害の子どもたちに寄り添いたいということで、発達障害支援士の資格も取られたと聞きます。書道を習うことで、子どもたちが自己肯定感を育み、着実に成長していると。私もその姿が目に浮かんでくるんだけれども、やっぱりこういう保護者の声というのを、皆さん方がどう受け止められたか、ちょっと感想を聞かせていただけるとありがたいんですけど。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　ただいまご紹介いただいた声につきましては、お子さんの日々の成長、こういったのを、例えば、書道を通じて、そういったものを感じられる。これは、何というんでしょうか、いろいろ子育てが大変な中においても、ひとときの非常に感慨深い瞬間なのかなというふうに、私も子どもがいますので、何かできないことができるようになったときの喜びというのは感じるところがございます。

〇木村委員　やっぱりほんと保護者はうれしいでしょう。こうやって子どもが着実に変わってきている、成長しているという姿を見るというのはね。

それで、ただ、保護者の方の文章をずっと読んでいくと、私としては、やっぱり気になるところがありました。こういう文章です。子どもは知的障害と自閉症があります。もともと文字へのこだわりがあり、納得するまで何度も字を書き直すような子どもだったと。習い始めて半年が過ぎますが、自分が以前よりも上達し、知的障害のある子どももどんどん漢字への興味が湧くようになりました。知的障害と自閉症があるため、ほかのお子さんと一緒に習うことが難しく、現在、マン・ツー・マンで指導していただいています。経済的に支援していただけたら、とても助かります。やっぱりどうしてもマン・ツー・マンとなると、先生もほかの子どもさんだと無理だから、マン・ツー・マンでとなるわけですよ。そうすると、費用もかかって、しかし、子どもは大好きで行きたがると。経済的支援してもらえないかという、そういう声でした。それから、もう一方は、発達障害を抱えた子どもを持って、いろいろ探したけれども、受け入れてくれる教室がなかったと。非常に限られていると。で、やっと受け入れてくれたと。今、子どもが楽しく通っている。しかし、金銭的負担が大きいんだと。こういう声でありました。

それで、先ほども言われたけれども、長期間、二次障害という状況のままが続くと、本当に社会復帰が非常に困難になってくるというふうにも、テキストにも書いてありました。その保護者の方の経済的理由から、発達障害を持つ子どもさんが自己肯定感を育んでいく機会が奪われる、あるいは失っていくことがあってはならないと私は思います。何とか支援をと思うんだけれども、こういったときこそ、千代田区の出番じゃないでしょうかね。いかがでしょう。

〇吉田児童・家庭支援センター所長　千代田区におきましては、発達障害等相談療育経費助成という事業におきまして、専門的な療育機関、また、その専門資格を持つ個人がやっていらっしゃる療育の指導、こういったものに対しまして、要は、民間の事業ですね、こういったものを利用される場合に、１か月にかかった経費の２分の１を１万円を限度に助

成するという制度がございます。なので、年間に換算しますと、１２万円の助成というのを行っております。上限が１２万円ということで、行っています。

なので、委員おっしゃいました、そういった書道教室でありますとか、そういった活動についても、行う機関がこの事業の要件を満たしていれば、そういう様々な体験、こういったものができるような、そういったようなのをお受けいただくことが可能というふうに認識しております。

○木村委員　療育の枠組みで全て考えないと駄目なわけ。療育の機関のいわゆる承認だとか、そういうのがないと駄目なわけ。先生、教室に――これはあくまでも一例だけれども、教室に通うことで、子どもたちは生き生きしてくると。自分に自信を持ってくると。そして、その変化に親御さんも喜んでいる。先生も、もっともっとその子どもたちのことを知りたいということで、発達障害支援士の資格も取って、今やっているわけですよ。そういう状況の中で、療育の助成事業の説明を聞いているんじゃありません。そういう子どもさんと保護者を支援できないのかと。これを聞いているんですよ。いかがでしょう。

○吉田児童・家庭支援センター所長　支援の方策といたしまして、我々の持っているこのメニュー、療育経費助成、こういったものをご活用いただくことが可能であると。当然、要件はございますけれども、可能であるということで申し上げております。

○木村委員　全て救われますか、その制度で。療育機関とつながっていないわけよ、別に。書道教室だから。要するに、何度も言うように、発達障害を持つ子どもさん、別のところで療育を受けているのかもしれません。ただ、こういった教室に通うことで、すごく自信を持って、さっき紹介できなかったけれども、すごいですよ、これ。この子、字が下手で、もう嫌いだと。学校に行けなかったと。しかし、この教室に通うことで、楽しくなって、雨でも、疲れている日も、だるさを持ちながらも、休みたいとは言わなくなったと。そして、何と、この書道教室で平仮名コンクール、書道コンクールで入賞したことがうれしくて、何だ、メダルと賞状を持って学校に持っていったと。学校に持っていったと。先生と友達に見せたくて。

そういう教室とその教室に通うことで成長している子どもたちを行政が応援できないのかと。今の療育という枠組みの中で当てはまる子はお金を出しましょうじゃなくて、１７億も決算剰余金があって、余らせてよ、こんなの数十万、数百万できるでしょう。何でそういう制度をつくろうとしないのかということです。いや、つくったら、全国で、日本の中で千代田が初めになるかもしれない、もしかすると。前の石川区長だったら、喜ぶかもしれない。（発言する者あり）そういう事業をなぜ検討してもらえないのかということですよ。

今年の予算委員会では、前に進んでまいりたいと。しっかりと胸に受け止めて、前に進んでまいりたい。どの程度、前に進んだのかなと思って伺ったら、元に戻っているじゃありませんか。決算剰余金１７億２,０００万でしょう。そんなに予算を余らせておいて、なぜ、子どもたちのためにお金を使えないのかと。何で事業、何か救える事業がないのかということで検討できないのかということですよ。（発言する者あり）いかがでしょう。

○亀割子ども部長　木村委員ご紹介のお話は、大変いい話だと思っております。子どものためにはとってもいい話と受け止めます。それに関して、前向きにどうかと。１７億というより、我々、行政は公平性ですとか、総合的な観点でサービスを提供するという観点か

らすると、書道もあるし、もしかしたら水泳やそろばんもそういうようなこともあるかもしれないというのもあります。ですので、そこはちょっと総合的に判断しなくちゃいけないということがあります。

今お話しいただいて、昨年度の予算特別委員会でもお話しいただいて、今回もお話しいただいたんで、ちょっとその辺を受け止めて研究をするとともに、療育に限らず、やろうと思えば、書道教室、児童館なんかでもできますし、放課後の教室の学びの分野でも提供することができるので、もし、そういった形で効果が見込まれるということであれば、何らかの提供するすべというのは、区のほうに受けたから、お金を出すだけではなくて、事業展開もできると思いますので、その辺も踏まえて、少し受け止め、検討してまいりたいと考えています。

〇木村委員　はい。じゃあ、ちょっと最後に。

人と人との関係が大事なわけですよ。一緒に学んでいる友達の関係ね。それから、教えてくれる先生との関係、これは別にこの教室だけという、全くありません。毛頭ありません。いろんな教室があるでしょう。そういったところに対しての支援なんですよ。だから、そういうことをやっている――大体、一般的に発達障害の子どもさん、先ほどの保護者の方が言っていたけれども、受け入れてくれる教室そのものが非常に少ないんですよ。それはそうでしょう、大変だから。ですから、そういった教室を支援するというやり方もあるかもしれません。いろんな方法があると思うんですよ。

場所をほかにつくればいいだろうみたいな、そういうんじゃなくて、やっぱり人と人とのつながりなんですよ。これによって、お互いに信頼感が生まれてきて、子どもたちは信頼し、そして、成長してくると。先生側も少しでも子ども側に寄り添っていこうということで、いろんな専門的な知識も身につけていくと。そういう中で育まれてくるわけですよ。こういう教室を支援しなくて、区の存在意義はありますか。問われますよ。別にこの教室だけと言っているわけじゃないわけですよ。そういう教室を支援する、そういう制度ができたら、もっともっと恐らく発達障害の子どもさんを扱ってくれる教室が増えるんじゃありませんか。習い事でいろんなあらゆる可能性を花開かせる可能性が生まれてくるかもしれません。そういう条件整備というのは、まさに区の役割でしょう。

ぜひ、人と人のつながりを生かした、これを大事にした支援策というのを改めて求めておきたいと思います。答弁をお願いします。

〇亀割子ども部長　おっしゃっていることはよく理解いたします。行政の立場で物を言って申し訳ないんですが、そのつながり、切り分けとやっている書道教室と、じゃあ、つながり、切り分けをやっていない書道教室、これは切り分けが大変難しい。ですので、木村委員ご紹介があったので、ちょっとそういったところ、やっているところを少し調べまして、行政って、線引きができれば、補助とか支援ということができるわけですので、例えば、今おっしゃった人と人とのつながりで、先生も療育的な知識をつけて、子どもを預かるという意識でやれるよということになれば、先ほど所長が申し上げた療育助成の対象になるし、そうでない段階で、こういうレベル感であれば、行政が支援して、子どものためにできるよねということが明確になれば、もちろんそれはサービスの対象となるわけですから、ちょっとその辺、今の段階ですと、そこ、そういうつながりを大事にした書道教室があるよ、そこに補助しろと言われても、それがどういう基準のレベル感なのか、ちょっ

と明確に線が引けないので、少し研究させてください。
○大坂委員長　関連、ありますか。
○岩佐委員　関連……
○大坂委員長　はい。岩佐委員。
○岩佐委員　すみません。ほぼ木村委員と同じだなと思っていたんですけれども、途中の水泳のほうで、やはり運動機能がどうしても低下しがちで、ほかのお子さんと一緒に体育ができないお子さんとか、あるいは水泳教室とか、あるいはサッカーチームとか、そういったいろんなボールとかを使うようなチームに入れないお子さんたちに対して、やはり、これはもう習い事というジャンルになってしまうんですけれども、これは何か支援をしていかなきゃいけないんじゃないか。今、ほぼ木村委員に対してのご答弁がありました。で、これは逆に設備が必要なものに関しては、人と人とのつながりと言っている場合じゃなくて、もうプールがあるところとか、サッカーゴールがあるところとか、大体、区の施設って限定されると思うんですが、そういったところを活用して、何かそういう支援というのを、もう少し、障害のあるお子さんが参加できる運動への支援というのを考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　ただいまのご指摘につきましては、今申し上げた療育経費の助成のみならず、発達支援として何ができるかで、ちょっと場所の問題ですとかございますので、そこはちょっと我々としても少し検討が必要かなと考えています。ちょっとそこはすみません、検討させていただければと思います。
○岩佐委員　お願いします。
○大坂委員長　よろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○大坂委員長　はい。
　それでは、ほかの項目についての質疑を受けます。
　じゃあ、引き続き、岩佐委員。
○岩佐委員　すみません。白鳥教室と子どもの居場所について、お伺いをします。
　３年度、白鳥教室の利用者が２９名だったと、事務事業概要にあったんですけれども、これは学年としての内訳はどういう感じで、どれぐらいの年齢のお子さんが何人というのは、把握していらっしゃいますか。
○大坂委員長　どなたが答弁されますか。
○佐藤教育担当部長　白鳥教室、令和３年度、２９名、小学生７名、中学生２２名です。小学生は３年生１名、４年生２名、５年生２名、６年生２名、中学生は１年生５名、２年生１２名、３年生５名です。
○大坂委員長　岩佐委員。
○岩佐委員　中学生が大変多いという印象なんですが、これは小学生と中学生、全部同じ教室でやっていらっしゃると思っています。物理的に、もう教室が足りない、狭い、だから、拡充しろという議論がされているのは、ちょっと分かっておりますので、内容について、もうちょっとお伺いしたいんですけれども、今は学校に戻ることが目標とはなっていなくて、個別の学びを進めることが目標になっているかと思うんですけれども、２０１９年の個別の学びに変えてくださいねという文科省からの通告があってから、個別の学びに

対して、どのように内容を変えていたのか、ちょっとそこに対して体制と内容、方針を変えた部分があったら、ちょっとご説明いただけますか。
○山本指導課長　まず、人数につきましては、先ほど部長のほうからご答弁させていただいたとおりです。基本的には、体制といたしまして、ご指摘のとおり、一つの教室で小学生、中学生が一緒に学ぶというようなスタイルを基本的には取っております。一部、場所が空いていれば、ほかのスペースも活用することもございますけれども、基本的には、一つの教室で学んでおります。そういった状況もございまして、学習の内容といたしましては、自学自習ということで、それぞれ通室しております子どもたちが学習の内容を持参し、その内容について、その教室で学んだことを指導員が支援しているというようなスタイルを取ってございます。
○岩佐委員　それは、２０１９年より前から変わっていないと思うんですけれども、この２０１９年から個別の学習を進めるというふうになってから、何か区としては取組を始めたということはないんでしょうか。また、自学自習というけれども、じゃあ、それは、ご本人がそれなりのドリルなり、教科書なりを持ってきて進めるのか、あるいは指導員の方が、その方の進捗に応じて、君にはもっとこういうのがいいよとかということを、その特性に応じて指導していくのか、そこをもうちょっとご説明いただけますか。
○山本指導課長　基本的には、この自学自習というスタイルについては、これまでと変更ございません。これまでもそのようなスタイルでやってきたというふうに認識をしております。また、個人個人の内容といたしましては、基本的に、子どもたちがこのような学習をするということで持参はしますけれども、それについて、指導員がこっちのほうがとか、こういうのもあるよというような支援、助言もしているというふうに認識をしております。
○岩佐委員　では、その状況で、校長先生が、これは、じゃあ、学校の教育課程を、同等の教育内容を担保できているとして、出席日数としてカウントされた子どもというのは、何人いるんですか。
○山本指導課長　白鳥教室で学んだ内容ですとか、白鳥教室に通室した日数、これは月ごとにそれぞれの所属校のほうに報告をさせていただいております。その上で、各学校の所属校の校長先生のご判断にはなりますけれども、ほとんどの学校で白鳥教室に通室しているお子さんについては出席というような扱いになっていると把握しております。
○岩佐委員　それでは、白鳥教室は、出席すれば、一応、学校の出席に扱うということで、ほぼ、そこは教育課程を終えたというふうにご判断をされているということですね。
　それでは、白鳥教室に通っていないお子さんの、事務事業じゃなかった、分科会の報告を見ていると、１００名ぐらいいらっしゃるということで、白鳥教室に通っていない不登校のお子さんに対してなんですけれども、このお子さんたちに対しては、まず、どのようにアクセスをしているのか、そこはお答えいただけますか。
○山本指導課長　まずは、各学校で、児童・生徒がそのような状況に陥らないようにしっかりと魅力ある学校、学級づくりをつくるというのが大原則だというふうに考えております。ただ、そのようなケースに陥ってしまった場合においても、学校からしっかりと連絡を切らさないように取るというところも基本かというふうに考えております。今ご指摘いただきました令和３年度で申し上げますと、１００名強のお子さんが不登校となっております。そのうち、白鳥に通われていたお子さんが３０名弱ということで、７０名強のお子

さんについては、教育委員会といたしましても、何とか学校、あるいは白鳥教室、セーフティネットとしての白鳥教室等々につなげられないかというところの課題認識としては、強く持ってございます。
○岩佐委員　学校に魅力がないから多分行かないわけじゃない子どももたくさんいらっしゃるんですね。白鳥教室には３０名行かれているということで、白鳥教室に行く要件として、親と学校が、そして、本人が三者承認というか、三者がよく分かっているから、白鳥教室につながるということがあるんですけれども、親との関係が悪い子ども、学校との関係が悪い子どもに対しては、白鳥教室はこのまま今の要件だと行けないことになるんですが、そのようなお子さんには、どのようなフォローをしているんでしょうか。
○山本指導課長　白鳥教室においても、その指導員が定期的に保護者との面談をしております。また、その内容等については、学校とも密に連携を取るようにしております。それらを踏まえて、学校と保護者、あるいは児童・生徒が連携を切らないようにというところで、三者一体で連携を取るように心がけています。
○岩佐委員　そうですね。それは白鳥教室に行けているお子さんのお話ですよね。今は、白鳥教室に親との関係が悪いから行けない人、あるいは学校との関係が悪いから白鳥教室につながらないお子さん、これは実際に結構いるんですけれども、そこに関しては、学校はどういうふうに考えているのかということなんですけれども、いかがですか。
○山本指導課長　そのようなお子さんにつきましては、しっかりと学校と家庭、保護者が何とか連絡を取り合うことで、学校に行けない状況は、原因は何なのかというところをしっかりと把握した上で、それぞれの対応について、学校と保護者が何とか連携を取ることで、解決に向けて対応していくというふうに考えております。
○岩佐委員　解決に向けて対応できていないのが７０名という結果だと思うんですね。その７０名に対して、解決するために学校と保護者がずっと話し合っているといって、あっという間に３年間終わってしまう、あるいは６年間終わってしまうということになりかねていないのが今の不登校の状況だと思うんです。
　オンラインとかタブレットの使用というのは、分科会でもかなり指摘されていたんですけども、そこに関しての活用というのは、そういう白鳥教室にもつながらないお子さんに対しては、どのように活用されているんでしょうか。
○山本指導課長　学校ですとか、白鳥教室にもなかなかつながりにくいお子さん、家で自宅学習をする際に、例えば、学校での授業の様子をオンラインで学習した。そういったことも、ある要件をクリアすることができれば、学校としては出席扱いにできるというような要件もございます。実際に、そういうふうな形で対応している学校もあるというふうに聞いてございます。
○岩佐委員　それは授業を見るだけで、一応、それはもう出席としてカウントしているから、教育課程は大丈夫というご判断をされているということでよろしいですか。
○山本指導課長　授業を受けているということ、それから、定期的に、例えば、学校の教職員が訪問できるというような要件、幾つかございますけれども、そういった要件をクリアすることによって、授業、学校の出席を出席扱いにするということが可能であるというふうな認識でございます。
○岩佐委員　ありがとうございます。

せっかく学校に戻すことを目的としてではなくて、この適応指導教室が学校へ戻すことではなくて、個の学習の機会をしっかりと確保していくという方向にかなり大きく変換して、これ、割とよその自治体では本当にきめ細かいプログラムをつくっているんですね、個に応じた。もう本当に、例えば、お隣の港区なんかでも、芝浦工大さんとか東大先端科学技術センターと「学びの達人プロジェクト」という特別支援教室とか、あるいは適応指導教室だけを対象にした、いわゆる実験教室、ＳＴＥＡＭ教育というんですか、音や写真の芸術の教室とか、レゴを使ったプログラミング教室とか、こういった、いわゆる、いろんなお子さんに対応したプログラムというのを物すごい準備しているんです。これは、ほかのところ。あるいは、熊本なんかは、オンラインで、オンライン支援、特別支援のオンライン専門の教員を２人、ただ、もうオンラインでしっかりとやり取りしながら、授業を進めていく。だから、「授業をこれ流したから、これを見ておいてね」、「はい、出席」ということではないんですよ。しっかりと個のペースに合わせた勉強プログラム、それはギフテッドですとか、あと、様々ないろんなディスレクシアとか、そういったお子さんに対しても、いろいろなプログラムをつくっている。

だから、行かない７０名のお子さんに対して、どのような理由で行っていないのかというのをもうちょっと分析されたほうがいいと思うんですけども、そこに関しては、本当に、多分、白鳥教室に関しては、いろんなところから、いろんな委員から指摘があったにもかかわらず、親と学校と連携していますという状況が続いている中で、もう少しタブレットの浸透とか、できることがあると思うんですけど、内容について、もうちょっと特化してしっかりと拡充していってはいかがでしょうか。

〇佐藤教育担当部長　不登校のお子様に対する対応について、岩佐委員からご指摘いろいろ賜りました。白鳥教室もそういったお子様のセーフティネットなんですけれども、学校に登校すると、その結果のみを目標としているのではなくて、子どもたちの自らの進度を主体的に捉えて、社会的に自立してもらうというところを目的にやってきていることでございます。

そして、ご指摘のＩＣＴの活用ですね。これについても、不登校支援に対して、効果がある一つの対策だというのが最近のＩＣＴ教育の推進、流れの中で分かってきたことでございます。そして、今ご紹介いただいた他自治体の取組、個々のお子様に合わせたプログラムの作成、この辺もご指摘のとおり、十分とは言えないところもありますので、今後、その辺、検討、研究を深めまして、白鳥教室に通っていないお子様７０人とおっしゃいましたけれども、そういったお子様も自立した一人の人間として成長していっていただけるような対応を取っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇岩佐委員　最後。

ありがとうございます。そうしたセーフティネットと、今、本当におっしゃっていただいて、そうすると、やっぱり白鳥教室が親と教師と連携が取れるお子さんが行けているところ。そうすると、その連携が取れないお子さんの居場所ということは、これは学習とはまた別な視点でしっかりと整備をしていっていただきたい。さらに、白鳥教室は１５歳までですけれども、そこを卒業された方に対しての支援、若者サポートというのがやはりちょっと千代田区内ではあんまり見えてこないんですけれども、そこも、ひきこもり対策がまだ始まったばかりですけれども、そこに行くまでの間の若者サポート支援というのも、

続けてやっていただきたいんですけれども、そこに関してはどのようなお考えでしょうか。
○佐藤教育担当部長　今ご指摘の件でございます。セーフティネットとして、我々、行政として、白鳥教室、適応指導教室、用意しているんですけれども、いろんな保護者に関しましても、いろんな選択肢をお持ち、持っていただくというところも大切かなと思っています。それで、つなげるという意味では、ここの白鳥教室、中学生で終わり、その後はどこか選んでねということではなくて、継続的な支援につながるような対応を取っていきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　よろしいですね。
○岩佐委員　はい。
○大坂委員長　関連。
　大串委員。
○大串委員　今、岩佐委員の質問、そのとおりだと思うんですけど、私も、ちょうど２年前の定例会のときに、この質問を本会議でさせていただきました。そのときに、やはり不登校の児童・生徒、一人一人、いろんな事情があるから、しっかりとそれに寄り添うというか、事情を把握しながら対応してもらいたい。そういう中で、出席扱いの話もありましたけれども、ＩＣＴ教育を行って、そういう不登校の児童・生徒がタブレットを利用して、行った際、一定の基準を満たした場合は、学校長の判断で出席扱いをするという、文科省のあれを引いて、千代田区でもそのように対応してまいりますということでしたけれども、実際、この２年間でそういう出席扱いとなった児童・生徒は何人いらっしゃるんでしょうか。
○山本指導課長　今まさに、今年度、そういった学校、そういった対応をしているという学校が出てきておりますので、これからどんどん人数としては増えていくのかなというふうな捉えでございます。（発言する者あり）
○大串委員　ということは、この２年間では全く０人だったということですか。
○山本指導課長　この２年間で、そういったお子さんがいたというような把握はしてございません。
○大串委員　それでいいのかい。それは、じゃあ、ちょっとあのとき、僕は何で質問したのか、意味がなくなっちゃうんでね。あのとき、質問して、こうやりますよという答弁をしたんだから、少なくても把握はしてくださいよ。それは、その子のためだから、不登校になっている児童・生徒のためなんだから、そこは区として、また、教育委員会として真剣にやってもらいたいの。
　今現在、じゃあ、７０名、不登校の児童・生徒いますけれども、岩佐委員が質問した、その７０名の方がどういう原因で不登校になっているのかというのは把握されたんですか。
○山本指導課長　７０名の不登校、不登校の人数、これは不登校の児童・生徒全員に対してですけれども、それぞれ事情は本当に様々であるというふうに考えております。友達の関係、学業の関係、それから、家庭の関係、様々であるというふうに捉えております。一番多いのは無気力というようなところで把握してございます。
○大串委員　何だって。（「無気力」と呼ぶ者あり）無気力。（「無気力」と呼ぶ者あり）無気力って、分からない。（発言する者あり）
○大坂委員長　大串委員。

〇大串委員　無気力なのは、区のほうかもしれない。（発言する者あり）少なくても、そういう質問をして以降、どういう寄り添い方をした、また、一人一人に適したＩＣＴ教育をやるためには、その事情を把握しなければできません。一定の基準を満たすということはそういうことですよ。その子にとって、どういう授業ができるのか、何がネックとなっているのか。家庭にあるのか、学校にあるのか、友人にあるのか、様々ですけれども、それを聞き取りながら、その子に適したタブレットを利用した授業というのができなければいけない。そういったことをしっかりと分析していただいて、報告してもらいたかったんですよ。

今まではちょっとできていないということなんですけれども、今後はしっかりやってもらいたいんで、もう一回、答弁をお願いします。

〇佐藤教育担当部長　本会議で２年前に大串委員からご質問いただいております。私のほうも、文科省として有効とする、であると判断する場合には、出席扱いにすると。今後、検討してまいりますということでお答えしております。この間、いろんな事例、他区の事例、他自治体の事例等も参考にし、今、実際に学校名を言いますけれども、神田一橋中などでは、出席扱いにしようじゃないかということで、学校も対応しています。これについては、こういった事例も紹介しつつ、他校にも広がるようなことを、我々としてもしていかなきゃいけないというふうに考えています。

当然、一人一人のお子様に即した丁寧なきめ細やかな対応というのは、もう学校も教育委員会も常日頃から考えていることでございますので、今、まさに大串委員からご指摘いただいたようなことを、いま一度、しっかりと踏まえまして、対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇大串委員　よろしくお願いします。

白鳥教室のほうは、その質問してから、スクールソーシャルワーカーの方が男性１人から女性２人に拡充されたとか、様々行っていただきました。そういうことで、白鳥教室にお子さんが通っている保護者の方からは、非常に千代田区もそういった改善してくれたということで、感謝の言葉も頂いておるんで、それをちょっと付け加えておきます。

以上です。

〇大坂委員長　よろしいですね。

〇大串委員　はい。

〇長谷川委員　関連で。

〇大坂委員長　関連。

長谷川委員。

〇長谷川委員　先ほど不登校の理由に、無気力という言葉がありました。無気力という言い方は、先生方が判断してつけている言葉じゃないかと思うんです。その無気力の中には、やっぱり先ほど木村さんがおっしゃっていたような自己肯定感が低かったり、何らかの理由があったり、その何らかの理由というのは発達障害を含んでいるのか、それとも、教育の場面で何か先生との関わりとかで問題があって、自己肯定感が下がって、やる気がなくなってしまったとか、そういうことが多くて、不登校になってしまうのか。家庭の問題なのかというところだと思うんです。

自己肯定感を上げるためにというか、無気力という言葉を本当に使っていただきたくな

いと個人的には思うんです。そういうところでは、教育の――教育のというか、先生方への研修、様々、もう本当に学んでいただいて、同じような意識を持って取り組んでいただきたいと思います。子どもたちの登校につながるような工夫、無気力と言われてしまうような、そういう言い方をするような先生方について、ちょっとまた改めて研修を行っていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○佐藤教育担当部長　指導課長が無気力と申し上げましたのは、都教委だとか、文科省だとか、調査を上げるときの一つのカテゴリーの中に無気力というのがあって、その内容で報告した数が一番多かったという説明でございます。当然、今、長谷川委員がおっしゃったようなことがあって、無気力に陥る。ですから、学校現場では、無気力という言葉を教員が日頃使っているのではなくて、いろんな事象があって、無気力に陥ってしまったということで、私たちとしても、その一つ一つの原因については、なるべく把握するようにしておりますので、そういう意味で、その言葉を使ったということで、決して、無気力という３文字で全て片づけているということではございませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員　分かりました。

○大坂委員長　はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。次の項目。

○飯島委員　神田一橋中通信教育課程について、伺いたいと思います。分科会でも質疑がされています。それを基に、なお質問するものです。

今年度は１５名ということで、生徒さんが、今、タブレットなどを使ったり、いろんな学びを行っていると伺っています。来年度については、募集が、今、チラシができて、募集がされているところです。それを拝見すると、今度は２０名募集をしますということで、教育委員会としても、たくさんの方がここで学んでいただくことを願っていると。そのように分科会でもご答弁がありました。

この２０名、今度、募集をして、その方々、２０名集まるといいなというふうに思います。今年度の１５名というのは、存続かどうかということで、かなり朝日新聞をはじめ、様々なメディアが取り上げたということもあって、周知されるところになりました。今回、今年、また２０名これから募集をするわけですけれども、これについての周知、知らない方が非常に多いわけですね。この周知について、今、どのような努力をされているか、まず伺いたいと思います。

○大塚学務課長　飯島委員のご質問でございますが、令和５年度の神田一橋中学校通信教育課程の生徒募集につきましては、来週になりますが、１０月１７日月曜日から１１月１８日の金曜日まで、丸々一月、願書出願受付期間を設けているところでございます。これは、昨年が２週間程度でございましたので、約、倍以上ということで、長く期間を取っているというところでございます。

併せて、周知につきましては、区の広報紙１０月５日号並びにホームページ、それから東京都の広報にも載せていただいていると。それから、他自治体の広報媒体にも協力をお願いして、まだ今現在、実数まではつかんでおりませんが、なるべく多くのそういった広報媒体に掲載いただいて周知するような努力をしております。また、ポスターなども作成

して掲示するということで、幅広い広報をしてまいりたいと考えております。
○飯島委員　千代田区のホームページには、いろいろ注目情報だとか、新着情報だとか、プレスリリース、ありますね。そこのどこに載ったんでしょうか。
○大塚学務課長　一応、１０月５日の前に広報広聴課にはアップのほうをお願いしておりますので、一定期間ありますので、最初に新着情報に載せていただいて、一定期間たったら、最新情報からは落ちてきますけれども、募集期間中は、広報紙で見れるように掲載を続けるところでございます。
○飯島委員　私、探したんだけども、ホームページ、出ていないんですよね。確かに広報千代田には、１０月５日号、それは拝見しました。ただ、そのときを逃すと、あれは千代田区民、主に千代田区民ですよね。在勤の方もオーケーよということなので、もうちょっと周知の方法を広げるというか、する必要があると思うんですね。ほかの自治体、２３区の中でもホームページに出ているところはあるんです。だから、確かに協力をお願いしているんでしょうね。だけど、当の千代田区がホームページで探してもなかなかない。知っている人が神田一橋中の通信ってことをやれば、それは何とかたどり着くことができるんですね。それはご存じの方だからそうなるんですね。ご存じない方に知らせていくということが今すごく大事なわけです。周知の方法、工夫をぜひしてほしいんですね。
　それで、これ、国勢調査によると、２０２０年の国勢調査なんですが、東京都全体でも、義務教育の未修了という方が４万人いらっしゃるんですね。千代田区では、未就学、学校に全然行かなかった方ですよ、この方が、これ、１５歳以上の方ですよ、１８名。それから、小学校のみ卒業という方が３８名。合計で、義務教育の未修了者、千代田区だけでも５６名。これ、２０２０年の国勢調査の結果です。これはアップされているんですね。千代田区だけでも、これだけの方がいらっしゃると。
　神田一橋のこの通信課程は、全都ということが一応対象になっていますから、対象になる方は、これは６５歳以下の方もいらっしゃるからあれですけれども、義務教育の未修了者というのが、東京都全体で４万人、それから２３区だけでも２万5,０００人いらっしゃるんですね。ですから、こういう方々に知っていただくという努力をぜひしていただきたいということが１点です。
　それで、今、神田一橋中学の通信課程のホームページには、毎週ですかね、これ、やった授業の内容などがアップされています。それを拝見すると、端末も、タブレットも皆さんに支給されて、初めて触るとか、いろんなレベルがあるわけですね。ここへ通学されている方にちょっと伺ってみました。そしたら、とっても楽しいと、その方はおっしゃっていました。やっぱり行く前は、いろいろとちゅうちょされたけれども、行ってみたら、非常に楽しくて、タブレットや英語などは、昼間の生徒さんが教えに来てくれて、若い子の言葉まで、しゃべる言葉ですね、それまで今と全然違うねと、自分たちの認識と違うねと、そういう交流なんかも副産物として非常にあって、楽しいというふうにおっしゃっていました。その方は、少しはタブレットを使える方で、そういう方だったんで、割とスムーズにこれを受けられているわけなんですけれども、そうでない方というのは、非常に６５歳以上の方で、年齢幅もあって、そういう経験もいろんな差がありますよね。とりわけ、こういうタブレットとか、英語の授業とか、体育の授業、これは非常に差があって、肉体的にも大変だと。体育なんかもつえが必要な方も中にはいらっしゃるということで、同じこ

とはできないと。その場合に、やはりグループ分けをして、それで対応できるような、先生のほうの体制、それが今度は大変だと思うんですね。

この分科会の中身では――あら、また（タブレット画面が）消えちゃったわ。分科会の質疑を伺ったら、１００名に１人の先生だというようなことが決められているから、今はもうこの体制でやっていくんだと。３０名になっても、２０名加わって、３５名になっても、今の体制でやっていくというような、そういうご答弁があったかと思うんですね。ただ、やっぱり専任の先生１人だと、その先生がスクーリングのときに体調を崩すとか、そんなこともあるだろうし、そういう場合にも、またいろいろ相談をしながらやっていくというためにも、やはり非常勤でも何でもいいから、専任に近い、そういう形で先生が必要なんじゃないかなというのを思うことが１点と。

それと、非常に幅がある英語と、それから、タブレットと、体育だとか、そこのところ、算数も、数学もそうですよね。そこら辺をやっぱりグループ分けして対応できるような、そういう体制にぜひ考えていただきたいんですね。今のまんまで何か行けますよということでは、非常にせっかく学ぼうと思って、非常に意欲的だというふうに伺っていますけども、その方たちがせっかくいらしたのに、ついていけなくて、それで、途中で嫌になっちゃうとかね、そんなことがあってはならないわけですよね。そういう意味で、体制について、ぜひ、お考えを頂きたい。これが二つ目の要望なんですね。

そこら辺、いかがでしょうか。

〇大塚学務課長　ただいまのご指摘でございますが、今現在、１５名の方が、本当に意欲的に、また、楽しんで学校生活を送っていただいております。昼間の一般生徒とも交流をしている。タブレットの使い方などを、分科会でも牛尾委員もおっしゃっていましたが、生徒たちが教えたりする交流、また、英語のスクーリングが土曜日にあるんですが、英語なども生徒ボランティアが寄り添って一緒に教えると、学ぶというような取組をやっております。そういう意味では、世代を超えた交流がなされてきて、今後も発展していくんじゃないかなというふうに考えております。

体制につきましては、１００名までは専任の教諭が１人ということでございます。今現在、１５名でございますが、一般課程のほうの教員の皆さん、校長先生以下、今、全面的にバックアップを頂いておりまして、なるべく６７歳から９１歳までの幅広い年齢の高齢の方が学んでいますので、なるべく一人一人に習熟度、なかなか限界はあるんですけれども、寄り添って、クラス分けをしたり、それから、体育などの体を動かす授業については、能力や体力が極端に違う方がおりますので、そこはしっかりと見守りながら、授業、スクーリングを受けていただいたり、レポート等、カリキュラムをこなしていただくということで、来年度に向けても、２０人募集して、たくさんまた学んでいただきたい。それから、単年度ごとでございますが、別科生でございますんで、１５名。継続してやっていただく方も出るというふうに想定をして、来年度もしっかりと学んでいただける体制を整えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

〇山本指導課長　すみません。ただいま学務課長のほうよりご答弁させていただきました内容に少し補足をさせて、説明をさせていただきます。

まず、英語ですとか、タブレットに関しましては、委員おっしゃっていたとおり、子どもたちも教え合うことによって、お互いに学ぶ部分、お互いのウィン・ウィンの関係も構

築できるというふうに考えていて、これは非常にいい取組だなというふうに感じているところです。

教員の体制につきましては、ご存じのとおり、昭和２２年の文部省令によりまして、学務課長ご答弁させていただいたとおり、１００名以下につきましては、専任の教員は１名というような規定がございます。ただ、この１名の教員が何から何まで全てやるということではなく、校内にいる正規の教員、これを兼任の講師という形で５名、兼業講師というような形で配置しております。また、それ以外に、時間講師ということでも５名、あるいは６名ということで、計１０名前後の講師というような形でも対応させていただいております。そういったことから、お一人お一人の能力ですとか、体力ですとかに合った個別の、あるいはグループごとの指導もしやすいんではないかというふうに考えております。

○飯島委員　タブレットについても、区のＩＣＴの支援員さんも来ていただいているとかで、本当に手厚くやろうという意欲というのはすごく感じるんですね。ただ、昼間の先生に来ていただくということも、やっぱり、今、教員の多忙化のことが問題になっています。そういうことで、やはり非常勤であっても、専任に近い形でやっていくということでないと、１００名に１人の先生ということになっていても、本当に年齢幅、さっきも言われているように、繰り返しになりますが、年齢幅、能力、体力、全然違うわけですから、そこら辺のところは、１００名に１人だからということに、それを金科玉条のように言わないでほしいということと。

それと、やはり相談を、専任の先生が相談をして進めていくというか、そういう点では、本当にそこにセミ専任というか、そんなような役割を果たせるような方、ぜひ、つけていただきたいんですね。そこをぜひご検討いただきたい。これは、今度の締切り、それから、学力テストというか、そこのあれがあって、何名、今度入るか分からない時点であれですけれども、やはり人数はたとえ少なくても、相談をして、カリキュラムを進めていくという、そこら辺の体制は必要だと思うんですね。今、生徒さんが入られて、非常にいい関係になっていると。それを進めていくというのも必要なんだけれども、それはあくまでもボランティアという形なんで、ボランティアではなくして、きちっと対応していくという、その体制をぜひ責任を持ってやっていっていただきたいということを、再度、お願いしたいと思います。

○佐藤教育担当部長　通信教育課程についてでございます。２年前ですか、３年生１人になっちゃって、存続するのか、しないのか、いろいろご指摘も受けました。教育委員会としては、その火は消さないということで、別科生を募集し、今に至っているわけでございます。この件については、学校とも協力し、進めてきたところで、今、本当に担当課長の答弁にもありましたように、子どもたちの交流だとか、教科書、タブレット、区として公費で支給しているようなことで、いい流れにはなってきていると思います。

ご指摘の体制であるとか、習熟度別の、やっぱり学習、教員のもうちょっと体制をきっちり整備したほうがいいんじゃないかというご指摘でございます。基本的には、通信教育、いろんな課題を出して、それを添削して、学びを進めていただく。補完的に月２回のスクーリングがあるというような体制でやっております。夜間中学は夜間中学としてありますけれども、千代田区の神田一橋の通信教育課程というのは、それとは違うということで、我々も認識し、今進めております。

一つの目的としては、高齢者の学び直しだとか、ＩＣＴなんかの新たな学びですね、それを提供することで、またそういった高齢者の方にも生き生きと生きていただくような形を想定して、募集の年齢構成とか考えているわけでございます。

それで、この通信教育課程については、東京都の担当も、国の担当も、もう本当に熟知して、こうしろ、ああしろという、そういった職員がいないんですね。逆に言えば、千代田区がこうしたい、ああしたいと言えば、また我々の思ったように、こういった通信教育課程、運営できるんじゃないかなと私も考えているところがあるんで、逆に、国や都に対して、物を申していきたいというふうに思っております。それについては、教育委員会事務局だけでは制度設計というか、こういう制度がいいというのはなかなか我々の知恵だけでは出てきませんので、幅広い方のご意見、検討組織をつくるのか、いろんなことで意見を聞くのかというのはありますけど、それについては、幅広く意見を聞いて、東京都や国に対しても物申していきたいというふうに考えておりますので、もう少し見守っていただければと思いますんで、よろしくお願いいたします。

〇飯島委員　やはり、これは、義務教育の機会確保法に基づいているというか、（発言する者あり）それで、もっと広げていかなきゃいけない。夜間中学というのは、各県、都道府県に――各県に１校というのは決まっても、なかなかそこへ通うことができない、遠隔地で通うことができないところには、やっぱり通信が必要じゃないかというような声もありますし、そのお手本になる可能性があるわけですよね。そういった意味で、やはりまだまだ知らされていない、ご存じない方に周知をしていくということと、集まった生徒さんがちゃんと生きがいを持って、そこで楽しく学べていけるという実績、そこのところを本当に千代田区がお手本としてつくっていくという、その必要があるので、今の部長の答弁で、ぜひ、前に進めていきたいと、私も願っています。

以上です。

〇大塚学務課長　委員長、学務課長。

〇大坂委員長　学務課長。（発言する者多数あり）

〇大塚学務課長　あ、いいですか。じゃあ、すみません。１点訂正させていただきます。（発言する者あり）周知方法でございます。（発言する者多数あり）区広報紙、区ホームページというのは、私のちょっと誤解でして、神田一橋中のホームページ、こちらのほうに載せさせていただいているということでございまして、（発言する者あり）おわびして訂正させていただきます。また、（発言する者あり）周知方法については工夫してまいりますので、よろしくお願いいたします。

〇飯島委員　お願いします。もう、いいです。

〇大坂委員長　関連ですか。

〇牛尾委員　関連。

〇大坂委員長　牛尾委員。

〇牛尾委員　今、佐藤部長のほうが東京都や国にもしっかり物申していきたいとおっしゃいました。それで、やはり、ここは義務教育ですけれども、卒業をするという場合には、どうしても国の法律、国民学校、尋常小学校に通って、中学校に行っていない方を対象ということになっています。別科生だと、どうしても別科生であって、先ほど飯島委員が紹介したように、小学校しか出ていない方々が千代田区だけでも五十数名いらっしゃると。

その方がもちろん高齢に達している年齢であれば、一橋中の通信に行けるんですけれど、それ以下ですと行けないと。どうしても法律の壁があると。これについても、法律を変えていくことも含めて、国に対して、物申していくという認識でよろしいですか。
○佐藤教育担当部長　そういう方はいらっしゃると思います。高齢者であって、別科生の中にも義務教育を修了している方はいますので、修了証は出しますけど、卒業という意味では、もう卒業しているということでございます。あくまでも通信教育課程、千代田区としてどうやっていくかということでございますので、東京都の場合は、夜間中学、幾つもありますけれども、やはりそことはすみ分けをしていきたいというふうに考えておりますので、年齢にしても、体制にしても、もうちょっと我々のほうでも考えた後に、議会にもお示しして、ご意見いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　はい。よろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○大坂委員長　はい。
　それでは、次の項目に行きます。
○岩佐委員　手短にやります。（発言する者あり）英語教育についてお伺いします。
　都立高校の入試に英語のスピーキングテストが行われるかもしれないというか、ほぼ行われると思うんですが、これは、このテストに対して、いろいろ賛否がありまして、そこにはちょっと入らずに、もし、これをやられるんであれば、現在の授業の内容で、このスピーキングテストに対して、対応で可能だとお考えでしょうか。
○山本指導課長　このスピーキングテスト、まさに来月末にテストが実施されるというふうに聞いております。テストの内容につきましては、学習指導要領の範囲の中、それぞれの学校の授業、宿題、予習、復習の範囲の中で出されるというふうに聞いておりますので、その学校の学習内容をしっかりと学んでいただければ大丈夫なのかなというふうに認識しております。
○岩佐委員　スピーキング、このテストそのものはちょっと特殊なんですけれども、今の学習の中でしゃべれれば、確かに誰もこんな苦労していないと思うんですが、ほかの自治体とかでは、例えば、ＧＴＥＣとか、そういったものに対応している自治体があって、この自治体でも差があると言われているんですね。また、英語を話す機会というのは、やっぱり各家庭でどうしてもすごく差が出てくるジャンルですから、そこに対して、しっかりとフォローができるかということなんですが、大丈夫だろうと言われて、結果的に差が開いちゃいましたねということではなくて、新しいテストなんですから、しっかりプレテストの動向とかを分析して、学校としても対応していただきたいんですけれども、そこはいかがでしょうか。
○山本指導課長　各学校におきましても、区としてＡＬＴを派遣してございます。それらの人材を活用して、授業においても、学校生活においても、英語を話す機会というところでは、できるだけ確保するというところで努めているところでございます。
○岩佐委員　それ、今までやっているのは分かっているんです。それに、さらに、このテストがあることに対して、しっかりと特別な対策を考えているのかと。もう全くうちは対策しなくても大丈夫だよというんなら、それは、その答弁でもいいんですけれども、それ

はしっかりと来年の試験の結果を見据えて、またご対策いただきたいと思うんですけど、そこはご答弁ください。

それから、もう一個、進路指導のタイミングが変わってくると思うんですよね。これ、テストの結果次第で、進路指導が随分方向性が変わってくるものと思うので、従来の進路指導のやり方だと、どうしても遅れてしまう子どもが出るんですけども、そこに対しての体制は、しっかりと認識されてご準備されているんでしょうか。

二つお願いします。

○山本指導課長　ただいま委員からご指摘いただきました、この受験に対する特別な対策に関しましては、今年度、子どもたちの実施状況等々も踏まえながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。また、進路指導につきましても、この結果が学校、本人に周知されるのが１月というふうに聞いております。子どもたちが受験、入試に関しまして、不利益のないように、しっかりと学校には指導、支援していきたいというふうに考えております。

○岩佐委員　本当に入試はその子の一生を左右することでもありますので、ぜひ、ここは慎重な準備をお願いしたいです。

学校の海外交流についてなんですけれども、このコロナ禍で、ウエストミンスターも、オーストラリアも全部なくなってしまって、国内のＴＧＧですとか、あと、ブリティッシュヒルズに置き換えになっていますよね。今回、このオーストラリアがなくなった理由の一つとして、円安が挙げられているんですけれども、これ、円安とか燃料高騰がオーストラリア研修の行かない理由となるとすると、今後も、これって、いわゆる世界の状況によって、行く、行かないということが変わってくると思うんですけれども、そこに関しては、どういうふうに決めて、判断されているのか。皆さん、結構長期にお金を積み立てていますよね。今回、積立金よりも大幅にコストが上がっちゃったから行かないというご案内がされているんですよ。そうすると、世の中の状況によって、行く年と行かない年というのが、どの段階で行くのかも、決まるのかも分からない。ただ、九段中等に行かれるお子さんたちというのは、海外研修も一つのメリットとして学校を選んでいるわけですから、そこも含めて、ちょっと区の考え方を、例えば、行き先とか、あるいはコースの内容とかを縮小しながらも、海外研修があったほうがいいと思うのか。いや、もう、これは円安で海外旅行はぜいたく品になりましたので、ブリティッシュヒルズで皆さん英語だけ磨きましょうなのか、考え方なので、そこはどういうふうに、いつ決めていくのか。また、金額が上がったときに、就学支援のご家庭の自己負担分というのをどのように考えているのかを、ちょっと２点、お願いできますか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長　このオーストラリアの中止につきましては、（発言する者あり）お金が高くなったから中止というわけではなくて、やはりオーストラリアの入国に対して、いろいろな条件があったものですから、受入れ側の対応で中止としたということでございます。

○岩佐委員　保護者に配られているんですよ。燃料高騰と積立金がという紙をご丁寧に全部書いてくださっているんですよ。そうすると、やっぱり円次第によって行ける年と行けない年があるのというふうに思うじゃないですか。なので、それは、区として、どこが考えるのかということなんだと思うんですね。別に行けなくても仕方がないとは思いますけ

れども、円安とか燃料高騰というのは、そこを理由にして挙げるものではないと私は違和感を感じるんですが、そこについては、どうお考えですか。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　校長名で９月１４日に保護者宛てに出しましたけれども、確かに、今、積立てで、１年生から３年生まで、３２万円ほど徴収しております。ただ、この為替レートとか、あるいは燃料チャージが高騰したということで、旅行会社からは４０万円ほどかかるというふうに言われております。そういった中で、来年以降についての実施について、現時点では検討中ということで……
○嶋崎副委員長　全然違う。
○大塚九段中等教育学校経営企画室長　というふうに聞いております。
○嶋崎副委員長　全然違うじゃねえか。
○大坂委員長　岩佐委員。
○岩佐委員　まず、今年に対しての対応も、今年はブリティッシュヒルズに替えて、それで、さらに残額を返金しますって、もうご案内してしまっているので、その取決めなんでしょうけども、来年以降も、皆さん、積み立てていらっしゃる方がいらっしゃるので、そこに関しては、ちょっと整理をしていかないと、じゃあ、来年もやっぱり円安がとかという話になって、そうすると、積立てそのものだって負担な家庭もあるわけですよ。あるいは積み立てさせていて、結局できませんでしたということに関しては、区はやっぱりしっかりとどの段階でこういう基準で決めますということを説明していかないと、１回お金をお預かりしているのに、できませんでした、返しますというだけの話では済まないと思うんですね。ぜひ、そこは、もう一歩、海外研修について、どういうふうに捉えていて、どういう位置づけでやっていくのかということを含めて、お考えを聞かせていただきたいんですけれども、いかがですか。
○佐藤教育担当部長　国際教育、英語教育の推進です。今ご質問の九段中等のオーストラリア研修、神田一橋もオーストラリアに行くプログラムがありますけれども、これについては、あくまでも学校行事ということで、行く、行かない、行かない理由、行く理由についても、学校長の判断ということで、行っております。行かないについて、今年度判断したということは、教育委員会として行かないほうがいいよとか、円安だからやめたほうがいいよとかって、そういう指導の下で、学校が決めたということではないので、そこは我々としては尊重しなきゃいけないかなと思っています。ただ、区として、国際教育の推進を貫く中で、学校でどういうことをやるのかということについては、我々としても、指導、助言していかなきゃいけないので、そこについては、今年度は中止ということですけれども、もう一段、学校ともよく話していかなきゃいけないと思っていますんで、それについては、また結果が出たときには、所管の委員会にも報告をして、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
○大坂委員長　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　それでは、子ども部所管の総括質疑を終了いたします。（発言する者あり）
　暫時休憩いたします。

午後４時３５分休憩
午後４時５２分再開

○大坂委員長　それでは、委員会を再開いたします。
　それでは、複数の部にまたがる項目等についての質疑を受けたいと思います。
○大串委員　物価高騰対策について、お伺いします。よろしいですか。
○大坂委員長　はい、どうぞ。（発言する者あり）
○大串委員　昨日もちょっと触れましたけれども、今年に入って、値上げの品目数が、約２万品目だそうです。で、１０月からが、その３分の１以上の6,５００品目ということで、帝国データバンクの調査によると、家計への負担は、月平均で約5,７３０円、年にすると6万8,７６０円ということで、特に食品関係が多いということだそうです。
　それから、公共料金のほうですけれども、これも電力、ガス料金が、昨年の、１年前と比べて約２０％～３０％上がっていますというふうに新聞報道されております。ですので、非常に、この昨今の物価高騰に対して、非常に区民も不安を覚えていると。ということですので、国は国として対策を行っていますけれども、区独自として何か考えていかなくてはいけないというふうに思います。
　そこで、お伺いしたいことは、主要施策の７４ページですか、何ページだったかな、ページが、これだ。失礼しました、４９ページ、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の、国の昨年行った１０万円の給付ですけれども、これが執行率が、給付金の執行率が６５.７％だったと。それから、家計が急変した世帯に対する執行率は、もっと低いと。支給率が１.９％、７世帯しかなかったということなんですけれども。今回も国のほうは、住民税非課税世帯に５万円の給付金を決めております。一日も早い給付をということで国のほうは考えているわけですけれども、ちゃんとそれが届くべき人のところへ届くのかというのが課題とありますので、まず、この昨年の執行率が何で低かったのか、この点をお伺いしたいと思います。
○大松生活支援課長　今頂きました質問について、お答えいたします。
　まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付金部分の執行率が低い理由でございますが、この給付金事業を始めたのが、昨年度ではありますが今年の２月でございまして、まず２月、３月と期間が短かったということが、まず挙げられるかと存じます。
　次に、今後の給付のこの執行のめどでございますけど、すみません、また別途ご報告をするところでございますが、令和３年度の対象世帯数のうち、非課税世帯で特に確認書を送った世帯に対しましては、支給率、予算の執行率はちょっと今手元にございませんが、対象に対する支給率のほうは９０％いっておりますので、全体として、今ご覧いただいている６５.７％の執行率よりは高くなる見込みでございます。
○大串委員　ということは、これは令和３年度に限ったものなので、執行率がそういう状況になったと、実際は、この事業は年度をまたいで、この４月以降も給付をしているので、執行率としては９０％以上になるということですか。
○大松生活支援課長　執行率のほうが、申し訳ございません、９０％を超えるというのは、今、ちょっと、確定というか、確かなお答え等はできないんですが、その令和３年度の期限が、今ちょっと計算しないといけないので、執行率自体のほうはできませんが、この６５％よりは高くなることは申し上げられます。
○大串委員　要は、しっかりと、渡るべき人のところに渡らなくちゃいけない。で、現在のこの物価高騰で最も苦しんでいるのはこういう低所得の方々ですから、そういった方々

のところにきちんと届けるようにしてもらいたい。
　で、今回、プッシュ型で行うので、申請書方式ではないということなんですけれども、これはどうなんですか。この３年度もプッシュ型だったんでしょうか。
○大松生活支援課長　はい。今、委員おっしゃいましたように、３年度も、非課税世帯、確認できるところはプッシュ型でお送りしております。
○大串委員　じゃあ、プッシュ型だから、全員に行くというわけじゃないんだ、やっぱりね。そうしたら、やっぱり、行政としては、しっかりその辺を全員に行くように、行ってもらいたいと思います。
　それから、問題は、家計が急変した世帯も対象となるということなんですけども、こちらは申請書方式ですから、自分が該当するのかどうかさえ分かりません。これは十分な周知が必要ですよね。これはどう行うんでしょうか。
○大松生活支援課長　恐れ入ります。その周知というのは、この住民税非課税世帯の臨時特別給付金ではなくて、ではなくて……
○大串委員　家計が急変した世帯。
○大松生活支援課長　家計が急変した。あ、すみません、令和３年度、令和４年度とも、この事業自体は、９月３０日で、ちょっとまた別途ご報告するところではございますが、９月３０日で期限を迎えておりますので、今後のちょっと周知というのは、ちょっとないということでございます。
○大串委員　いやいや、失礼しました。
　いやいや、もう終わったのはいいんだけれども、今、まさに国が定めた５万円の給付ですよ。これも非課税世帯についてはプッシュ型でできる、まあそれも真剣にやってもらいたい。そのほかに、家計が急変した世帯も対象となりますということだから、私は対象かなと分からない人もいるので、その周知は今後どうするんですか。
○大松生活支援課長　失礼いたしました。周知の点につきましては、これは、もちろん全戸配布型の広報千代田でやるのはもちろんのこと、いわゆるＳＮＳ、ホームページ、あらゆる周知の手段を尽くしてまいります。
○大串委員　ぜひ、それはしっかりやってください。
　それから、今回のこの物価高騰に対して、国のほうはそういう対策を打ちました。それから、区独自として何ができるのかなということなんですけれども、昨日もありました、再エネ電力１００％に切り替えた世帯に、５,０００円の啓発品が、今行っているけれども、まあ、７月からですから件数も少ないんだけれども。それを大幅に拡充していきましょうということで、小林やすお委員からも話、提案があって、前向きな答弁がありました。これについては、千代田区の施設もＲＥ１００ということで、ほとんどの施設がもう切替えが終わっているという話でした。
　問題は、家庭が再エネ電力１００％に切り替えたときに、契約した相手によっては、万が一停電があったり、それから料金が高くなることがあるんじゃないかと、非常に不安に思っている家庭もあると思うんで、この点について、もう一度答弁してください。
○笛木環境政策課長　昨日も答弁いたしましたけども、家庭の省エネ電力切替え支援につきましては、今年度、７月から実施しているところですけども、状況、実績が少ない状況であります。もともと、この事業の目的ですけども、電力会社の中には、家庭向けの電力

プランとしまして、再生可能エネルギー１００％、ＲＥ１００電力を販売しているところもございます。そういった中で、通常のプランと比較しても、料金的にはあまり変わらないものが出てきておりました。そうしたことから、ゼロカーボン推進の観点から、省エネ電力に切り替えていただくためのきっかけづくりとしまして、啓発品を支給する方向でスタートしたものです。

しかしながら、最近の国際情勢等によります電力料金の高騰によりまして、先行きが不透明な中で、再エネ切替えのきっかけづくりとしての支援としては、十分な状況ではないと、今、認識しております。そのため、今後、電力情勢等を鑑みながら、様々な方向で検討し、見直してまいります。

〇大串委員　ぜひ、大幅拡充という方向でお願いしたいんですね。その際に、何ていうんだ、先日もニュースで、石川電力が倒産したとありました。ですので、そのような万が一切り替えた先が何かあったときに、停電になってしまったり、料金が高くなったりということが非常に心配している。だから、どうなんですか、その、今、心配は、料金のほうはほとんど変わりませんというあれがありましたけれども、個別の企業名は言えないんでしょうけれども、できるだけ大手系というんですか、東京電力とか、ね。ああ、言っちゃいけないのかどうか分かんないけど、（発言する者あり）東京ガスとか、（発言する者あり）そういったところの再エネ１００に切り替えたら、停電もなく、できるんですよということでしょうか。

〇笛木環境政策課長　電力会社、今、電力自由化で、様々な電力会社、多くの電力会社が出てきている中で、今回の国際情勢、化石燃料の高騰等で、かなり体力のないところは、本当にもう、潰れて、倒産というか、そういった状況になっている状況にある中で、体力のあるところ、大手につきましては、引き続き再エネ１００％ということで、そういったプランを出しておりますので。ただ、区民の皆様にとっては、非常に先行きが見えない中でそういった不安が先行しているのかなということで、そういった状況にあるかと思っております。

〇大串委員　とにかく、よろしくお願いしたいんだよね。

それで、国のほうは、話がちょっと前後して申し訳ないんだけれども、この５万円の給付を決めて、それ以後も今後も切れ目ない大胆な対策が必要だとして、総合経済対策を策定することにした。これは９月９日。

さらに、地域の実情に応じた支援を行うために、地方創生臨時交付金、ありました。で、その中に、６,０００億程度規模の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、通称重点交付金と言うんだそうですけれども、それを創設しました。これは、各自治体がその地域の実情に応じて物価高騰対策を行ってくださいよ、というか、財源としてはこれを使ってくださいよと、国が示しました。

で、先日、９月１４日付で、各自治体に、その交付金のＱ＆Ａ、どういうふうに使いますかというのが届いたわけですけれども、その中で、主にですよ、こういうのに使ってくださいというのが書かれています。これは生活者向けと事業者向けと、それぞれ４項目ずつあります。特に生活者向けでは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、これも、だから自治体でやってくださいよと１項目めに入っています。

２番目に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援。３番目に、消

費下支え等を通じた生活者支援。で、４番目に省エネ家電等――今、話がありました――の買替え促進による生活者支援と。この４項目が、具体的に例として示されている国からの交付金です。

ですので、私としては、昨日も言いましたけれども、来年度予算を待たずに、この交付金を使って、区独自の物価高騰対策を行うべき、そう考えます。この点についてはどうでしょうか。

○中根財政課長　ただいま大串委員からお話がありましたとおり、国から重点臨時交付金が示されております中で、推奨事業メニューとして、生活者支援向けの推奨事業として、今お話しいただいた四つの事業が示されております。それ以外にも、自治体の裁量によって、この臨時交付金は、実施計画を提出して使っていいというふうに、国からの通知の中で示されております。で、おっしゃる――それ以外の独自の部分につきましては、今すぐこの場で、その判断をというわけにはなかなかいきませんけれども、その必要性について十二分に庁内で考えて、結論を出してまいりたいと思っております。

○大串委員　ぜひ、よろしくお願いします。

私は、この４項目のうち、省エネ家電等への買換え促進、これは今言いましたＲＥ１００というか、再エネ電力への切替え。これは、足立区はですね、足立区は交付金が出る前でしたから交付金を使っていないそうですけれども、一般財源を使って、切り替えた家庭には２万円の給付をしていると。この２万円って何ですかというと、いわゆる家計に及ぼす、１年間に及ぼす影響ですよね。それを鑑みて決めましたということです。いや、それは、しっかり、さっきやりましたんで、やってもらいたいと。

それから、２番目で、低所得者対支援。これも自治体でいうことなんですけれども、そうすると、先ほどありました国からの低所得者向け、それから家計急変世帯向け、ありますけれども、その対象者の拡大とそれから給付金の上乗せを千代田区独自に考えてはどうかと思うんですけど、この点についてはどうでしょうか。

○中根財政課長　今、大串委員から、低所得あるいは子育て世帯に、国から示されている制度設計の範疇の外側にある方々の皆さんに、独自で支援をしてはいかがというご意見かと思います。これまでも、この令和２年・３年度におきまして、同種の事業がございました。そのときにおきましては、国の示されている制度を迅速に、適正に執行をして、皆さんの給付金を配付して、皆さんの生活支援につなげてまいりました。

今般も、この追加でというところは、国からのこの地方交付金で追加のメニューとして示されておりますので、その趣旨を踏まえまして、どのようなことができるか、今すぐ、ちょっとここの場で、繰り返しになりますが、こうしていきますというふうには申し上げられませんけれども、それについては、庁内で議論をして答えを導いてまいりたいと思っております。

○大串委員　ぜひ、対象者の拡大と給付金の上乗せ、お願いしたいと思います。

それから、もう一つあります。消費下支え等を通じた生活者支援。物価高騰、いろんな食料品とか高くなっていますので、そういった消費の下支えをするような対策を打ったらどうですかというのも、メニューに挙げられています。

これは、例えば、昨年度行ったポイント関連事業がありますね。買物をしたときに、ポイントとして還元しますと。そのとき、私たちも申し上げましたけれども、スマホを持っ

ている方はそれで恩恵を受けるんだけれども、スマホを使えない人は置いてけぼりになっているということなんで、消費のそういった支援策が及ばなかったと。

今度は、ぜひ、この交付金を使うということであれば、全ての区民の方が、消費の下支えになるような何か工夫して、行ってもらいたい。これはなかなか難しいけれども、例えば、新宿区なんかがやったように、プレミアム付商品券事業、併せ持ってそれをやると。まあ、ポイントが使える人はポイントで結構なんだけど、使えない人はそちらも選択できるような仕組みをつくって行うべきだというふうに思いますけど、この点はどうでしょうか。

〇末廣商工観光課長　今、大串委員のほうからお話しいただいたように、令和３年度には、キャッシュレスを活用した地域経済政策としまして、ＰａｙＰａｙキャンペーンという形で、生活者支援と地域経済の活性化を目的とした事業を実施させていただいております。こういったＱＲコードを活用した支援というのは、他の自治体でも多く、同様の取組を昨年度も行っていたというところで認識しております。

この事業の特徴としまして、既存のこういったキャッシュレスの仕組みを活用させていただくということがあったんで、早期に実施ができるということや、紙媒体、商品券に比べると、事務コストが大幅に軽減できるということがございました。（発言する者あり）

一方、プレミアム商品券と比較すると、（発言する者あり）経済効果、消費効果というのは大きかったところでございますが、（発言する者あり）消費者を区民に限定するということが、なかなか難しいということがございました。いかに、この区民のメリットと中小の店舗のメリットを両立させるかというところを課題と考えております。

今後、千代田区の地域特性を考慮しまして、どのような手法、キャッシュレスや商品券にこだわらないで、こういった、実施できるかということを引き続き検討してまいりたいと思います。

〇大串委員　ぜひ検討してください。なかなかこの場ですぐという答えはできないだろうけれども、今の物価高騰のこのタイミングでですよ、区民の方々が本当に困っているというこの現状を、一日も早く、そういった支援策を講じてもらいたいと思います。

最後に、ご指名して申し訳ないんだけれども、区長、どうでしょうか。この物価高騰対策について。昨日は小林やすお委員の質問に対して非常に前向きな答弁をしてくださいましたけれども、同じ趣旨だと思いますけど、ぜひ答えていただければ。

〇樋口区長　今、大串委員からもご質問、様々頂いてきました。また、先日は、実際に会派としても要望を頂いたところであります。物価高騰対策は、生活の様々な部分に至るわけでありまして、それはご指摘の電力のところ、また、食品やふだんの暮らしに関わる様々な経費や――なものがあるかと考えています。

そうした中で、各自治体で、国からそうした財源が示された中で、どのように使うかというのが議論される、また考えられるところだと思いますけれども、機を逸しずですね、機を逸することなく今年度中に早々に、様々議論を、庁内で議論を重ねて、検討を進めてまいりたいと考えております。

〇大串委員　はい。いいです。よろしくお願いします。

〇大坂委員長　よろしいですか。

それでは、次の項目、行きます。

〇小野委員　手短に終わらせたいと思います。障害児について、子ども部と福祉部の連携についてお伺いいたします。

今回、分科会の報告書を見ますと、保健福祉の中で、子ども部の事業、例えば児家センの相談機能ですとか、レスパイトですとかベビーシッター、多胎児支援というようなところですね。この辺りのところが活発に議論がされていて、今後の連携というところに非常に期待を持ちました。

その中で、福祉部長が分科会で答弁くださっているのが、制度のはざまで悩まれている保護者の方々というところを認識してくださっている、そこに対してどういうことをしていくかというようなことを答弁してくださっています。重層的な支援の必要性というところについて、地域福祉計画というところを出してくださってはいるんですけれども、今後の子ども部との連携というところを、ちょっと、いま一度お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇佐藤福祉総務課長　地域福祉計画２０２２の改定に当たりましては、制度のはざまの課題であるとか、あと、複数の分野をまたがる課題に対しての対応を中心に検討いたしました。その中では、相談支援体制の構築と、あと地域資源の創出というところに、対策としては大きく二つの流れになろうかと考えております。で、相談支援の部分につきましては、庁内に、そういった、庁外からはざまの問題が上がってきたときに、受け止める体制をつくることも含めまして、現在、検討を進めているところでございます。

〇小野委員　はい。ありがとうございます。

今、検討中というところなんですけれども、となると、利用する方からしてみると、どこに問い合わせればつないでくれるか、いわゆる自分でどこに連絡すればいいかというところをそれぞれ探されている状況だと思いますので、どちらかというと、一元的に窓口を設けていただいて、そこから適切なところにご案内を頂くというような、そんなイメージでよろしいんでしょうか。

〇佐藤福祉総務課長　今回の改定の中で、相談支援体制の中で窓口を一元化するか、現在、各分野にもう既に相談窓口がございますので、それをそのまま連携させるかということについては議論をいたしました。

その結論といたしましては、既存の窓口を生かして連携体制を築くということになっておりますので、目指しているところは、どちらの窓口にご相談がありましても、分野ですとか領域が違うご相談が上がってまいりましても、それを適切におつなぎするという考え方で構築していくということになっております。

〇小野委員　実際、分科会の中には、相談機能ですとか、それからホームページというような情報提供のところにも言及があったんですけれども、例えば、この辺りのところも含めて、今後子ども部と支援を、子ども部との連携というところは、考えてくださっているということでよろしいんでしょうか。

〇佐藤福祉総務課長　子ども部に限らず、区民の方の様々な領域でのお悩みが、連携して生じてくるということを想定いたしまして、子ども部との連携というのは、今回の障害児の件では、連携が特に注目されているところでございますけれども、そういったところをどういうふうにつなぐかということも含めまして、体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○小野委員　はい、分かりました。今回、地域文教の分科会では、各事業については、それぞれ議論が、質疑があったんですけれども、実際、他部署との連携というところまで話が及んでいないというところもありまして、今の福祉部の答弁を受けて、逆に子ども部として、主に児家センになるかと思うんですけれども、連携について、どのようにお考えでしょうか。
○吉田児童・家庭支援センター所長　そうですね。我々障害児支援の担当として相談をお受けして、で、必要に応じて障害者福祉課さんですとかと連携させていただいておりますが、そのホームページも含めまして、今後さらに、区民の方にとって分かりやすい、そういった相談窓口ですとか、支援のメニューの情報提供、こういったものを何かできないという工夫について考えていきたいと、考えています。
○小野委員　はい。よろしくお願いします。ありがとうございます。
○大坂委員長　はい。よろしいですね。
○小野委員　はい。
○大坂委員長　はい。
　ほかの項目。
○長谷川委員　万世会館についてお伺いします。よろしいでしょうか。
○大坂委員長　はい。どうぞ。
○長谷川委員　様々な資料をお願いいたしまして、そろえていただきまして感謝申し上げます。
　まず初めに、千代田区参画・協働ガイドラインの表になっている、施策・事業等の実施に係る基本的な参画の在り方についての、この表から入らせていただきたいと思います。
　千代田区参画・協働ガイドラインの基本的な参画の在り方について、職員の皆さんの間で共通認識となるような研修、この進め方の研修の機会があるのかどうか、お伺いします。いかがでしょうか。
○夏目企画課長　ただいまこの参画の在り方についての研修があるかというご質問ですが、研修というのは実施をしておらないんですが、毎年、４月に事務執行関係説明会という、総務課が主催でやっている説明がございます。こちらのほう、冊子も出しているんですが、その中で、今お手元の追加資料３とあるこの図も含めての資料をお出しして、で、参画の必要性等を説明しているところです。
○長谷川委員　それを課内の皆さんへの共有というのは、そこからどういうふうにつながっているでしょうか。
○夏目企画課長　まず、この事務執行関係説明会の出席対象者は、各課の係長とか一般の担当者というふうになります。で、この説明会の資料というのは各所属にも配られますので、必要に応じて参照してもらう。
　また、参画機会の確保が必要なときには、そういった説明会の資料をご覧いただくとともに、企画課のほうもご相談いただいて、あとは、パブコメを打つようなときには、指定の会議体にかけるような手続になっておりますので、そうした機会を通じて参画機会の確保に努めているところです。
○長谷川委員　そうすると、今、万世会館についてというのは、この表の進め方でやっていただいているとは思うんですけれども、このフェーズ１から４のところの世論の明確化、

区民需要の明確化、課題の抽出、具体的な内容の検討、区の考え方の説明を、これは万世会館については、いつ、どのような方法で行ったか教えてください。
○神原地域まちづくり課長　万世会館につきましては、こちら外神田一丁目南部地区ということで、まちづくりの取組を進めているところでございます。その再開発の計画の一環といたしまして、追加資料６でお示ししてございます、昨年の６月に二日間、万世会館の計画についてご説明のほうを、所管部と連携してやらせていただいております。
○長谷川委員　その外神田一丁目南部地区のオープンハウスの、この資料による６月の説明会は、このフェーズのどこの部分に当たりますか。
○神原地域まちづくり課長　フェーズの３、４に当たるかと思うんですが、あくまでも都市計画決定前の段階でございますので、これは、これまでもいろんなところで答弁させていただいてございますが、この都市計画後、具体的な再開発事業というものが動いてまいります。
　いずれにいたしましても、その段階で詳細の設計といいますか、基本計画に入ってまいりますので、その段でもう一段、ご説明が必要なのかなというふうには考えております。
○小枝委員　関連。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　関連させていただきます。その所管課、所管課って、今、まちづくりのほうが答えていますけれども、万世会館の所管課が、しっかりと答弁できなくちゃいけないと思うんですね。所管課はどこにいらっしゃるんですか。
○小玉コミュニティ総務課長　第２回定例会に関しても、同様の質問を頂いているかと思います。その際に答弁させていただいたのは、この追加資料３の参画の在り方に基づきまして、所管課といたしましては、フェーズ４の区の考え方を説明している、オープンハウス型の住民説明会を行ったということで、フェーズ４というような回答をさせていただいていたというふうに認識しております。
○小枝委員　所管課としては、この場において、どんな説明をし、どんな意見を頂いて、どんな課題抽出をされたんですか。
○小玉コミュニティ総務課長　本日お配りしております追加資料３に基づきまして説明をさせていただきますと、繰り返しの答弁になってしまうかと思いますが、６月２５日と２６日に行いまして、その際に様々なご意見を頂いております。で、その際に使用いたしました資料といたしましては、２ページ目、３ページ目、こちらに基づきまして、所管課といたしまして、様々に、参加された皆様の意見を頂戴したというところでございます。具体的なご意見といたしましては、４ページ目、５ページ目に記載してございまして、その際に賛否両論、様々なご意見を頂いたというところで、理解をしているところでございます。
○小枝委員　様々というのでは、何にもならないんですね。昨日、私、こちらの、何ですか、平河町の６億円の穴がどうなりましたかという質問をしましたけれども、あのときに、時の区長が非常に反省したわけですよ。当初、しっかりと地域住民の意見を聞かなかったから、こういうことになったと。これは令和元年１０月１６日の、２０１９年決算特別委員会ですけれども。この問題が、バリアフリーの問題があったことは事実なのに、そうしたことを十分に反映できなかった、私は深く反省しておりますと。深く反省しております

と。もう少し地域ニーズをきちっと把握しながらコンセプトをつくるべきだったということについては、深く反省しているところでありますと。

で、このことについては部長は、組織として共有すると言っているんですよ。つまり、課題把握というものを、箱をつくってからというか、決まる前に全地域から意見を取るというのが、この参画・協働ガイドラインの考え方だったはずなんですね。それを、マイクを持って説明するでもない。貼り紙だけしている。誰が何を、誰に何を言ったかも分からないオープンハウス。しかも、１か所か２か所。

そんなもので、担当課長、それはまちづくりへの忖度じゃないんですか。ちゃんと、万世会館の担当者として、手順・手続をしっかりやらないと。しっかりやった中で考え方が分かれるのはいいんですね、何度も繰り返しますけど。担当課長、万世会館の担当課長として、どこで、何を、どう聞き取って、だから今こうあるということを具体的に説明できないといけないんじゃないですか。（発言する者あり）

〇小玉コミュニティ総務課長　千代田万世会館におきましては、先日そのようなわけで昨年６月にオープンハウスの説明会を開催した際も、様々なご意見を頂いたと。その前におきましても、万世会館、平成４年から開設しておりますが、今まで２９年間の間、様々なご意見を頂いているというところでございます。その後も、平成２９年の９月には陳情書を頂いたり、そのほかにも様々な陳情を頂いております。また、昨今では、同じ千代田万世会館を運営している東京都葬祭業協同組合の千代田区支部の皆様からも、さらに改築を進めるというような要望書も頂いているところでございます。そのほかにも、反対の、こちらの一丁目南部地区については反対であるというような、そんな陳情も頂いているところでございます。区民の皆様から、様々な、今、陳情を頂いていて、賛成の皆様、反対の皆様もいるということは、所管としても認識しているところでございます。そういった皆様の様々なご意見を踏まえつつ、現行の所管といたしましては、現行、今、現在の考えといたしましては、区として計画案をまとめまして、区議会でのご議論を賜りたいと考えているところでございます。

様々な、多種様々な、多様な要望にお応えしていくのが、（発言する者あり）私ども地方自治体に課せられた責務だと認識しております。（発言する者あり）ということでございますので、早々に、今のところ進めるというような結論も出ませんし、止めるという結論も出ないのかなというふうに認識しております。様々なご意見を大切にしながら、所管としては計画をし、繰り返しになりますが、区議会の皆様のご議論を賜りながら進めていきたいと考えております。（発言する者あり）

〇大坂委員長　長谷川委員。

〇長谷川委員　進め方について、小枝委員から、ちょっと違うんじゃないかというお話もありました。この参画の在り方の表についての世論の明確化、区民の需要について、そこの聞き取りが本当にできていたのか。このオープンハウス型の説明で終わらせてしまったんじゃないかなと思うんですけども、そこのところと、参画・協働ガイドラインにあるように、住民説明会が必要とされるような施設、全区的な施設なのか、地域的な施設なのか、この万世会館というのはどちらに入るんでしょうか。

〇夏目企画課長　参画・協働ガイドラインのほうには、施設整備のときの一般的なといいますか、全て当てはまるわけではないんですが、標準的な流れというのが書いてございま

す。で、住民説明会というのは、これは決まったことを説明する場ということになりますけれども、全区的な施設であるかどうかというお問いに関しては、万世会館というのはどこの地域の方も使われるということで、全区的な施設であろうというふうに考えております。

○長谷川委員　そうですよね。全区的施設ですよね、皆さんお使いになるんで。そうであれば、この参画・協働ガイドラインのところに載っているように、各出張所地域ごとの説明会が必要だったんではないでしょうか。いかがですか。

○神原地域まちづくり課長　このオープンハウスを主催させていただいたまちづくりのほうからお答えさせていただきますと、我々といたしましては、まちづくりの中で、一環として一番利用実態がある万世会館を、全区的にというような陳情も頂いてございましたので、千代田区役所ということで開催させていただいたものでございます。

　また、先日も議論ございましたが、この再開発事業にも関係する万世会館の施設整備に当たりまして、それも含めてでございますが、様々ご意見、陳情を頂いておりまして、我々としては、もう一段、地域に対する説明が必要だというふうに考えてございます。

　その中で、今、特別委員会のほうでも陳情審査を頂いてありますので、そこで整理していただいた内容に基づきまして、庁内では説明会についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○長谷川委員　でも、これは、全区的な施設ですよね。区全体のことなので、神田地域というか、万世橋出張所と区民ホールだけで説明会を開催したというのでは、足りないんじゃないでしょうか。

　そこで、また参加者についても、資料で頂いているとおり、３年６月２５日と２６日の２日間、で、参加者が１０５名、そのうちの在住者が４２名、区外が６３名。この４２人だけの説明で、この全区的な施設の説明になっていたのかどうか、お答えください。

○神原地域まちづくり課長　説明会への区民の参加が多いか少ないかというところで言われますと、なかなか評価がちょっと難しいところがあるのかなとは思います。ただ、足りていない部分があるという指摘もこれまで頂いておりますので、それも踏まえまして、我々としては、もう一段、説明会をやっていきたいというふうなことは、特別委員会のほうでもお答えさせていただいているところでございます。（発言する者あり）

○長谷川委員　やっぱり全員、区民の方みんなに関わるので、これはもう一度改めて、出張所単位で、効果的に意見を聴取できるような説明会が必要だと思いますので、もう一度、説明会をやっていただけるのかどうか、そこのところを確認したいと思いますが、いかがですか。

○嶋崎副委員長　特別委員長も黙っているのかよ……

○神原地域まちづくり課長　委員長、地域まちづくり課長。

○大坂委員長　担当課長。

○嶋崎副委員長　特別委員会で議論しているんだろう。

○神原地域まちづくり課長　はい。説明会のほうでやらせていただきたいと思いますが、各出張所でというところにつきましては、利用の実態もございますので、その辺を踏まえまして、検討させていただきたいというふうに考えております。（発言する者多数あり）

○夏目企画課長　こちらの参画・協働ガイドラインには、確かに、全区的な施設の場合に

は出張所ごととあるんです。これは、あくまでも規範ということで、効果的にできればこれによらない方法もあるというところでご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）
○小枝委員　関連。
○大坂委員長　小枝委員。
○小枝委員　少なくとも、ここの課題出しとしても、まず、その、区民からして、２９年の建物、まだ３０年もたっていない建物を、老朽化という課題があるというふうに普通に書いて、区民が共感するかというような、その問題ね。で、もう、非常に、その、まあ、独りよがりなところがある。（発言する者あり）でも、とにかく区民に、しっかりと、決まる前に、しっかりと、話、意見を聞くという課題抽出も含めてやらないと、非常にこれは、まだ３０年もたっていない建物を壊すのかという区民不信の基になりますので、結論、結果はともかく、手続だけは、自分たちが決めたとおりに、誠実に、着実にやる。そのことを指導というか監督するのが、（発言する者あり）そう、企画の役割ではないかというふうに思いますので、年度初めに、所管部――年度初めにちゃんと庶務のほうにレクチャーしているわけですよね。だから、それをちゃんちゃんとやってくださいよと。やってくださいよということは、しっかりとやってもらいたいんです。その適正な手続を踏まないと、結果よりも何よりも、やはり住民とのいさかいの、この先、基になりますので、（発言する者あり）そこはしっかり答弁していただきたい。
○加島まちづくり担当部長　今、小枝委員が言われたのは、建て替えが必要かどうかも含めてのご議論を全区民にしてもらえというところなのかなと思うんですけれども、我々、外神田一丁目のまちづくりの中で、万世会館の建て替えを検討しているという中の一つの大きな課題として、平成２９年９月１３日に提出された陳情がございます。
　で、それに関しましては、細かくはあれですけれども、その陳情の中で、葬祭場は移転が難しい施設です、葬儀の際に地方から上京する親族の方々にとって、現在地は便利な場所です、東北、新潟方面からも関西方面からも秋葉原駅は分かりやすく、駅から徒歩約４分の外神田一丁目１番地にぜひ残してくださいと。それと、使い勝手が悪いので、ぜひ建て替えを検討してくださいという陳情がありまして、委員会として、これ、趣旨採択されているんですけれども、その中に、現在、外神田一丁目の再開発について具体化しているのは万世橋出張所のみであるが、委員会としては、当該エリアの再開発がより明確かつ具体化される中で、千代田万世会館について本件陳情者の意を酌んだ取組を行っていくよう執行機関に申し入れ、趣旨採択とし、陳情審査を終了いたしましたということなので、議会から私たちは、それを受け取っているという形で、今までやらせていただいていると。
　で、小枝委員の言うようなことであれば、議会の、また、そういったご意見が必要であるというふうに、（発言する者あり）私たちは認識をしておるところでございます。
○嶋崎副委員長　そのとおりだ。
○小枝委員　陳情のことが出ましたので、ここで出ている話はここでしなければいけないので、もちろん私は委員会がありますから委員会でやりますけれども、（発言する者あり）今出た話については、陳情者、私も陳情の方をよく知っていますけれども、もう亡くなられた。その方の意図をそのように曲げてしまったら、（発言する者多数あり）その方々の、その方、（発言する者あり）その陳情者の意図というのは、公共施設を再開発の都合であ

ちこちに飛ばさないでくれということをおっしゃっていたわけで、この一丁目一番地のここのところにしっかりと残してくださいよというそれを言っていたのに、あれがあるから開発しますと言ったら、非常にそれは、亡くなった方に対して、ちょっとどうかということを、私としては言わざるを得ない。ここはもう、答弁はいいです。非常に、亡くなった方に対して、私はそれを言わないわけにはいかないので、私は、その方の、随分お話を聞きましたから、それは全く、（発言する者あり）思いがあって亡くなられた方、いや、おっしゃって亡くなられた方は、未来に向けて、いいことを、（発言する者あり）公共施設を守ろうと思っておっしゃっている言葉を、ぜひ濫用しないでいただきたい。それだけは申し述べます。もう、答弁は結構です。

〇大坂委員長　まあ、これは委員会で採択、一度されたことですので……

〇嶋崎副委員長　そうだ。

〇大坂委員長　整理されたことですので……

〇嶋崎副委員長　そうだ。そのとおり。

〇大坂委員長　はい、意見として受け止めていただいて……

〇小枝委員　委員長、でもね、議会で採択されたら、（発言する者あり）この手続…

〇大坂委員長　あの――長谷川委員。（発言する者あり）

〇長谷川委員　じゃあ、最後にお願いというか、もう一つ、答弁いただきたいと思います。

　オープンハウス型の説明会、これはその開催時であれば何時でも来れるという点もありますけれども、説明会としての理解度が低くなってしまうんじゃないか、そういう心配があります。ぜひ、説明会は、きちんと対面で説明会、いろいろ皆さんが議論できるような、質問ができるような形での説明会にしていただきたいと思います。オープンハウス型は今後見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇神原地域まちづくり課長　説明会の手法につきましては、いろいろと一長一短あるのかなというふうに思います。一般的な説明会にいたしましても、なかなか、発言が言える方、言えない方がございますので、（発言する者あり）様々なのかなと。そうはいいましても、オープンハウスが万能というわけではございませんので、説明会の開催の手法につきましては、検討させていただきます。

〇嶋崎副委員長　よし。

〇大坂委員長　よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇大坂委員長　はい。

　それでは、次の項目に移ります。

〇小野委員　防災と危機管理についてということで、（発言する者あり）主に２点です。

　まず、ペットがいる世帯の防災訓練ですとか、備蓄の啓発についてです。こちらは、分科会ですとか、それから過去の災害の特別委員会でも、ペット同行の避難訓練について、（発言する者あり）ご意見ですとか、それから質疑というのがありました。で、もちろん実際のペット同行も大事だとは思うんですけれども、それ以前に、結構やらなきゃいけないことがたくさんあるんじゃないかなということで、幾つか質問をさせていただきます。

　まず、ペットのいる世帯向けの勉強会ですとか、保健所からの冊子配布とか案内で、いきなり避難訓練というのも、方法の一つとしてありかもしれませんけれども、それの前に

も、基礎的な知識ですとか、各ご家庭でご準備いただくことが、ステップとして必要なんではないかなと思いますけれども、そこについては、いかがでしょうか。
○山﨑地域保健課長　ペットの件ということで、保健所では、ペットの飼い方とともに、地域防災計画や避難所運営マニュアルの中で定められている、ペットの防災対策などについて周知を行っております。
　例えば、狂犬病予防注射、その集団接種の案内の中に、避難所での適正飼育ルール、これを同封して、登録者宛て皆様に送付をしております。また、千代田区で犬や猫の飼い方のハンドブックというものを作成しておりまして、その中ででも、記載は少ないですけど災害についても入れさせていただいており、出張所ですとか総窓、そういったところで窓口配布を行っております。また、広報、今年は９月５日号ですが、動物愛護週間に合わせて、災害に備えてという形で周知なども行っている、そういった状況でございます。
○小野委員　そうですね。保健所にはやはり届出がありますので、いろんな、特に犬を飼っている方には、非常にありがたい周知の窓口にもなるのかなと思います。そこで現在ある冊子などを配られているということで、犬や猫との共生ハンドブックの中にも、確かに１ページずつではありますけれども、情報が若干入っているというところがあります。
　で、この今の、ご答弁いただいたその機会というのを活用して、もうちょっと一歩踏み込んだ、より詳しい知識を飼い主の方に持っていただくのって大事なんじゃないかなと思います。ただ、それを一から全部作るというのは、非常に大変なことになると思いますので、もう既に環境省が発行している「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」ですとか、それから各地の被災ペット対策における対応事例とか、課題となった事例ですとか、そうしたものも参考にしていただきつつ、あと、こちら、他区で結構分かりやすいパワポの資料をホームページで公開していたりですとか、それから、実際に同行避難をしてみて、それの反省点がまとめられたりだとかしている資料もかなり出ているかなと思いますので、そうしたものを千代田区版としてまとめ直しをするだとかということで活用して、各世帯に、ペットを飼っていらっしゃる世帯に理解を深めていただくというのも、必要なんじゃないかな、できるんじゃないかなと思いますけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。
○山﨑地域保健課長　環境省から、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン、こういったものも出ているというふうなところでございます。で、各自治体でそれぞれ避難所のルールというのがいろいろありますので、災害対策・危機管理課で避難所の運営マニュアル等を定めておりますので、また連携しながら、こういったものの作成というものも、今後検討していかなければいけないのかなというふうには、今考えております。
○小野委員　はい。ありがとうございます。今、まさに連携と言ってくださったんですけれども、実際に他区のを見てみても、保健所の協力がないとできないところと、それから災害対策だからこそできることということで、かなり連携が必要なのかなというふうに思いました。
　今後、例えばなんですけれども、避難訓練をもし実施されるとしても、同時に体制を進めて整えることを当然お考えだと思うんですけれども、例えばペットの体調管理ですとか専門的な知見が避難所で必要になったときに、獣医師会ですとか、それから区内ですとか近隣区の動物病院とか、それから動物の関連団体ですとか、連携体制なども、もしかした

ら今は保健所で全て理解をされていることだとは思うんですけれども、災害対策としても、そこを連携しながらしっかりと理解していくことが避難所運営協議会への共有にもなるんではないかと思いますけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。
○千賀災害対策・危機管理課長　ただいま小野委員から、ペットの同行避難に関して、より充実させるような取組のご提案というところを頂いたところでございます。
　具体的な訓練といたしましては、都度の避難所訓練など、協議会などでご提案などがあった際に、様々な制約はあるが対応できるようなところもございます。そういった、特に飼い主の方ですとか、ペットの運用に関するということで、そういうところでの訓練に関しましては、今後、より具体な提案などがあれば、保健所などと連携して対応していくと考えております。
○小野委員　ぜひ、よろしくお願いします。猫の場合はちょっと把握が難しい場合もあると思いますので、せっかく区が共催されている猫まつりなどもありますので、そうしたところの活用というのも啓発には有効なのかなと思いますけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。
○山﨑地域保健課長　そうですね。猫に関しましては、登録制度ではありませんので、広く皆さんに周知をしていかなきゃいけないというところで、広報ですとかホームページはもちろんですけど、そういったボランティアさんの活動を活用しながら、啓発活動というのを行っていければというふうに考えております。
　また、動物病院などともちょっと連携できればというところで、今後検討していきたいなというふうに思っております。
○小野委員　はい。ありがとうございます。本当に、いつ来てもおかしくない大震災だと思いますので、やっぱり発災後に、万一、基本的には在宅避難が基本の千代田区ではありますけれども、万一、ペットも同行の上、避難をするということになったときのために、ぜひ、資料なども既に出ているものなどをカスタマイズしながら、分かりやすいものを広報していただければと思います。
　続いて、同じく発災後の指示系統についてというところについてです。
　今年の第１回定例会の一般質問で、発災後の全体像の把握について、関係各所の連携など、全体フローを可視化してはいかがでしょうかということで、ご提案をいたしました。これはいろんなところでそれぞれ訓練をされているんですけれども、訓練の中身について、それぞれの役割ですとか、そうしたことはしっかりと把握をされているんですが、いざ発災をして、直後３日間というところで、何がどのように連携をしていて、どこがどのような指示系統になっているかというのが、実はちょっと、分からないよね、ここ、どうなってるのというような、そういう話題になることがあります。
　そこで、全体像というものがある程度見えるような、そうした組織図のようなものでもいいと思うんですけれども、俯瞰できる鳥瞰図のようなものがあると非常にありがたいんですけれども、そこについての進捗などがもしあれば、ぜひこの場でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。
○千賀災害対策・危機管理課長　発災時の、いわゆる災害対策本部の体制といったところの可視化ということで、本年１定で部長のほうからも答弁申し上げたところでございますが、基本的に、大枠としては地域防災計画などで示されて、そういったことが各機関にお

いて、防災会議などで共有されているというところがございます。
　また、庁内におきましては各職員が対応するということもございますので、具体的な対応のマニュアルなどで、対策の全体像というものを共有しているところでございます。
　また、消防につきましては、前回、今年改定いたしました地域防災計画の中で、災害対策本部の構成員ということにもなったというところでございますので、連携を深めているというところで、そういったところの区の体制の共有を深めているということ。
　あと、その他、主要な防災体制機関ということで、警察や自衛隊などとの連携も深めていくことで、具体的には、今後、例えば予定している運営本部訓練などで、全体体制の見える化、可視化というところを取り組んでいきたいと考えておるところでございます。
○小野委員　ということは、可視化されている資料はあるという認識でよろしいんでしょうか。
○千賀災害対策・危機管理課長　現在、一般的にちょっとお示しする形ではまだ作成をしていないという状況でございますけども、そういった体制については構築をしているというところでございます。
○小野委員　もう、まさに、今、課長が言ってくださった頭の中にあるものを、ぱっと一目見て、分からない人が、あ、こういう連携になっているんですねというのが分かると、非常にありがたいというふうに思いますし、やっぱり実際にですね、例えば災害医療連携ですとか、いろんなところでやっていらっしゃいます。また、私も消防団でやっていますけれども、あっちこっちに行くと、例えば避難所運営協議会に行くと、消防団は一体いつ来てくれるのとか、そういう話になっちゃうわけですよ。でも、消防団って、そういう指示系統の中では動いていないはずですし、そうしたものが一覧として分かれば、ぜひ、非常に助かりますし、また、動きに対して判断基準も含めて迷うことがないと思いますので、ぜひ、頭の中にあるものを一覧で見えるような、見える化をするということを早期にやっていただければなと思いますので、よろしくお願いします。
○千賀災害対策・危機管理課長　そうですね。そういう防災計画上で、区としての防災組織がどのように構成されているか、それは、どのように分かりやすくするかというところを、また検討を深めているところでございますけども、早急に、そういった分かりやすいお示しができるものという形で対応していきたいと思います。
○小野委員　よろしくお願いします。
○大坂委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。
　それでは、以上で総括質疑を終了いたします。
　暫時休憩いたします。

午後５時５４分休憩
午後６時４２分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。
　これより意見発表に入ります。
○嶋崎副委員長　はい。どんどん。
○大坂委員長　どうぞ。牛尾委員。

○牛尾委員　２０２１年度、各会計決算の認定について、意見表明を行います。
　介護施設のＰＣＲ検査、ヒートアイランド対策の推進、災害時要配慮者の避難個別計画作成や難聴者の補聴器購入助成の拡大などは、評価するものであります。
　しかし、本決算に反対をする第一の理由は、公共住宅や家賃補助の拡充を求める区民の切実な声に応えようとしないということであります。公共住宅に入居できた世帯とそうでない世帯との不公平は広がるばかりであります。住まいは人権です。この立場に立った住宅施策を求めるものであります。
　第二に、まちづくりの問題であります。再開発事業における情報公開が不十分です。情報公開は、住民参加の大前提です。さらなる改善を求めます。また、公有地を組み込む際の住民参加と合意形成のルールがありません。ルールづくりを進めることを求めるものです。まちづくりでの住民の合意形成については、神田警察通り沿道整備についても議論になりました。住民の合意形成の最後までの追求を求めます。
　第三に、国保、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計については、区独自の値上げ抑制の努力がうかがえました。しかしながら、コロナ禍や物価高で、暮らしと営業が苦難に直面しているさなかです。国保料の所得割、介護保険の基準額、後期高齢者医療保険料均等割の引上げは、認められません。
　本委員会で審議された子どもの発達支援の拡充、神田一橋中通信教育課程の教育環境の充実など、早急な検討と具体化を求め、２０２１年度各会計決算の認定について反対いたします。
○大坂委員長　次は。
　山田委員。
○山田委員　議案第４１号、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見発表をいたします。
　令和３年度の一般会計決算額は、コロナ禍における各種対応によって支出額が増大し、令和２年度に比べ、１３０億円余り、１７.１％の減となったものの、執行率は８４.２％となり、前年度と比べ、０.２ポイント下回りました。これは、コロナの感染拡大が継続し、事業執行が予定どおり進まなかったという点が要因であったと確認できたところです。しかしながら、事業内容によって見積もった当初予算については、一部では必要と思われる以上の額を計上していたことも、審査によって明らかとなりました。
　コロナの感染拡大は、いまだに収束が見えない状況であり、なおさら令和３年度予算編成時には、見積りが困難であったことは理解できますが、だからこそ、執行に当たっては慎重な対応が求められることは言うまでもありません。
　一方で、財政の健全化を示す諸指標や経常収支比率は、前年同様、いずれも適正であり、財政上、健全な状態であることが確認できました。加えて、令和４年度予算でも区として力を入れている施策の一つであるゼロカーボンの取組については、中小企業に対する支援を通して、区長のより前向きな姿勢と力強い答弁を頂くことができました。
　千代田区の強固な財政基盤をもって、こうした施策も含めて着実に推進し、執行率の向上につながることを期待し、議案第４１号に賛成いたします。
○大坂委員長　米田委員。
○米田委員　令和３年度各会計決算について、賛成の立場から意見発表をいたします。

令和３年度事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止策、小規模事業者緊急経営支援事業など、補正予算を逐次組みながら、区民の命と生活を守り、また中小事業者の支援につなげていくことができたと評価いたします。

個別事業といたしましては、ＩＣＴ教育の推進、地域福祉計画の改定、その中での包括的な支援体制の整備、重層的支援体制の整備、就学前プログラムの改定、認知症サポート事業、産後ケアの拡充、ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種など、評価できるものであります。

このたびの分科会審議、また総括質疑においては、区独自の物価高騰対策について、前向きな答弁を頂きました。ぜひとも、機を逸することなく、速やかに実施されることを要望し、令和３年度各会計決算の認定に賛成いたします。

〇大坂委員長　はい。

ほかに。

小枝委員。

〇小枝委員　２０２１年度各会計決算について、意見を申し述べます。

昨今の千代田区の進め方は、公平・公正さを欠く案件が増えています。区民は、行政への不信感を高めています。外神田一丁目１番地にある万世会館をこの地に残してほしいという亡くなった一人の女性の陳情を区議会が趣旨採択をしたことをもって、再開発で等価交換を進めるという、意図を全く違う形で切り取って利用するというやり方は、さらに不信感を強めるものになりました。（発言する者あり）

先行き不透明な時代、子どもたちに大きな負担や負の遺産をつくってはなりません。２０２３年問題、不動産大量過剰の時代がもう既に始まり、都心の新築ビル、空室率は４０％を超え、物価高、資材高騰の中、千代田区の開発に偏り過ぎた区有財産の処分や地域ルールの変更は、地域を分断し、住み続け、コミュニティを継続する意欲を失わせる状況にすらあります。長引くコロナ禍の中で、ここ千代田区でご商売や住まい、コミュニティを引き継いでいけるか、区民に最も身近な行政が、千代田区を愛し、住民に寄り添い、住民の側に真摯に立って事業展開をしてくださることを、区民は切に願っています。千代田区における多くの教育現場や、介護、保育、保健所、清掃、樹木の維持管理等々、様々な現場で区民のために働く多くの職員のことを、その仕事ぶりを、私は知っています。

しかし、今回、様々な各論については取り上げませんが、地域のことを大切に思う気持ちを受け止め、考えの違いを乗り越えて、よりよい時代に向かう区民のテーブルを導き出す力を今の行政は持っていらっしゃるはずです。残念ながら、それが発揮できていません。どうかその力を発揮していただきたいと願う立場から、令和３年の決算の認定に反対をいたします。

〇大坂委員長　はい。

長谷川委員。

〇長谷川委員　２０２１年度各会計決算について、意見発表をします。４点申し上げます。

一つ目に、２０２１年度、長引くコロナ禍において、千代田区は、２回目、３回目のワクチン接種が順調に進みました。また、里帰り出産がかなわない妊産婦への産前・産後の支援が充実したことは評価します。コロナ禍での支援にとどまらず、来年度以降も、千代田区で子育てをする方々の不安や孤立を防ぐために、継続した支援が必要と考えます。

二つ目に、さくらキッズ、児童発達支援について、医療的ケア対応の看護師常駐は、やっとかなったものですが、利用する幼児、児童が増えているのにもかかわらず何ら改善されていない。幼児期、学童期の養育により、成人してからの生活力につながるか、生きづらさが残るのか、それぞれの人生に関わる大きな問題です。区民の声を受け止め、早急な対策、拡充を求めます。

３番目に、まちづくりについて、千代田区参画・協働ガイドラインに沿った手順・手続がされてきたのかと疑問に思うことが多々あった。オープンハウス型説明会でのパネル展示による説明だけでは足りないのではないでしょうか。参加されるご高齢者は、立ったままでパネルを見て回る様子がつらそうで、早々に会場を後にする様子も見受けられました。いま一度、説明会等の周知方法、区民との意見交換、説明会の在り方など、検討が必要と考えます。

また、麹町仮住宅についても、東京メトロとの協議が進まず、多額の費用がかかる重大な問題であり、今後の工事の見通しが立たず計画が不明瞭なままでは、区民からの不信感は拭えません。

四つ目に、千代田区は、他区と比較しても財政的に余裕があります。区独自の区民への生活支援ができたはずではないでしょうか。物価高騰による負担についても増していることから、今後、早急な対策を求めます。

以上のことから、２０２１年度決算に反対します。

〇大坂委員長　はい。

ほかに。

小野委員。

〇小野委員　議案第４１号、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算について賛成いたします。

令和３年度は、コロナ禍で変化しやすい社会情勢が続き、臨機応変な対応が求められました。事業によっては初の試みもあり、予算立てに苦慮された点も答弁からうかがえました。また、執行についても、補正予算や予備費等での対応が多く、この点の評価について意見が様々ありましたが、切れ目ない対応を迅速に実施した結果と受け止めております。

監査では、改善点があるものの、歳入と執行について適正との評価であり、財政の健全さ、次年度に向けて所管を超えた連携や調整で、区民の暮らしやすさ、地域のつながり、にぎわいの実現に向かっている点も確認できましたことから、議案第４１号に賛成いたします。

〇大坂委員長　岩田委員。

〇岩田委員　意見発表をさせていただきます。

行政は、究極のサービス業だと思っています。区民の皆さんからは常に１００％が求められますが、それを実現するのはなかなか難しいと思っています。ただ、数々の議論の中で、区民の皆さんにご不便を生ずるようなことを改善するよう求めても、それを是正しないような答弁も多くありました。また、区の法律の解釈について、区はこのように解釈しております、との趣旨の答弁が度々出てきましたが、その点、非常に危険を感じています。本来ならば、区が法律などをどのように勝手に解釈するかではなく、法の趣旨に照らしてどのように解釈しなければいけないのかを考えなければならないのです。にもかかわらず、

区の都合のよい解釈をし、開発に突き進んでいく区の姿勢に違和感を覚えます。これは、法の趣旨、定義などについても同様であり、分からなければ、そのたびに法律家によるリーガルチェックを受けるなり、上級行政庁に問い合わせるなりして、明らかにするべきであります。知らないことは恥ずかしいことではありません。知らないことを知らないままにしておくことが恥ずかしいことなのです。

さらに、永田町駅出口のように、いまだ工事額も負担額も曖昧なままの工事もあります。これは、今、区立麹町仮住宅に住んでいる方の利便性と工事の騒音による被害を比較検討しつつ、住民の方々に意見を求め、どのようにすべきか考えるべきであるのに、今の住民の方が引っ越してから工事を始めるというのは、単なる工事額、負担額確定の先送りではないでしょうか。その額も数十億円と聞いていますが、こういった暗中模索の状態では、決算に賛成することはできません。よって、反対いたします。

最後に、まちづくりをする際は、特に住民の意見をよく聞き、住民に寄り添い、住民の意見を反映するべきだと思っています。今後は正しく広報し、より住民の声をよく聞いていただきたいと思います。

〇大坂委員長　岩佐委員。

〇岩佐委員　議案第４１号、令和３年度各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見発表します。

コロナ禍で補正予算を何度も組んだ一方で、中止もしくは縮小した事業も多く、執行に当たり、前例にない判断を迫られることもあったのではないかと思います。判断に当たっては透明性、公平性を意識し、適時議会へと説明していくことを求めます。

混乱が予想されたワクチン接種や医療体制の維持支援、中小企業支援等、コロナ対策については評価できる一方で、適応指導教室につながらない不登校生徒や、親の就労状況を考慮していない障害児支援など、支援が不十分であると議会から指摘があるにもかかわらず、見直されていない事業も散見されます。制度のはざまにいる当事者の意見を丁寧に聞いて、きめ細かい支援をしていただくことを求め、賛成いたします。

〇大坂委員長　はい。

次。次は。西岡委員。

〇西岡委員　議案第４１号、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見発表を行います。

令和３年度決算は、コロナ禍により、当初、歳入額の減少が危ぶまれていましたが、区民税の堅調な伸びや交付金の増加によって、形式収支は４０億円余、繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても３５億円余と、いずれも黒字になっています。

しかし、一方で、定期監査結果では、昨年度同様の事務執行における誤りの指摘が見られました。これは、例年の指摘にあるように、区の内部統制の取組がまだ徹底されていないことの表れであり、区民の大切な税金を執行して事務を進める立場から、区に対してはさらなる徹底を求めるものです。

その他、決算審査では様々な課題が明らかとなりましたが、埋蔵文化財における包蔵地の課題をはじめ、区民体育大会、マンション管理、神保町地域まちづくり、キャリア教育や教育の在り方、ゼロカーボンの取組、公営住宅のミスマッチの課題など、それぞれ精力的な審査によって、区の前向きな回答を得ることができました。

コロナの感染拡大の収束はまだ見通せず、物価高騰も進み、不透明な社会経済状況が続いていますが、今後も適正な事務執行による区政の推進をお願いし、議案第４１号に賛成いたします。

○大坂委員長　はい。そのほか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長　はい。以上で、意見発表を終了いたします。

休憩いたします。

午後６時５８分休憩

〔河合委員退席・退室〕

午後６時５９分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は２２名です。

採決は起立により行います。

議案第４１号、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坂委員長　岩田委員、牛尾委員、飯島委員、木村委員、小枝委員、長谷川委員を除く委員が賛成です。よって、本案は賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

（「よし」と呼ぶ者あり）

以上で、本委員会に付託された議案の審査を終了いたしました。

休憩いたします。

午後７時００分休憩

〔河合委員入室・着席〕

午後７時００分再開

○大坂委員長　委員会を再開いたします。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

○桜井議長　予算・決算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

大坂委員長、嶋崎副委員長、たかざわ副委員長、池田副委員長をはじめ、委員の皆さん、熱心なご審議、誠にありがとうございました。また、理事者の皆様にもご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

執行機関におかれましては、当予算・決算特別委員会の中で行われた貴重な論議を、今後の区政運営へ反映させるよう努めていただくとともに、今後とも真摯に事務執行に当たっていただくようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

○大坂委員長　続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長　予算・決算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、分科会、総括審議と、長時間にわたり、慎重かつ熱心なご

審議を賜り、議案第４１号、令和３年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成多数をもってご認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

分科会あるいは総括審議の過程におきまして頂きました様々なご意見につきましては、重く受け止めまして、今後十分に留意をいたすとともに、区民の目線に立った区政運営に一層努力してまいる所存でございます。

委員長の大坂隆洋議員、副委員長の嶋崎秀彦議員、たかざわ秀行議員、池田とものり議員のご尽力に厚く御礼を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

〇大坂委員長　ありがとうございました。

それでは、最後に、私から一言、御礼を申し上げます。

議長、副委員長をはじめ委員の皆様、連日にわたる長時間に及ぶ審査、お疲れさまでした。今回の総括質疑より、分科会報告書について、タブレット端末の委員会での使用を許可するという試みを行いました。また、３月の予算委員会に引き続き、部門ごとに質疑を行うというスタイルになりましたが、大きな混乱もなくスムーズな進行にご協力いただきましたことを、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で予算・決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後７時０３分閉会